

横濱事件史

特209

202



0005792000

2

0005792-000

特209-202

横浜事件史

竹下百馬・著

竹下百馬

昭和14

ABD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第67条の規定に基づき、平成12年3月23日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

66

特 209
202

緒言

神奈川県市事件、所謂「横濱疑獄」は昭和九年に始まり、五年の歳月を閲して昭和十三年に終つた。その間被告本人は元より之に繋るもの、嘗めた辛苦は言ふに忍びないものがある。併しながら正しいものに最後の勝利は歸し、總員の九割に達する百二十名が綺麗に無罪を宣告されそのまゝ第一審限り確定して、刑事補償法に據る國家補償を請求せるものには悉く與へられ、汚辱されたる名譽を完全に回復した輝かしき日を漸く迎へたのである。

それから相當の時日が経過したのに、被告たりし某の所轄警察署防犯係は被告としての監視を忠實に續けてゐたさうである。解除の通知がないからであらうが、自他共に迷惑千萬な話である。又某は絶えて久しい知人に遇つた時、「先頃はえらい目に遭はれたやうで」までは良かったがそのあとがいけない。「有りがちなことでせうに」と挨拶されて、何だかもう懲役でも済まして出て來たと思はれてゐるやうに感じたといふ。

偶々無罪になつたことは知つてゐても、何にもなくつて擧げられる譯がないから巧い理窟をつけるか偉い辯護士を頼んで免れたのだらうと思はれてゐるかも知れない。吾々自身の經驗に徴するも、一度事件に問はれた人に關しては、檢擧されたといふ印象のみが強く残り裁判の結末などは深く記憶に留めない。あの人は何かの事件に引つかゝつた筈だと簡単にきめてしまう。この傷痕が、それも間違つて附けられたのに、いつまでも癒えないといふことは受難者にとつて忍び難い被害である。

それには事實を明にして一人でも多く真相を知つて貰ふことが陰影を除去するたゞ一つの方法であつて、こゝにいふことが現代に於ても存在するから、その場合に採るべき對策に就て世に問ふのもあながち無用のことではないと信ずる。亦色

々配慮された方に對して事件の經過を報告することは義務でもある。これが本冊子を上梓する趣旨であつて公開發表された資料に叙述の根據を置いて少しも粉飾を加へない。錯誤の原因に對し批判した部分もあるがそれは徒に誹謗してゐるのではない。邦家の爲めに今後此の如き冤罪の根絶を希求するが故に大方の注意を喚起するに外ならない。氏名に敬稱を省き被告と冠せる如きも一般讀者の區分に便した爲めの非禮である。言論陳述などを本文に織りこみ或は無斷登載した點はあしからず御諒恕を願つておく。速記録其他に據り難きものは誤り傳へることを恐れて残念ながら割愛することにした。

- (一) 被疑者を警察に留置した責任をさへ回避せんとする。
- (二) 所謂「司法ファッショ」は本件發生に重大なる關係がある。
- (三) 冤罪の呪ひは國家に損害を與へる。獨善は司法の光輝を汚すものである。

第二節 動

- (一) 横濱市政協調の實相を知らず無責任の浮説に動かされて初めは市政の裏面に不正ありとしたがこの主張を續けることは事實が許さない。
- (二) こゝに於て市吏員商人の單なる腐敗となつたが不正の請託が無い事實の前には何の爲めの贈收賄であるかの説明がつかなくなつた。

第三節 自 白 偏 重

- (一) 自白以外物證無しとする。
- (二) その反面證據を湮滅せるかの如くに言ふ。
- (三) 有利なる反證は却つて不利に扱はるゝ處がある。
- (四) 押收物件の中に自白の虚偽を證するものがあるのに之を調べて見ない。
- (五) 自白の偏重すべからざるは通論であるのに自白のみで證據充分なりとする。
- (六) その自白といふのが自由任意のものでなく不拘束者の自白さへ虚偽であることが明にされる。
- (七) 絶對否認してゐるものには證據とする自白がないから片言の自白を採つて推斷する外に言ふことが無い。

第四節 峻 烈

- (一) 取調振は凄慘を極める。自殺未遂者が續出するに至つて外部でも問題になる。

- (一) 深切叮嚀は必ずしも期待しないが法廷では貴様といふ言葉さへも使はないと言ふのである。
- (二) 眞實を探索する方法は一つも採らないでたゞ自白を強要する。そして被告の多くは結局屈する。
- (三) 知らぬ間に追起訴をされてゐるものがある。
- (四) 處遇表によつて抗争してゐることが分る、それが峻烈と無實とを物語る。
- (五) 峻烈が進むと暴行になる。それが無いのに有りとならば宜しく排撃すべきである。

第五節 我

執

- (一) 過を知つて之を改めないであつたら冤罪は絶えない。
- (二) 検事更迭すると雖も有罪の論告をするが論旨は一貫しない。
- (三) 非の明瞭となつたものは放棄すべきである。

第四章 豫 審

豫審がしつかりしてゐたら檢察が間違つても横濱事件は消滅してゐたであらう。

第一節 訊 問

- (一) 豫審の調べ振は如何にも形式的であるかの如くに見える。
- (二) 豫審で否認すれば検事局に戻され際限がないから長期勾留を苦痛とするものは肯定する外ないといふ心理になる。
- (三) 盡すべきを盡して嫌疑が晴れないといふのであれば致し方ないが當然爲すべきことが爲されてゐない。
- (四) 豫審ではこの程度以外に方法がないものとすれば誤つて疑はれたらその時に運命は決められてゐるのである。

第二節 記 録

録

- (一) 訊問調書と聴取書との差違を殆んど発見することが出来ぬ。
- (二) 記録自體荒唐無稽を物語り之を讀めば眞偽の判別がつく。
- (三) 事件合理化の努力は途中で放棄されてゐる。かゝる記録に價値を見出せない。

第三節 決 定

- (一) 豫審終結決定の結果眞實を発見されたもの一件もなく悉く公判に附せられる。
- (二) 決定書に粗漏杜撰の部分がある。

第四節 特 徴

徴

- (一) 供述が無用の變遷をして體を爲してゐない。
- (二) 事由に必然性のあるものがない。
- (三) 人の關係が贈收双方共に適格者と認められない。
- (四) 所が官公衙とされてゐるのが數百件に達ししかも之を怪しまない。
- (五) 時が漠然としてゐるがそれでも尙ほ多くの不在證明が立てられる。
- (六) 金額回数が事由に伴はない。
- (七) 資源費途の認定が確實でなく悉く反證に依て覆される。
- (八) 贈答饗應が總じて行はれてゐないことは腐敗してゐないことを證明する。

第五節 疑 獄 犠 牲

- (一) 多くの犠牲者を出して悲惨を極める。

(二) 横濱事件に鑑みて覺醒する所があるならばこの事件も必ずしも無駄ではないかも知れぬ。

第五章 裁判

神聖なる裁判は横濱事件の眞實を初めて明かにしたのであつた。

第一節 公判

五事件別に審理の状況を述べ之を總括して裁判長と被告の眞摯なる態度を説く。

第二節 論告 求刑

公判中検事が幾度か迭り公訴を維持されたが有罪の主張に傾聴するに足るものを見出すことが出来ない。

第三節 辯論

辯護人の辯論は痛烈を極め此の如き事件の發生に向つて非難を加へる。

第四節 判決

果然大量無罪が出て其の判決理由は極めて明快である。検事控訴もなくそのまま確定する。

第五節 青天白日

判決に續く後記として刑事補償、名譽回復、雪冤會のことなどを記す。

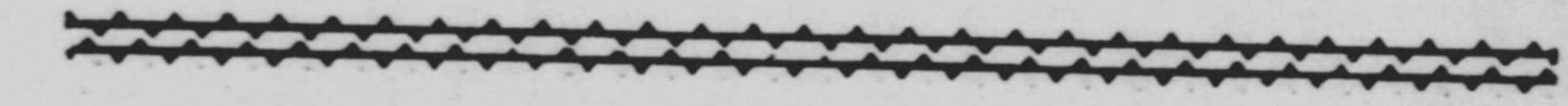
第六節 脚 下 照 顧

各方面の反省を求むると共に自戒して結論に換える。

横濱事件史

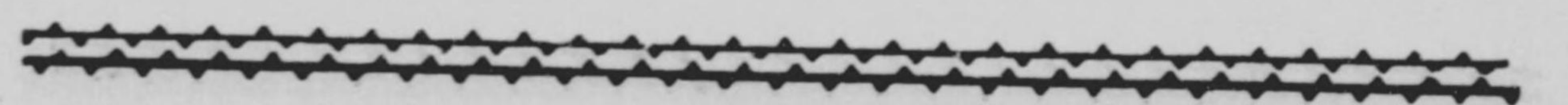
目次

緒言	一
第一、摘發	三
一、川崎市事件	三
二、土木局事件	六
三、電氣局事件	二
四、水道局事件	四
五、縣(内務省横濱木土出張所を含む)事件	一八
六、横濱疑獄總括	二二
第二、捜査	二六
一、「拷問神奈川」	二六
二、人權蹂躪告訴	三三
第三、檢察	四〇
一、獨斷	四〇



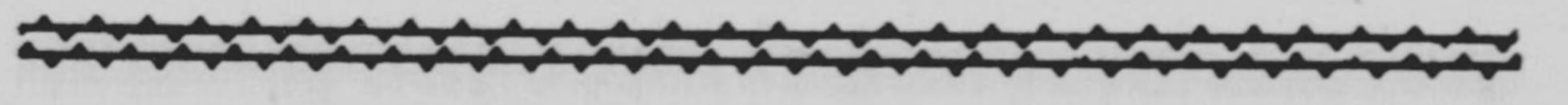
第四、豫審

二、盲動	四四
三、自白偏重	四九
四、峻烈	五九
五、我執	七〇
一、訊問	七八
二、記錄	八四
三、決定	八六
四、特徵	九一
(一) 供述	九二
(二) 事由	九四
(三) 人	九八
(四) 場所	九九
(五) 時間	一〇一
(六) 金額回数	一〇二
(七) 資源費途	一〇三
(八) 贈答餐應	一〇七



第五、裁判

五、疑獄犧牲	一〇八
一、公判	一一
(一) 川崎市事件	一一
(二) 土木局事件	一二
(三) 水道局事件	一四
(四) 縣事事件	一五
(五) 電氣局事件	一六
(六) 總括	一六
二、論告求刑	二〇
三、辯論	二三
四、判決	二四
五、青天白日	三〇
六、脚下照願	三三
附錄	
橫濱事件日表	一四一
人權問題世論	一四九



橫濱事件史

内容梗概

緒言

苦闘五年、雪冤成る。事件の真相を録して世に贈る。

第一章 摘發

川崎市、横濱市土木局、同電氣局、同水道局、及神奈川縣廳の五部門別に疑獄擴大の經過を圖表に依て審かにし、摘發そのものに先づ次の無理があるとする。

- (一) 購買係を中心として嫌疑をかけその陳述は少しも眞實性が認められないのそのまま取上げられてゐる。
- (二) 公務員と會社商人とが交互に召喚され所謂「底無し疑獄」となつて不正を爲さざるものなしといふ状態である。
- (三) 摘發の目標が多數人員と主要人物を檢舉しさへすればいゝかの如くに見える。
- (四) 主要人物に關係ある事件には自白させて起訴猶豫にしたものが配置されてゐる。
- (五) 犯罪方法が孰れも同型で共通の特徴を持つており普通の常識では到底信ぜられないものがある。

第二章 捜査

空中樓閣の横濱事件を解く鍵は司法警察官の暴行凌虐を明かにすることに盡きる。

第一節 「拷問神奈川」

- (一) 拷問の非違を黙過した監督者に責任がある。
 - (二) 取調即拷問であつて捜査とは自白強要以外の何物でもない。
 - (三) 拷問方法は殘虐を極める。
 - (四) 拷問は耐えられないものでなく無實でも結局認むるに至らざるは無い。そして無實であればこそ拷問を憤る。
 - (五) 拷問があつても顧みず警察署に於て聴取書が作られる。
 - (六) 聴取書が出来ると之を鵜呑みにして事實あるものとし檢察上層部まで誤まれる。
 - (七) 拷問の爲めに無實の自白をと言つても法廷戰術なりとして通らないことが多い。
 - (八) 拷問に遭つた場合はどうしたらいいか、この解答は遂に何人よりも與へられない。
- 第二節 人權蹂躪告訴**
- (一) 人權蹂躪告訴は官權に抗爭することで實現困難であるが冤罪證明の第一歩であつた。
 - (二) 告訴は取上げられないが懲戒處分はあつた。併しこんなことで積風の根絶は望まれない。
 - (三) 檢事の退職轉出によつて其の責任の免るべからざるを明にするの外なきことになつた。
 - (四) 公判廷で人權蹂躪の事實があつたことを認められ被告供述の信憑力を増したことは告訴効果の現はれである。
 - (五) 人權蹂躪は絶滅しなければならぬ。

第三章 檢察

檢察が正しくされてゐたら拷問ありとも横濱疑獄の如きは起つてゐない。
第一節 獨斷

第一 摘發

一、川崎市事件

「横濱疑獄」は端を川崎市事件に發し、狂へるが如き摘發によつて「無」より「有」が生れ、呪はれたる多數の犠へが血みどろに弄ばれてゐるかに見ゆる稀有の恐ろしい事件である。

昭和九年七月十一日元川崎市助役横山三佐二が召喚され先づ

- (イ) 日吉村會に於ける横濱・川崎兩市何れに同村を合併すべきの議事を妨害せる暴行事件に關し之を教唆せりとの件
- (ロ) 川崎市塵芥焼却場敷地買収に關し不正ありとの告發に因る件

の取調に次ぎ淺野セメント外數件の瀆職ありとせると、別に學校建築に關し不正ありとせるものより擴大して第一表の

疑獄擴大經過表 (自第一表至第十五表) 汎例

黒線矢印ニヨリ自白ノ經過ヲ示ス、太線及ビ太字ハ多數ニ關係アル重要ノモノ、職名ハ事件當時ノモノトス。
 氏名横○〇ハ贈賄、◎ハ收賄、××ハ公務執行妨害教唆トス。
 氏名下「消滅」ハ自白アルニ係ハラズ起訴セラレザリシモノ、「否認」ハ相手方ノ自白アルモ絶對ニ認メザリシモノ、
 △拷問、△同告訴、□自殺、□同未遂トス。
 括弧内數字ハ起訴件數ニシテ贈賄被告ニアリテハ相手方人數、收賄被告ニアリテハ件數、一件ノモノハ其表ノミニテ
 相手方明瞭ナレド二件以上ノモノハ他ノ表ニ相手方アルモノアレバ第何表トシテ之ヲ示シオケリ。

省横濱土木出張所方面に贈賄せりとし、同年八月二十七日派流として別に學校建築關係の加瀬忠次亦横濱市土木局方面に贈賄せりとしたので、昭和九年九月に入りて俄然疑獄は横濱に及んだ。(第二表参照)
 この第二表の天野は土木局事件、田邊は水道局事件の源になる。

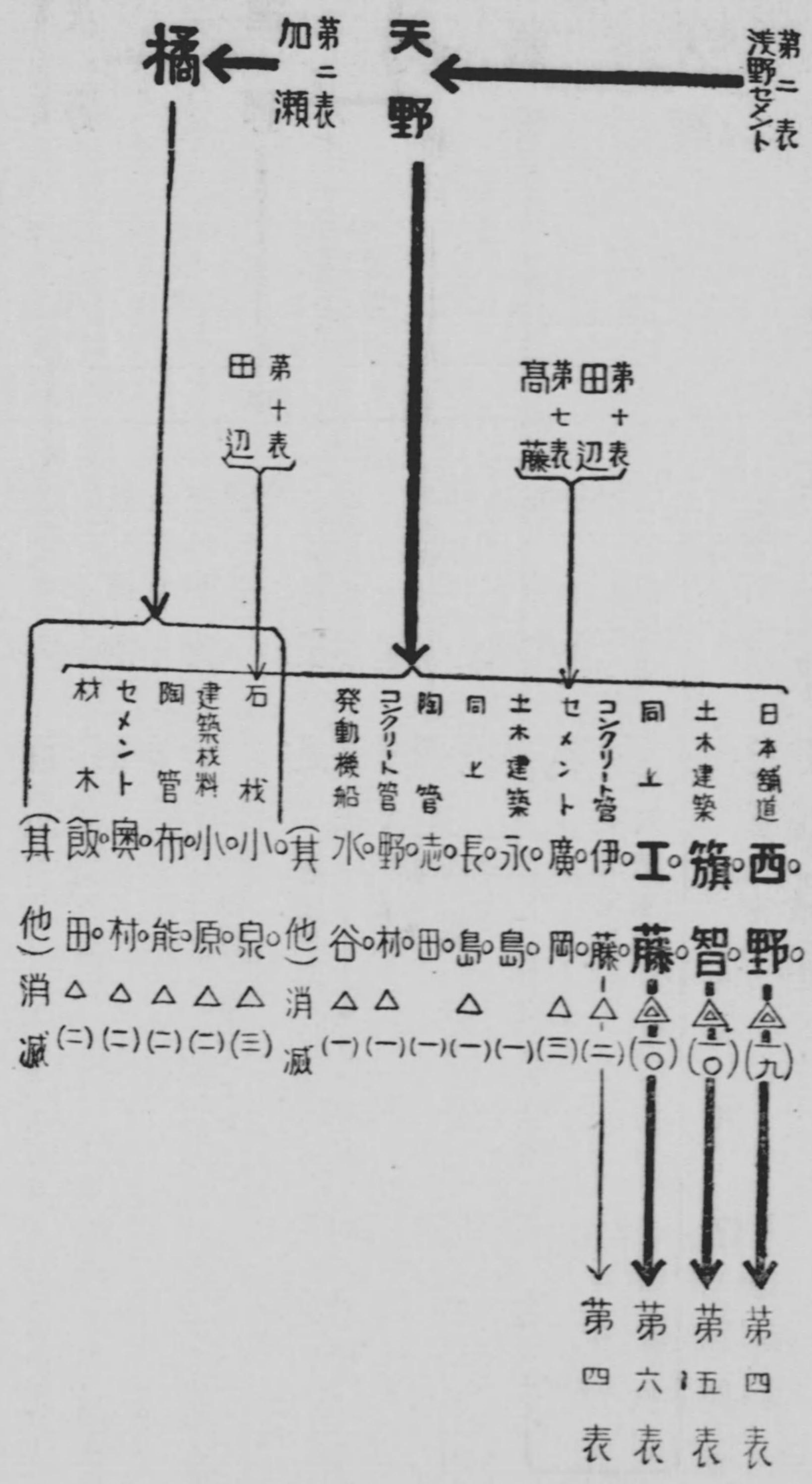
二、土木局事件

昭和九年九月六日元土木局購買係主任天野操は退職して神戸市にゐたのが連行されて来て淺野セメントを認めた外に第三表の如くに收賄したと自供する。餘り多いので打切られて消滅した物もあるが、第二表に示した贈賄側から附加へられて後に殖えたものを併せると十八件になる。出入せるものから收賄せざるはなしといふ狀況である。
 之と前後して土木局調度係主任橋知秋亦同様の狀態の下に七件を認める。(第三表参照)
 そこで會社商人側のもが續々召喚せられることになり、今度は何にも知らない官公吏の名を出していつたので疑獄は交互に鼠算の如く擴大して行く。

日本鋪道(日本石油道路部の改稱)の横濱出張所主任西野平次郎は同年九月十五日前記天野の外土木局で前土木局長大岡大三(當時横濱市助役)以下、縣で神奈川縣土木部長田邊良忠(勅任待遇)以下、後に至つて電氣局で前電氣局長永田兵三郎(當時土木局長)以下、計十九名に贈賄せりとし同社の専務關根博の名を出した。爲めに關根も同年九月二十一日召喚され結局電氣局分以外を認むるに至つた。こゝで面白いのは關根が都市計畫課長下村猛を加へたに拘はらず西野が之を入れなかつた爲めに消滅し同課長は召喚されなかつたことである。(第四表参照)

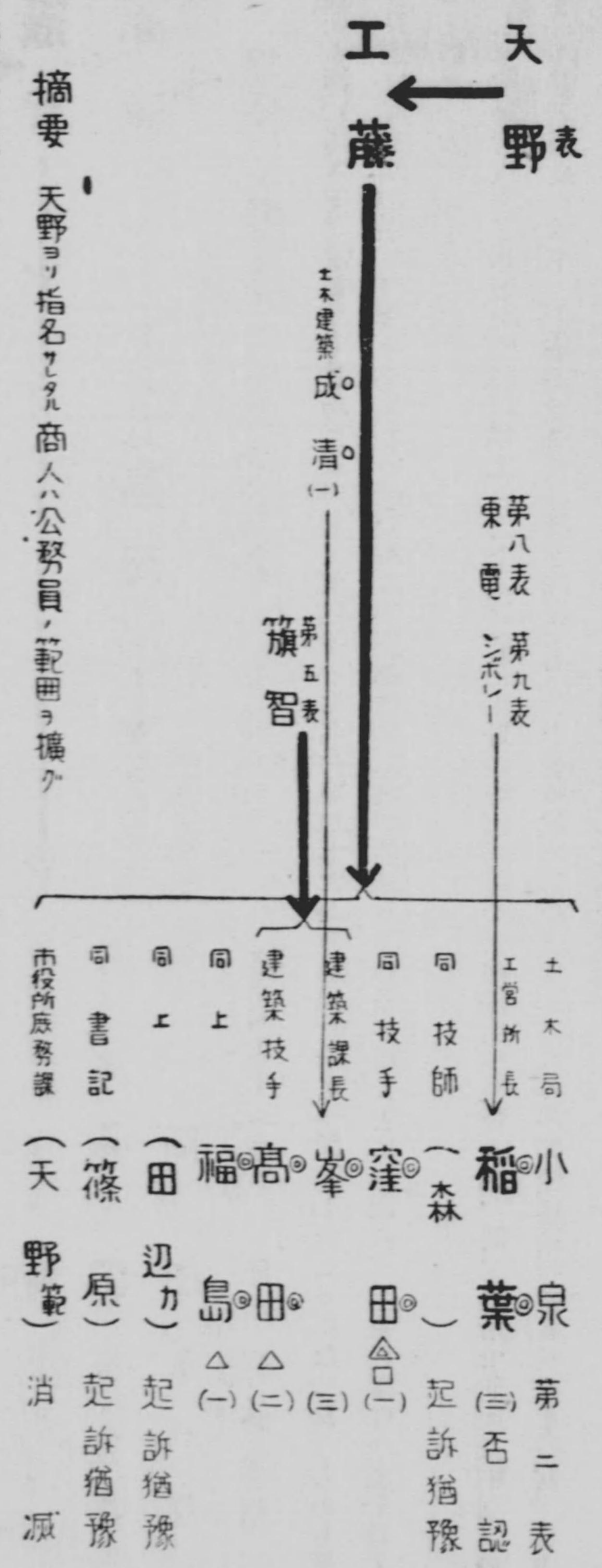
土木建築請負業久良木組の旗智友喜知は名義人旗智良造の實弟で組の事務員であるが、同年九月十九日先づ前記天野の外土木局で庶務課長小泉賢次郎、電氣局で購買係主任高藤龍吉の三名を認め、後更に土木局で前局長大岡大三、建築課で

第三表 土木局天野ヨリ商人へ



摘要 土木局事件ハ主トシテ天野ヨリ擴大ス

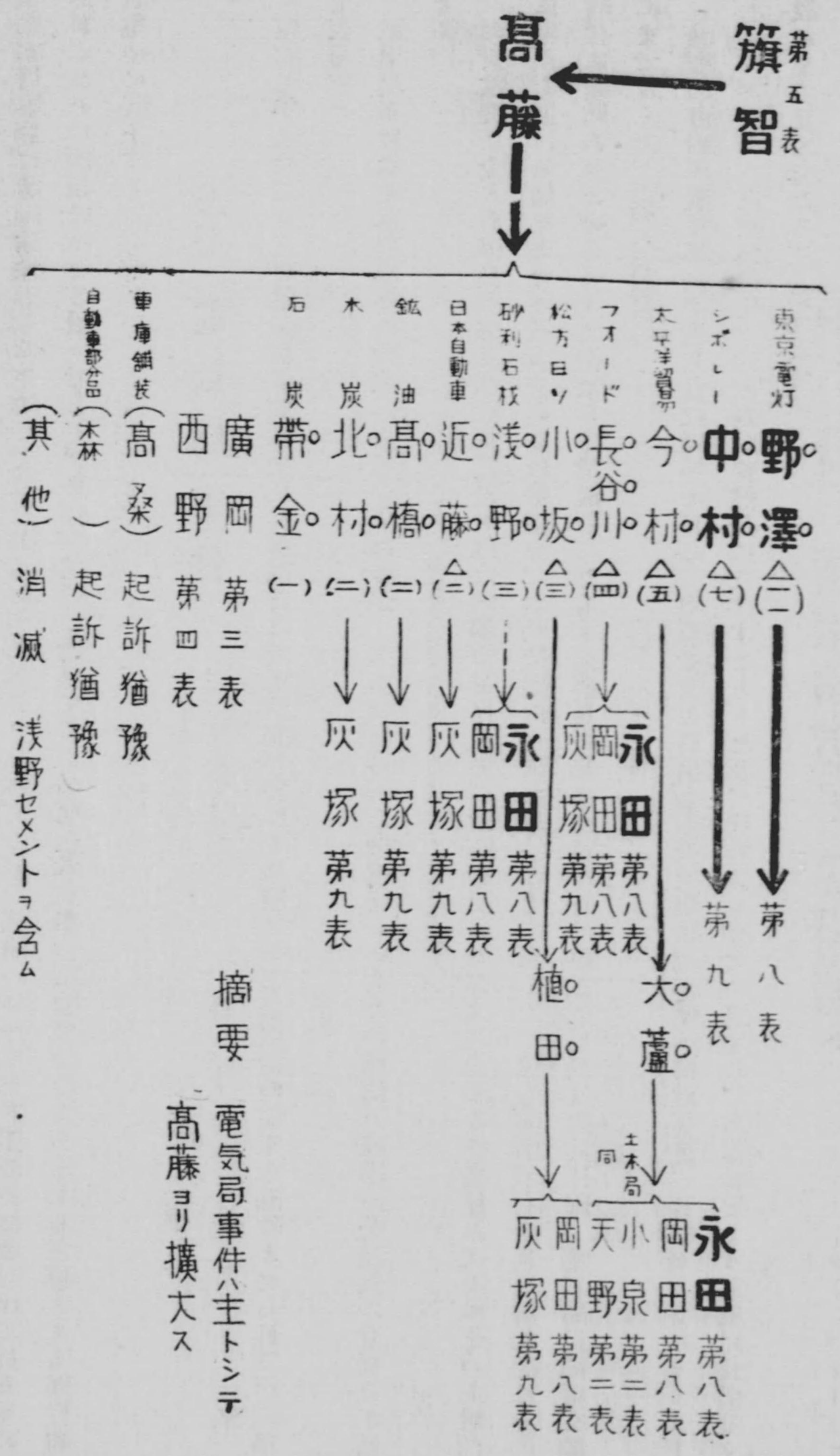
第六表 工藤ヨリ公務員へ



摘要 天野ヨリ指名ヲシタル商人ハ公務員ノ範圍ヲ擴ク

對比すれば解る。而してこの三人の相手方には大岡・永田・稲葉・田邊等を含む。かくて中區長小泉賢次郎は前土木局庶務課長として淺野セメントが早くその名を出してゐるので同年九月十三日、建築課長峯彌太郎は同年十一月七日、そして横濱市助役大岡大三は同年十一月十日召喚せらるゝに至つた。横濱疑獄は次に述べる三局長に次ぎこの大岡助役の起訴を見ることになつて最高頂に達し、遂に當時の大西横濱市長が辭表を提出する騒ぎとまでなり市政は一時危殆に瀕したのであるが、檢察當局は之を以て「市政廓清の目的を略々達せり」と公言されたものである。

第七表 電気局高藤ヨリ商人へ



摘要 電気局事件ハ主トシテ高藤ヨリ擴大ス

土木局事件は起訴猶豫のものを除いて計三十名を算する。その内には他の部局の事件にも関係ありとせられてあるものがあるがそれは表に示せる通りである。又他の部局に所属するものは土木局事件に關係あるものと雖も主體とする事件の員數中に計上する。次節以下この要領に依る。

三、電気局事件

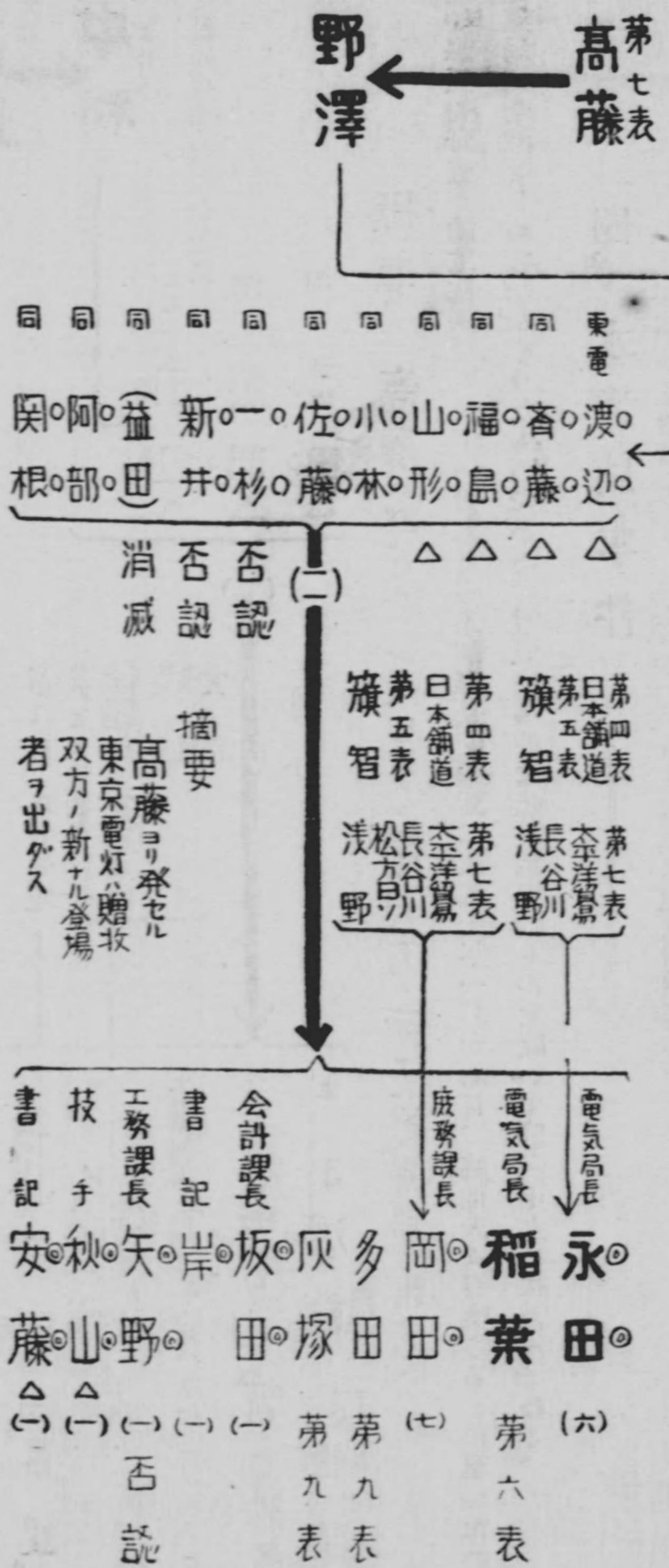
昭和九年九月二十三日電気局購買係主任高藤龍吉は前記箕智の外にも收賄せりとし取捨の結果十五件とせられる。(第七表参照)
電気局事件は土木局事件の飛沫から起つてゐるが、高藤の自供から俄然新しい商人の喚問と無辜の公務員の登場とが始まる。

東京電燈集金人野澤良三郎及び社員渡邊次郎は同年十月九日先づ贈賄を認めだが共謀資源等の關係上次々にその上層部に範圍を擴げる結果となり横濱支店長佐藤穩徳、本社營業部長新井章治にまで及んだ。但し前横濱支店長益田元亮はその時代に贈賄ありとせらるゝに拘はらず消滅してゐる。公務員の方は高藤の外に前電気局長永田兵三郎、電気局長稻葉文毅にまで及んだ。(第八表参照)

神奈川自動車販賣部長中村久吉は同年十月八日贈賄せりと自供し亦漸次贈賄側が殖へ同社専務、日本ゼネラルモーター(シボレー)東京出張所、同社副販賣部長に及ぼすこととなり、收賄側も數次に追加して高藤は元より電気局長稻葉文毅にまで及んでゐる。(第九表参照)

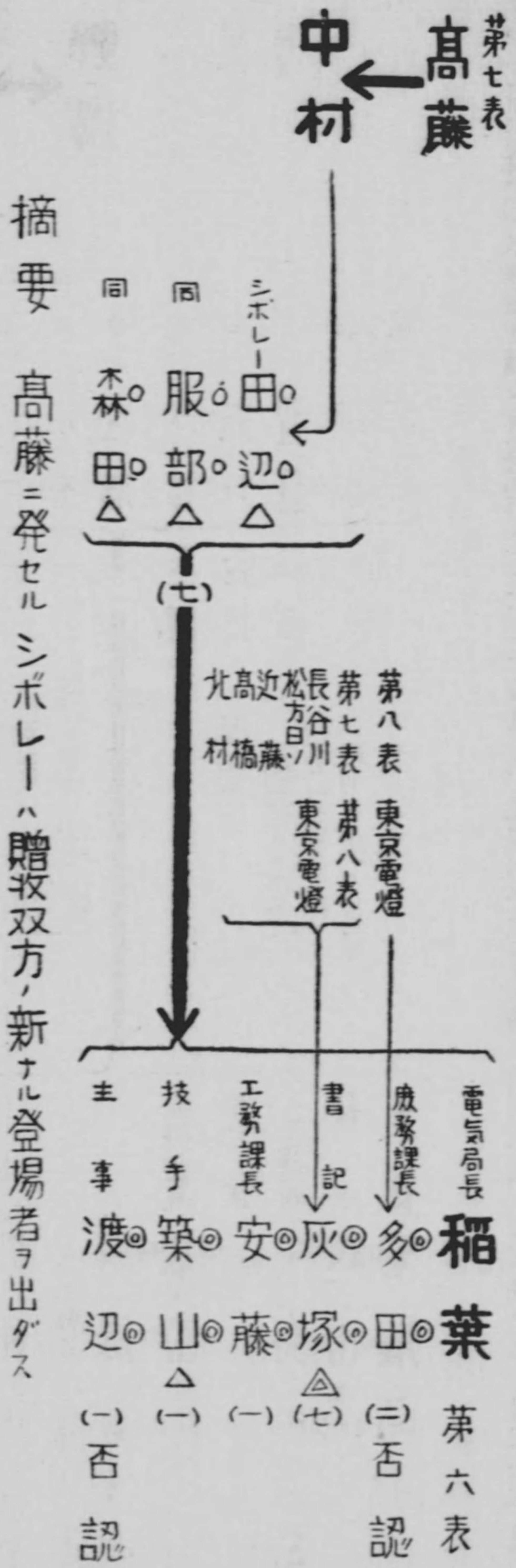
其他第七表に示すが如く太平洋貿易(ビチユマルス)の今村和作、松方日ソの小坂清、ジャパンモーター(フォード)の長谷川欽二、砂利石材の淺野美作等も相當に電気局事件を擴大してゐる。

第八表 東京電燈ヨリ公務員へ



かくて土木局長永田兵三郎(前電気局長)は十一月九日、電気局長稻葉文毅(前土木局工務所長)は十月二十六日、博覽會理事岡田和厚(前庶務課長)は十月二十二日、庶務課長多田純二は十月三十一日、會計課長坂田德藏は十二月八日、

第九表 「シボレー」ヨリ公務員へ

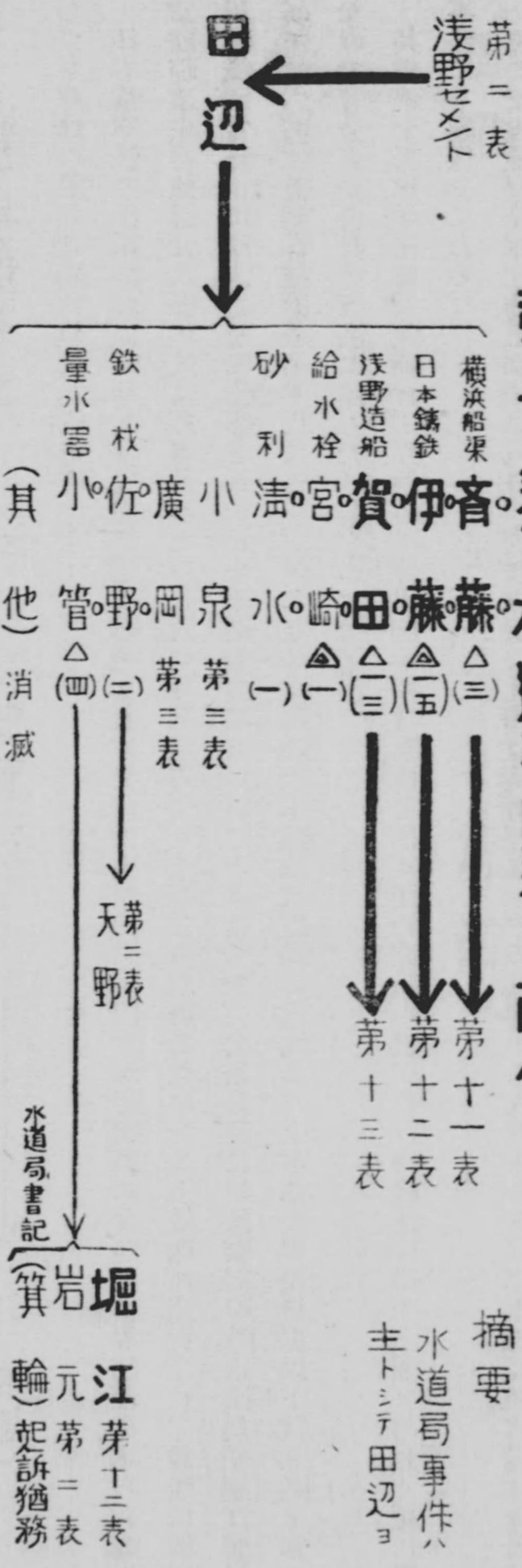


運輸課長矢野充(前工務課長)は十一月九日、工務課長安藤新二は翌年一月十七日、其他夫々召喚さるゝに至つたから電氣局は全滅せしめられたやうなものである。電氣局事件は起訴猶豫のものを除いて計三十九名に及んでゐる。

四、水道局事件

昭和九年九月九日水道局購買係主任田邊耕平は浅野セメントを加へ消滅したものを除き十一件の收賄ありといふことになる。(第十表参照)
これより水道局事件として大旋風を捲き起すことゝなつた。

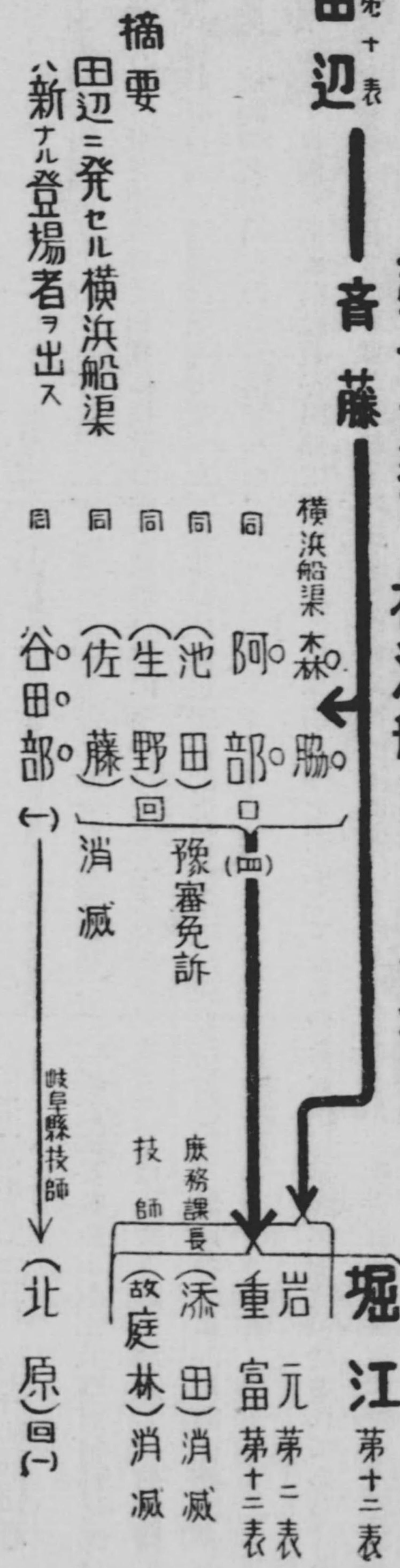
第十表 水道局田邊ヨリ商人へ



横濱船渠社員齋藤喜八郎は同年九月二十日先づ贈賄を認め漸次贈賄側が殖へて前營業課長森脇重四郎及び前常務阿部梧一に及んだ。此外同社の池田寛は横濱事件で豫審免訴になつたたゞ一人であり、佐藤光尾は釋放されて消滅し、前常務生野鼎は保釋後自殺して公訴棄却となつた。公務員側は田邊書記を加へ水道局長堀江勝已以下計四名外に添田前庶務課長及び故庭林技師の名が出てゐるが消滅した。

横濱船渠では別に同社前社員谷田部太郎が單獨に岐阜縣事件を惹起してゐるのを水道局事件に便宜包含されてゐる。その相手方島根縣土木課長北原嶸(前岐阜縣技師)は爲めに横濱に連行されたのであるが、收容直後起訴前に獄中で自殺した。横濱事件では後に記すやうに外にも自殺したものがあつたが横濱船渠だけの關係で二人まで犠牲者を出したことは何と

第十一表 横濱船渠ヨリ公務員へ



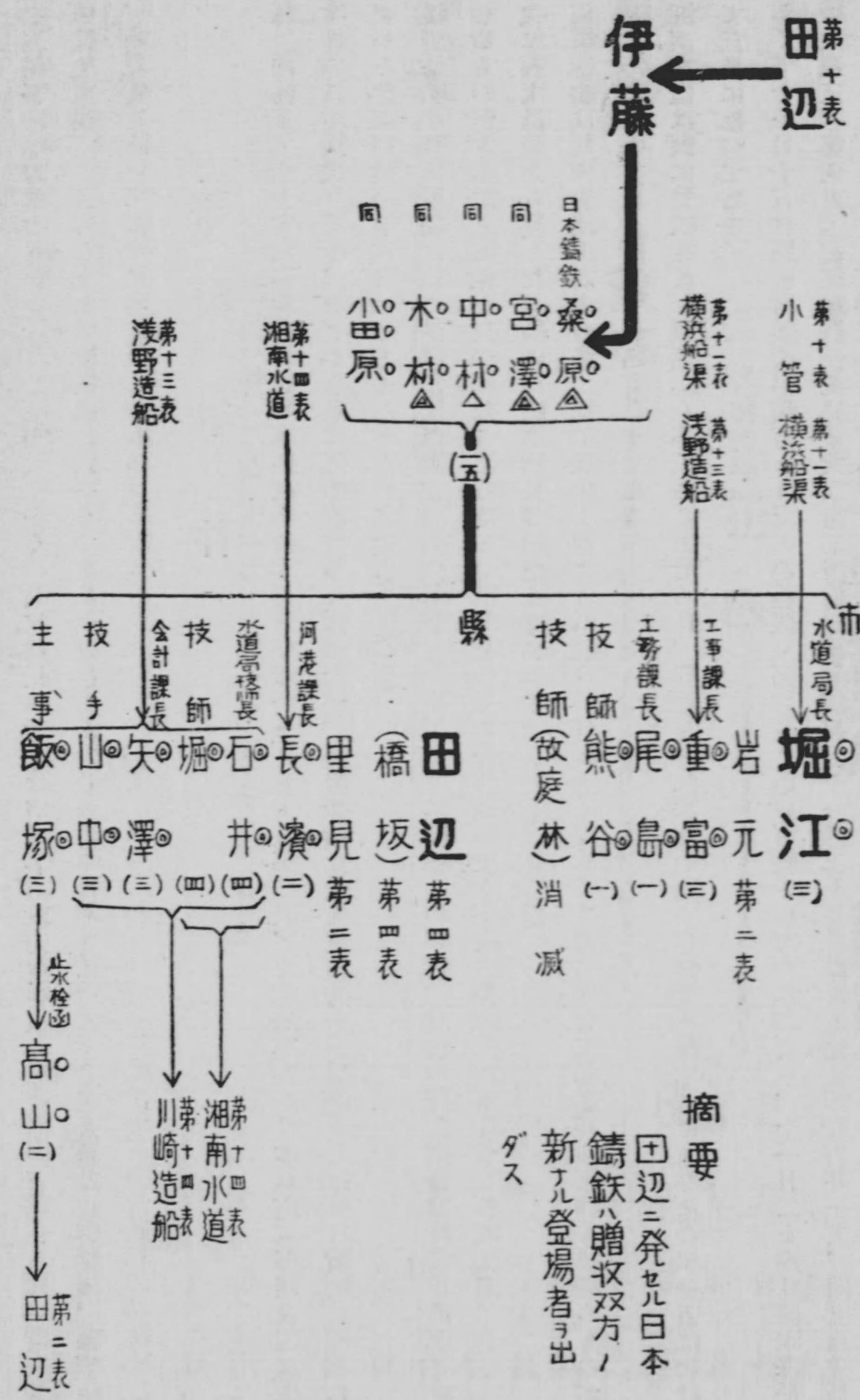
しても悲惨の限りと言はねばならぬ。(第十一表参照)

日本鑄鐵管の伊藤虎雄は同年九月二十日先づ贈賄を認め次いで桑原卯左衛門宮澤保次郎に及び更に専務理事木村利龜太常務理事中村健吾は大阪に於て検事及びその帶同せる刑事等より峻烈なる取調を受けたる上横濱に連行され、最後に隅田川精鐵所常務小田原大造まで檢舉されたから贈賄側六名といふことになつた。公務員側は田邊書記の外水道局長堀江勝已以下計六名、故庭林技師の名も出てゐる。後になつて縣の土木部並水道局に飛火し、土木部長田邊良忠以下計九名を加へたので官公吏の合計十五名に達した。(第十二表参照)

其他第十表に示せる大阪機械工作所の小管東郎も相当事件を擴げ淺野造船の賀田秀一は後述(第十三表)の如く更に縣事件にも關係してゐる。

そこで水道局長堀江勝已は十月八日、庶務課長岩元秀は淺野セメントの關係から九月十一日、工事課長重富潔は九月二十八日、工務課長尾島貞治は十月二日、其他夫々召喚せられたのである。

第十二表 日本鑄鐵ヨリ公務員へ



水道局事件は贈收せりとせらるゝ金額最も多く「堀江局長の背後を追究し市政腐敗の核心を衝く」と稱へられ、横濱疑獄中最も重視すべきものとして取扱はれたやうであるが遂にそんなことにもならなかつた。登場人員は起訴猶豫、豫審免訴、自殺者を除いて計十九名に及んでゐる。

五、縣 事 件

縣(内務省横濱土木出張所を含む)事件は川崎市事件の淺野セメント(第二表)土木局事件の日本鋪道(第四表)、水道局事件の日本鑄鐵(第十二表)から既に運命附けられてゐたが、淺野造船支配人賀田秀一が同年十月三十日贈賄せりとした頃から愈々摘發の手が及ぶことになつた。(第十三表参照)

淺野造船は賀田單獨のものが縣と水道局、社員伊藤憲二の賀田と共にせるものが縣、賀田の彌富商會取締役花田淳と共にせるものが水道局と關係が三つになつてゐるが、此等を併せて公務員は土木部長田邊良忠以下計十三名に及ぶ。

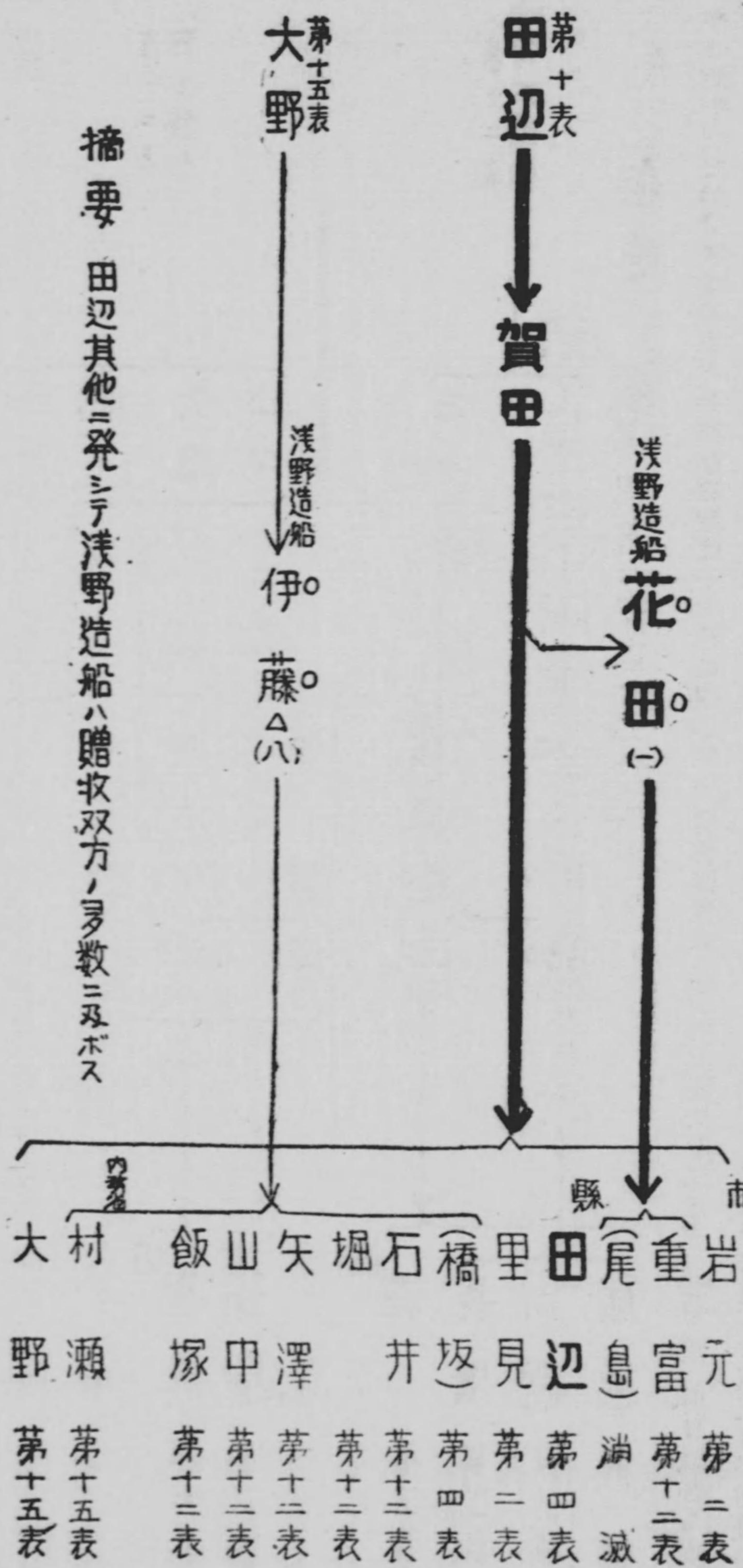
次に縣水道局から發したものに川崎造船及び湘南水道がある。(第十四表参照)

川崎造船は代理店淺山商會の淺川貞治及山下豊より本社取締役渡邊十輔に及び別に同社工場課長藤野卯吉單獨のものがある。その相手方は合計して五名になつてゐる。

湘南水道は縣に買收された關係から不正ありとせられ、同社技師加藤傳七より常務豊田亮太郎に及びその相手方は合計して三名になつてゐる。

かくて十一月十五日屬村田義夫が淺野セメントの關係(第二表)から召喚されたのに初まり、十一月二十四日經理課長橋坂武運三(第四表)、前經理課長里見富次(第二表當時學務課長)十一月二十九日縣水道局技師長石井一夫、同庶務課長兼會計課長矢澤光藏(第十二表)等順次召喚され、折から開會中の神奈川縣會で大問題となつたが其の終了直後たる十二

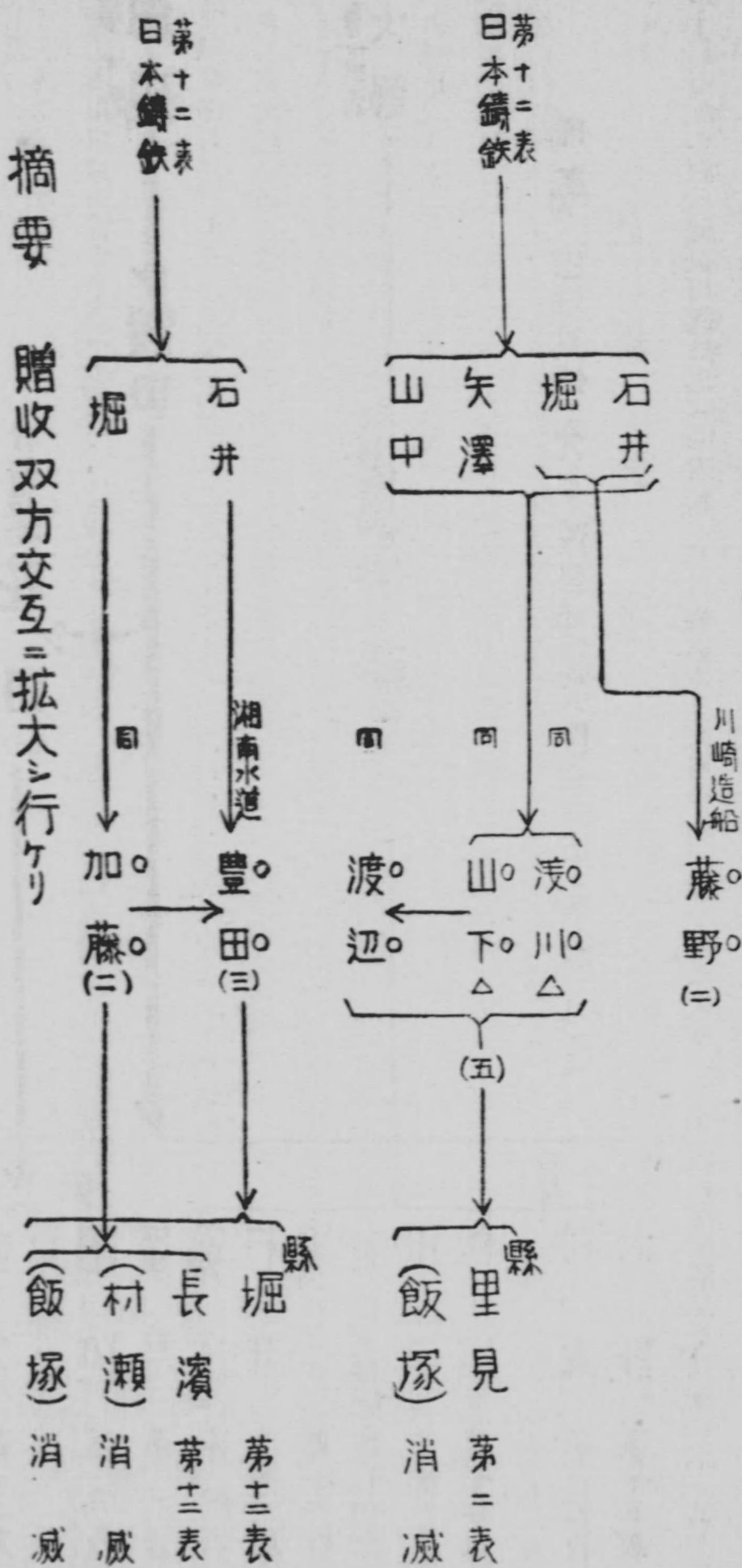
第十三表 淺野造船ヨリ公務員へ



摘要 田辺其他ニ発シテ淺野造船ハ贈收双方ノ多数ニ及ボス

月十二日遂に土木部長田邊良忠(第四表)が召喚さるゝに至つた。翌十年に入り一月十六日前河港課長長濱時雄(第十二表、當時長崎縣土木課長)が召喚され、道路課長三宅秀太、前道路課長村瀬吉雄(當時奈良縣土木課長)の如きは數次喚問され日本鋪道一件の關係(第四表)のみだから現に高桑、富永二技師の例もあり認むれば起訴猶豫にすると云ふことで

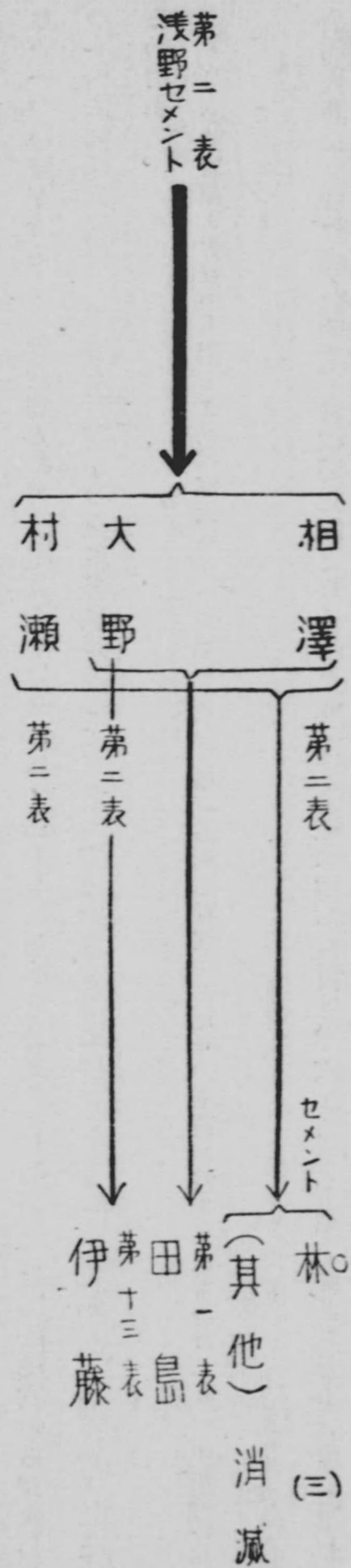
第十四表 縣水道公務員ヨリ川崎造船及湘南水道へ



あつたやうだが、無實のことを認むる能はずとして屈しない爲め四月になつて三宅は十二日、村瀬は十七日孰れも拘束の憂目を見た。しかも其頃日本鑄鉄の關根、西野は共に既に保釋出所後だつたのである。右の内橋坂武運三は保釋後自殺し豫審で公訴棄却となつた。

内務省横濱土木出張所事件は淺野セメントの關係から九月三日先づ内務技手相澤庄七次いで内務屬村瀬昇、同大野和と計三名(第二表)の召喚に止まつたが他の事件と同じ順序に擴げたならば其の上層部にまで波及したであらうことは言ふまでもない。さればその部内には痛くない腹を探られるのであるが、不安に戦いて神経衰弱になつた人までであると傳へられたものである。(第十五表参照)

第十五表 内務省公務員ヨリ商人へ



摘要 淺野セメントニ發セル内務省公務員ハ新ナル商人ヲ登場セシメモ多クハ消滅セリ

相澤、村瀬、大野の三名は第十五表の如く淺野セメントを認めた外他の商人よりも收賄ありとし日本鋼管(第一表)淺野造船(第十三表)の名を出してゐるが、三井物産、横濱船渠、南武鐵道等は消滅したので、範圍はこれ以上に廣まらな

いで済んだ。以上縣事件としては起訴猶豫、公訴棄却のものを除いて計三十名に達してゐる。

六、横濱疑獄總括

試みに摘發そのに含まれる無理を摘出して見ると目につくだけでも次のやうなものがある。

(イ) 購買係に中心をおいて之を強要したから其の自白は少しも眞實性が認められないのにそのまゝ取上げられてゐること
購買係は商人名簿から言はれるまゝに拾ひ出したのであるから、初めは會社は指定しても贈賄者の氏名が解らなくて言へなかつたり、居りもせぬ人や間違つた名前を言つたりして、後に追々固められてゐる。それが自供とは謂ふものゝ信じられない一つの證左である。會社商人の方は職員録を見せられて知りもしない官公吏の名を出す。それは役所から押收したものゝ内に物品購入伺、工事施行伺等の決裁書類があつて、之に捺印せるものに疑ひをかけてゐるから、さういふことになるのである。

(ロ) 公務員側と會社商人側と交互に擴大していつたから、所謂「底無し疑獄」となり、不正を爲さざるものなしといふ結果になつてゐること

公務員側より會社商人側へ、會社商人側より公務員側へ、交互に梢から枝を、枝から幹を出してからみ合はす。これでは際限がなくていくらでも被疑者は殖えて行く。尤も問題に上り聴取書まで出来てゐながら或る限度に打切られたから、底無しとは謂へないかも知れぬ。但し縣市各事業廳の首脳部は之を悉く網羅し惣花式の疑獄は華々しく展開した。不徳のものが偶々ある一部局に存在したと謂ふのならば、あながち考へられないこともないが、これは何處も彼處も除外例なく腐敗しこれまで人格高しとして崇敬されてゐた人々が揃ひも揃つて假面を被つた犯罪者だと謂ふのである。役所と取引關係のある會社商人がその全部と謂つてもいゝほど、不正を働かないのは無いとするのである。これが事實であつたら驚くべき現象と謂はねばならぬ。

(ハ) 目標が主要人物と多數關係者を檢舉さへすればいゝといふ様に見ゆること

表に示したやうに自供があつても消滅したものがあつて、就中極端なのは電氣局の高藤書記の例であつて、淺野セメントが贈賄したと言ひ本人が收賄したと言つてゐるのに、どういふ譯か消滅してゐる。そんなことのあるべき筈はないが、結果からいふと、他に罪とするに足るものあれば個々の事案は洗ひ盡さず棄てられて主力の注がれる目標は他にある様に見えるのである。

(ニ) 主要人物に關係ある事件には自白させて起訴猶豫の取扱をしたものを配置し事件を強化してあること

部局長が連座してゐる事件に限り表で示したやうに起訴猶豫の取扱を受けたものが、故意か偶然か夫々配せられてゐる。孰れも收賄せりと自白し行政處分に依て現職を退いたのであるから、服罪したのと同じである。それが事件を強化してゐることは争へない。

(ホ) 犯罪の方法が共通同型であつて普通の常識では到底信ぜられない特徴を持つてゐること

贈收賄行為が白晝公然衆人環視の官公衙に於て敢行されてゐるとされ、不正の賄賂を下僚が憶面もなく上司に取次ぎ上局亦平然之を部下から受取つてゐるとされ、甚だしきは贈收双方の多數がリレー式に現金を恰も郵便物の配達か何かのやうに仲介授受してゐるとされるなど本項に就ては後述するが、兎も角實世間には有り得ない特徴を持つてゐる。横濱事件の筋書は之を要するにどの事案でも極めて單純に同型に出来てゐるのである。今五事件を總括すると第十六表の如くなる。

第十六表 横濱事件關係者員數表

區分	横濱市						川崎市					
	水道局		電氣局		土木局		計	公務員	商人側			
	計	商人側	計	商人側	計	商人側						
第一審	一九	六	一三	三九	一四	二五	三〇	二二	一八	二〇	九	一一
留置	一二	一	一一	二六	六	二〇	二四	八	一六	一五	七	八
喚	七	五	二	一三	八	五	六	四	二	五	二	三
公判ニ附 セラレザ リシ者	九	二	七	六	一	五	五	三	二	六	四	二
自殺	二	一	一									
豫審免訴	一		一									
起訴猶豫	一	一		三	一	二	四	三	一			
不起訴	五		五	三		三	一		一	六	四	二

摘要	合計		内務省及 横濱土木 出張所	
	計	商人側	計	商人側
下記三名 ヲ加フ レバ被疑 者ハ一六 八名	一三八	八〇	三〇	一七
人權蹂躪 告訴者一 七名	八六	六二	九	二
峻烈ナル 取調ヲ受 ク	五二	一八	二一	一五
参考召喚 ノ者ヲ除 ク	三〇	一六	四	四
獄中一名 保釋後二 名	三	二	一	一
僅ニ一名	一	一		
記録上贈 收賄自供 含ム	一〇	七	二	二
自供者ヲ 含ム	一六	一一	一	一

この尠大なる数は検査の當時既に「殆んど常識を以て信する能はず」と稱せられたものである。又事實これだけ多数の人の身邊を数年の永きに亘つて洗ふ中には、落目になると面白からぬ風評が出て来て公私生活の上に色々の醜態を曝露するものであるが、叩いても埃りが立てず、却つて平常の心構へを明にするものがあつた。公務員の中には二助役、三局長一部長、十七課長あり、會社員の中には東京、横濱、大阪、神戸に於ける一流會社の重役、高級社員を含むが夫等が何の原因もなく漫然贈賄を慣行してゐたと謂ふのである。この如き空中に樓閣を描くが如き横濱事件が抑もどうして起つたか。正しくさへあれば刑事問題などに累せられるやうなことはないものか。不幸にして災厄に遭遇したならばどうすればいいか。これより章を分つて説くことにする。

第二 捜査

一、「拷問神奈川」

横濱事件を過つて起せる根元の禍因は次章に於て述べるが、直接の責任は暴行凌虐の限りを盡した司法警察當局にありこれが監督の任にあつた當時の警察部長、知事亦知つて黙過したのであるから其の一半は負はねばならぬ。一體刑事事件が進展してゐる際之を事前に阻止する方法はないので又外部から關涉が出来るやうでは司法制度の破滅である。さればみす／＼誤つて疑はれてゐることが分つてゐても進んで釋明すると免れんが爲めにする策動と見られるから拱手座視する外はない。たゞ正しい捜査によつて眞實が発見されることを期待し且つ祈願してゐるだけである。然るに横濱疑獄の場合人權蹂躪の事實は早くより外部に漏れてゐて之に原因して無辜の檢擧となつてゐることが分つてゐたのであるから、心あるものは之が爲めに過つて大事とならんことを深く憂ひ此の點に關する限り豫め其の筋の注意を喚起したのであつたが遂に聽かれず爲すがまゝに放任せられた。偷安曠職利巧に世渡りせんとするものゝ通弊かも知れないが部下の非違を戒飭せんとする誠意もなければ斯界の蠻風を匡正せんとする氣力もない。宜なる哉、「拷問神奈川」の名は幾許もなく天下に鳴り響いたのであつた。されば人權蹂躪を離れて横濱事件はない。空中樓閣の謎を解く鍵は人權蹂躪の眞相を明白にすることに盡きるのである。

檢事局の不正を糾弾せんとする熱意に咎むべきは元よりないが、初めより犯罪ありと妄斷し平靜を失してゐたとしたらその指揮命令下にあつて第一線に動ける司法警察官に之が反映しない筈はない。捜査班を組織してかゝつたのからして豫

め事件の輪廓を想定してゐたことを示すに足るもので、相互の功名争ひを結果に於て激發させてゐる。されば捜査といふのは取調即拷問で他に何物もなく事實の有無眞偽などは問ふ所でない。被疑者を抑へつけて曲りなりにも「遣つた」「貰つた」と言はせさへすれば任務は了るやうである。物的證據を蒐めるのでもなければ傍證を固めるでもない。贈收賄の資源を確めず費途も探らない。爲めに取引關係が殆んど無いのに多額の贈賄をし職務關係が全く無いのに過大の收賄をしたといふ類の自白が續出しても之を怪しまず、犯行を認めれば鬼の首でも取つたやうな氣になつて其の内容の如きは問題にしない。

拷問の手段方法に至りてはあまりにも殘虐陰慘を極め筆にするに堪へないが一體どんなことをしてゐるか記録に據つてその一般を見やう。

- 一、捜査班には夫々三四人の刑事がおり其等が引張つてきた被疑者を取囲み何にも言はせず白狀しろの一點張りで惡罵の限りをつくす。次いで部屋を締切り暴力を振ひ出す。
- 一、扇子、棒、竹刀、拳骨等で身體、頭、顔など處嫌はず打つ、突く、叩く、毆る。指の間に鉛筆の類を挟んでこじる。
- 一、耐えきれないで腰掛けてゐた椅子から轉げ落ちると手で張り飛ばし足で蹴上げる。
- 一、不動の姿勢で兩手を擧げ壁に面して長い間立たせ自分達はうしろで碁でもうつてゐる少しでも手が下つて來ると毆りつけ、兩側から腕の筋の急所を揉み肘關節部を掴んで締めあげる。
- 一、三方四方から兩腋、肋骨部などを拳骨でグリグリ揉みこむ。揉り責めといふが痛みつけるのであるから之を繰返してゐると紫黒色に腫れ上り皮がむけて一面に血がにじみ出で、遂には失心状態に陥る。
- 一、倒れると座らせておいて膝の上に馬乗りなる。酷いになると四脚の丸椅子を横に倒しその上に座らす。長い時間置くと椅子の脚の稜角の所が脛の骨身に喰ひ入る。膝の上に馬乗りになるか重いものを乗せると遂には切れこんで傷つく。釋放された餘程後ま

でその傷痕は残るが拷問の證據として認められない。

一、両手を柔道用の平帯で縛り抵抗が出来ない様にし、立たせて突き離し、坐らせて蹴飛ばし、倒して揉みあげる。或は又頭の毛を掴んで振り廻はす。こうなると口中は熱ばみ唇は切れて膨れ上り唾液に血が混る。食物は咽喉に通らないが嘔めもしない。

一、両手を縛つておいて巴へ投にし壁にブツつける。又反対側に抛ける、結局人事不省になる。

一、「殺せ殺せ」と悲鳴をあげたり之が最後と「天皇陛下萬歳」と絶叫したりすると大急ぎで汚ない雑巾でも持つて来て口の中に押しこみ其上を外のものでグル／＼捲いて聲が出ないやうにしてみよう。

一、左右の手首を後頭部の方に廻して縛り其紐に椅子をブラ下げる兩肘を頸の下の所に引きつけて合せるやうにすると咽喉が締つて息が出来なくなる。

一、更以後の刑事が椅子を下方に突くと背に引かれて反るから自然腹が前に出る、前の刑事が出た腹を衝くと今後は痛いから屈むやうな恰好となつて椅子が上に飛び上る、身體の屈伸に従つて椅子が背中や上下に躍動するのである。之を交互に連続されると遂に呼吸が困難になり眼の前が眞暗になつてブツ倒れる。

一、手の外に足まで縛り兩手兩足を縛つた紐の餘りを背中で胴に縛つて結び合はせ丁度荷物のやうにからげ其處を持上げて引提げ仔猫のやうに振り廻して投げ飛ばすからクタクタになる。

一、留置場に戻される時は動けなくなつてゐるから刑事に抱へられて漸く歩く。検事が出張した時は検事局の書記にすがつて階段を降りる状態であるから拷問を知らぬ筈はない。

一、際限なく連日續くから結局負けて無いことでも白状する。そうすると刑事は早く言へば痛い目を見ないのでと言つて傷の手當までして呉れる。血にじんだシヤツは薬罐の湯で洗つて證據を残さないやうにする。

昭和の聖代にあつて尙ほかゝることが行はれてゐやうとは、恐らく何人も想到し能はざる所であらうが、これは現實の事實であつて過大に述べてゐるのではない。と云ふのは上申書でも公判供述でも拷問の状況を語る都度少しも淀まず同じ

經過を間違へずに言ふから、作爲を加へないことは明瞭である。どんなことが行はれやうとそれは關はりのない別世界のことで自分は痛痒を感じないとする世人の中には、事犯を擧げるに際しある程度の拷問も之を大目に見なければ容易に泥を吐かぬだらうと言ふ者さへ時としてあるが、それは自分が同じ目に合ふ氣遣ひが無いと安心し切つてゐるからであつて實はどんな人でもそんな恐しい場面に無理矢理に持つて行かれる不安があるのだと解つたらどうであらう。吾々にしても以前にはこんな暗黒な一面があらうとは知らなかつた。況んや身に犯せる罪なくして酷い責苦に會ふことがあるなどは夢にも思はなかつたのである。

この拷問は被疑者が身に覺えない事でも認めるまでは緩めない。拷問をしておいて目的を達せず留置したものを釋放するので破滅を意味するのだからその猛烈さは増すばかりである。それは召喚と共に運命附けられてゐたので、之に耐ゆるに強弱長短の別こそあれ結局こんな亂暴者には敵はない眞實はいつか解るからその場遁れの虚偽を言つて其の意に應ずる外なしと諦めることになる。こうなれば最早思ふ壺にはまつたもので、あとは問題にならず、云はれるまゝに疑獄の範圍を擴大してゆく。それが誘導するものゝ其日の氣分によつて事件の輪廓は大小孰れともなり抵抗餘力の程度に従つて相手方が多くも少くもなるのであるから恐しい。

蓋し瀆職罪の如きは他の重大犯と異なるから死を賭して争ふものは稀であると思はれる割に寧ろ永く拷問に耐えてゐる位である。人の迷惑になることだから怨みでも無い限り無いことは言はぬとも謂はれるが、既にそんなことを願ひる餘裕がない。殊に相手方は外にも不正があるからどうせ同じだと云はれ、お前が認めなければ上長恩人まで引張り更に事件を擴大すると脅されると、現在の犠牲の範圍で喰ひ止めやうとする氣になるのである。拷問があつたにせよ全然無根のことは言はないだらうといふのは、俎上に置かれて死の苦しみを味つたものからすれば、一片の空理にしか過ぎない。或は一應尤もらしく聞ゆるこの理窟を破るほどに「拷問神奈川」は酷かつたのだと云つた方が適切であるかも知れない。況んや古

今東西拷問により無實の罪に落ちた例はいくらでもある。争ふべからざる證據があつて犯行が明瞭なのに單に口先で否認してゐると見られたら、權力に馴れ勝ちになり易い警察官として一寸手を出したくなるかも知れぬ。ところが疑はしい場合の方が自白を唯一の手懸りとしやうとして却つて拷問が猛烈になる傾向があるのだから皮肉である。

元來一寸でも暗い所があれば少々暴行されても「身から出た錆」と思つて人権尊重を叫ぶ資格無しとする心理がある。本件にあつて人権蹂躪を眞剣に憤激するのは無實なるが故で單に罪を免かれ恨を晴さんとする爲めの擬裝ではない。

警察官が自白をさせたことを報告すると検事はすぐ警察署に出張して聴取書を作る。その際眞實のことを調べて呉れるものと思つて検事にすがりつくやうにして、拷問の爲めに虚偽の自供をしたのだと言ふと、そんなことを聴きにきたのではない、謝るといふから來てやつたのだ、検事は忙しい相手になつてゐる邊はないと脅しつけて引上げるのである。刑事が面目上報復的に倍加する苛責を加へることになるのは言ふまでもないから、検事の遣り方は全く恐怖状態に陥り到底助かる途なしと往生するまで身柄を刑事に委ねると云ふのに外ならない。次に報告があつて検事が行けば今度は聴取書が必ず出來上る。

さうすると忽ちその相手方が召喚され同じ順序同じ方法でやられるのだから、考へて見れば事件としてもものにするのは譯のないことである。既に根本が歪められて犯罪ありといふことになると、あとは悉く引きづられて何でも悪く取つてゆくばかりであるから真相は遂に究められない。變な自供でもかうして報告となり聴取書となるともう取上げない譯にゆかなくなり、一犬虚に吠えて萬犬實を傳へ、爲めに檢察上層部まで誤まられてしまふ。

拷問の有無に關する検事の見解は次章で敘べる。横濱事件でこの拷問のことを論難せぬ人はないが茲には其の代表的のもの一二を抜萃して補足しておくことにする。

赤尾(彦作) 辯護人

拷問ナシタ部屋テ拷問ナシタ刑事ガ付イテキテ調ベテ本當ノ事實ノ發見ガ出來マセウカ(略)此ノ炎熱ノ今日身體ニ粟ナ生シ慄然トスル、斯様ナコトガ此ノ昭和ノ御代ニ行ハレテ影モ形モナイ事件ガ作リ上グラレ善良ナ國民ガ被告人扱ヒナサレト云フコトニナツタナラバ吾々ハ安心シテ生活シテ居ルコトガ出來ナイ、若シ私ニ斯様ナ權利ヲ御與ヘ下サルナラバ其處ニ御立會ノ竹上檢事サンダツテ十日経タナイ内ニキツト被告人ニシテ見セル、サウデセウ、關係ノナイ者ヲ連レテ參ツテ殿リツケ影モ形モナイコトヲ陳述サシテソレヲ根據ニシテ被告人ガ作リ上グラレルコトニナツタナラバ、ド、ン、ナ、偉、イ、人、デ、モ、ド、ン、ナ、正、シ、イ、人、デ、モ、被、告、人、ニ、ナ、ル、機、會、ガ、ア、ル、コ、レ、ハ、一、ツ、竹、上、檢、事、サ、ン、ニ、キ、マ、シ、テ、モ、行、掛、り、等、ハ、ス、ツ、カ、リ、御、取、去、り、下、サ、ツ、テ、本、當、ニ、檢、事、サ、ン、ト、シ、テ、御、立、場、カ、ラ、此、ノ、事、件、ノ、處、理、ヲ、シ、テ、頂、キ、タ、イ

今村(力三郎) 辯護人

警察官ハ拷問シテモ後日ニ證據ノ殘ルヤウナ負傷ハ與ヘナイト申スコトデアリマスガソレガ傷痕ヲ殘スホドデアリマスカラ拷問ノ程度ハ激烈ナリシコトガ察セラレマス(略)暴力ト權力トナリテ肉體ト精神トニ彈壓ヲ加ヘ強制シタル力ノ下ニ抑ヘツケラレタル者ノ供述ハ自由デアリマセン、聲ハ被告ノ口ヨリ出テモソレハ實ニ彈壓者ノ言葉デアリマス、自、白、ニ、ア、ラ、ズ、他、白、デアリマス(略)顔面ノ負傷ハ刑務所ノ吏員ノ注意ヲ喚起シ之ヲ記録ニ止メタホドデアリマスカラ、檢事ヤ豫審判事ノ眼ニ映シナイ筈デアリマセン(略)コレハ拷問ノ公許デアリマス、檢事ヤ豫審判事ガ臭イ物ニ蓋ナスル様ニ見テ見ナイ振ナシタ其ノ傷ガ一監獄吏ニ依テ記録セラレタルニ至ツテハ職務上ノ怠慢ト申シマセウカ、何ト申シマセウカ、實ニ大失態デアリマス(略)拷問ヲ爲シタル官吏ガ自ラ反省セズ、證人トシテ喚問セラル、ヤ偽證シテマテモ自己ノ犯跡ヲ覆ヒ平然トシテ國家ノ俸給ニ衣食シ拷問セラレタル被告ガ法廷ニ立ツテ審問ヲ受ケルニ至ツテハ冠履顛倒ト申スベキカ、私ハ形容スベキ言葉ヲ知りマセン(略)若シ眞ニ拷問ノ事實ガ絶無デアツテ各被告ガ無實ノコトヲ以テ彼等ヲ誣イタト致シタナラバ、彼等ハ憤然トシテ被告ニ反撃ヲ加ヘ一步モ假借致サナイデアリマセウ、然ルニ彼等ハ被告ノ對實ニ一言モ答フル能ハズ顔ヲ赤クシ足ヲ慄ハシテ居ルデアリマス(略)特ニ面白イノハ名川辯護人ノソレナラバ如何ナル取調ヲシタカトノ質問ニ對シ何トモ答辯ノ出來ナイ點(略)拷問以外ニ何物モナカツタデアリマスカラ答ハナイデアリマス(略)

其ノ態度ヲ拷問ヲ肯定シタノデアリマス

この事に關しては昭和十一年十一月二十六日讀賣神奈川版紙上に

證人として出廷する司法警察官に對し口を揃へて罵倒(略)縣警察部並に檢察當局は事態を頗る重大視しこの卑劣なる法廷戰術の打破に腐心(略)誣告の反訴を提起することも敢て辭せずとなし加藤(圓治)刑事課長は語る、「かゝる事態を默殺する手はない、斷乎たる決意を必要とする、名譽恢復上強硬手段を辭するものではない」

といふ記事が出た。この刑事課長は神奈川縣警察部内に拷問の弊風があつたのを未だ知らないで憤慨したものらしい。その後反訴どころか右の談の如きは忘れてしまつて逆に部下警察官を處分するの破目になつてゐる。この處分された者の中に法廷で空々しく暴行した覚えはないと偽證した者を含んでゐるのでは被告の言ふ方が眞實であつたのであるから法廷戰術とは謂はれない。

拷問などいふのは多く人ごととして聞き流すものであるが、不測の内にかゝる危険と不安とに何人と雖も曝されてゐることを知らねばならぬ。現在警察側に立つてゐる人だからといつて何時立場が變らぬとも限らぬ。火が附いて狼狽するのでは遅い。徒に放任して一時を糊塗すべきではない。被告旗智友喜知は公判廷で言ふ。

私ハ身ニ一點ノ曇ノナイ陛下ノ忠良ナル臣民デアリマス(略)調書ノ裏面ニ存在スル恐シイ事實(略)今回當局ノ採ラレタ態度方法ニ違ヘバ如何ニ清廉潔白ナル人間ト雖モ身體ヲ持ツテ居ル以上眞實ノ主張ヲ徹シテサウシテ歸ツテ來ルコトハ不可能(略)私ノ智力ヤ私ノ體力テハ今後同ジコトガ繰返サレタ場合私ハ今回同様無實ノ自白ナシテ歸ルヨリ途ハナイノデアリマス(略)コレハ決ツテ私ノミノ問題デアアリマセヌコノ恐シイ事ニ遭遇致シマシタル場合吾々國民ハ如何ニ對處シタライ、ノデスカ

再び同じ運命になつたら今度は經驗に依て善處するといふのが普通であるべきに、これは絶対に通れる方法が考へられぬ、どうしたらいいか、教へてほしいと投げ出してゐるのである。今日横濱事件そのものは解決したが、この解答はまだ

何人からも與へられておらぬ。

二、人權蹂躪告訴

被告總數百三十八名その六割以上のものが(第十六表)行政留置の名目の下に警察に檢束され永く留められたり酷い目に合つたりしてゐるのであるが、その打撃が烈しかつたゞけにスツカリ怯えきつて初めのうちは之を表面化するなど思ひもよらず、況んや抗爭せんとするが如きは犬糞の後難を招くものとして尻込みしたものである。人權蹂躪告訴行爲に出てもそれは成功するものでなく寧ろ不利若は不可なりとして辯護士まで多くは阻止される。

併しながら横濱疑獄で無より有が生じた原因が一に拷問に基くは儼然たる事實であつて之を明證することなくして事件を解決する途はない。法廷でたゞ叫んで見たところで措信されず反響が微弱であるのに決つてゐる。之は心あるもの、深く思ひ悩んだところであるが、併し凡てを抛ち利害得失を離れて進んで起たんとするものを求むるのは容易でない。折角在つても弱い氣持のものではそれこそ邪魔にさへなるであらう。

ところが時日が経過するに従ひ恐怖状態から脱却しないまでも身心稍々平靜に歸し空中樓閣の全貌が漸次知れ渡り自殺者も出てきてはそのままでは濟まないことになつた。殊に無根の事實を自供し累を他の多くに及ぼし意外の大事を惹起したものが自責の念に耐えられなくなり、憂悶の同じ境遇にあるものが少くなくて自然勇氣を鼓舞した所もあるであらう、公務員側は商人が、商人側は公務員が、相呼應して果して起つや否や、連絡無き爲め實は十分知るを得なかつたのであるが、冤罪を證據立てる第一歩として遂に敢然警察官告訴の舉に出づるものあるに至つた。その員數が十七名に及んだのはそれだけで以て異とするに足りる。

かう云ふ経過と色々準備を要したのとで告訴が愈々提起されたのは昭和十一年四月になつたが、之を以て時機が遅れて

第十七表 人權蹂躪告訴者氏名

區	分	公務員	會社商人
川崎市事件			齋藤 眞一
土木局事件	天野 操 橋野 知秋 窪田 正吉	西野 平次郎 旗智 友喜知 工藤 要次郎	
電氣局事件	高藤 龍吉 灰塚 傳		
水道局事件	田邊 耕平	木村 利龜太 桑原 卯左衛門 宮澤 保次郎 伊藤 虎雄 宮崎 正夫	
縣(內務省)事件	村瀬 昇 大野 和		

て此等を押切つて非常の手段に訴へたのであるから、その苦衷は察するに餘りある。幸にして身柄は無事に済み告訴の成果は擧つたが、顧みて右十七名の方のこの贖罪の功業に對しては深甚なる敬意を拂はねばならぬ。

この告訴行爲は公正慎重なる取扱ひを希へるが故に、法廷で拷問が論争される最中にも之に觸れないことにしてゐた。卑劣なる公判戦術ではないのであるから、之を利用宣傳するが如きは絶対に排し嚴に戒しめたのである。その處分が決定を見るに及び塚崎(直義)、一松(定吉)、牧田(彌太郎)の三辯護人が初めて法廷に之を公表し立會檢事に迫つて横濱事件に人權蹂躪あるを言明せしめたのであつた。告訴の経過に就ては公判の末期に今村(力三郎)辯護人が最も簡潔にその委曲を盡して述べられてゐるから、その速記録から轉載して記述に換へる。

告訴狀ハ東京控訴院檢事長宛(略)提出シタノハ昭和十一年四月四日(略)

邪推カモ知レマセヌガ檢事局ハ不起訴ノ方針ヲ定メ不起訴ニナル様ニ捜査シテ居ルノテハナイカト疑ハレタ(略)松坂次席檢事が告訴事件ニ付キ横濱刑務所ノ醫者ヲ喚ンデ調べタガ刑務所ニ記録モナク又當時被告ノ身體ニ創傷ノアツタ記憶モナイト云フカラ證據ガナクテ駄目ダ

ト語ツタト云フコトデアリマシタカラ九月二十六日ニ一松、牧田、塚崎、江橋ノ四君ト私トガ松坂次席檢事ヲ訪問シ西野平次郎ノ身分帳ニ顔ト胸トニ創傷ノアルコトヲ指摘シ身分帳ノ寫ヲ示シテ斯ノ如ク公文書ニ創傷ガ記入シテアルデハナイカ、斯ル立派ナル公ノ記録ガアルノニ刑務所ニ記録ガナイト云フノハ不起訴ニスル方針ヲ捜査シテ居ルノデアラウト申シタトコロ、松坂次席檢事ハソレデハ新ニ調べ直サセルト言明(略)

十二月末ニ至ツテ金山檢事長ヨリ

拷問ノ事實ハ認メルガ告訴狀ガ時期ニ後レテ提出シタルコト、告訴ノ内容ガ幾分誇張セラレテアルコト等ニ依ツテ不起訴處分ニスル、但シ拷問警察官ハ行政處分ニ附スルコトニ行政官廳ヘ交渉スル若シ行政官廳ガ之ニ應ゼザレバ起訴不起訴ニツキ再考スルト言明(略)

種々折衝ノ結果「拷問ノ行ハレタ事實ヲ立會檢事ヲシテ法廷ニ於テ言明セシムル」ト云フコトニナツタノデアリマス、此ノ結果ガ法廷ニ現ハレテ昭和十二年二月二十二日(略)繫屬中ノ全事件ニ於テ人權蹂躪ノ行爲アリ(略)檢事ハ之ヲ承認シタノデアリマス、茲



ニ至ツテ横濱事件ノ公判ノ劈頭ニ於テ竹上検事が拷問ノ事實ナシト強ク否定シタコトが根底ヨリ覆ヘツタデアリマス、検事竹上三郎ハ神聖ナル法廷ニ於テ公然ト虚偽ノ發言ヲ爲シ自他ヲ欺イタコトが曝露致シタデアリマス(略)

縣警察官ニ對スル行政處分ガ申譯的ニ行ハレタデアリマスガ之ニ次テ二月十日検事堀眞道ガ旭川區裁判所ヘ左遷セラレ同月同日檢事竹上三郎ノ退職ガ發表セラレ二月二十四日ニ檢事長金山季逸ガ大阪ヘ左遷セラレ其他相前後シテ本件ニ關與シタル二三檢事ノ異動ガ行ハレタデアリマス、以上ノ檢事ノ異動ハ社會ノ表面ニ顯ハレタ事實デアリマス(略)

初メ告訴狀ヲ提起シタトキ我々ハ拷問ノ證據ガ舉レバ檢事ノ公訴ガ崩壊スルカラ檢事ハ自己ノ提起シタ公訴ヲ自分ノ手テ崩スヤウ、ナコトハ致サナイデアラウ、檢事ハコノ告訴ヲ採ミ消スコトニ努メルデアラウト疑懼(略)漸ク形勢ガ逆轉シテ遂ニ拷問ノ事實ヲ認メ行政處分ノ發動トマテ進展(略)私ノ推測デアリマスガ初メ司法省ハ警察官ノ行政處分ダケテ後ハ臭イモノニ蓋ナスル方針デアツタト察スルデアリマス、然ルニ(略)檢事モ共同ノ責任者デアアル(略)ト逆襲シテ來タデアリマセウ。茲ニ至ツテ若シ行政處分ヨリ一步進メテ凌虐罪ノ起訴ナスレバ警官達ハ檢事モ共犯ナリ我々ハ檢事ノ指揮ヲ受ケタモノナリト主張スルデアラウ、檢事が警察ヘ出張シタ弱點ガアルカラ最初ノ方針ヲ一變シテ檢事ノ責任ヲ認メテ(略)延焼シタデアラウ(略)

抑々拷問ナルモノハ捜査官ガ或者ニ犯罪アリト疑テ以テ調ベナガラ自分自身ハ其ノ調ベテ居ル被疑者以上ノ法律上ノ罪ヲ犯シツ、アルデアリマス、他人ノ非現行犯ヲ調ベナガラ自分自身ハソレ以上ノ現行犯ヲ實行シツ、アルデアリマス、而シテ其ノ結果ハ司法ノ信用ヲ失墜シ幾多ノ冤罪者ヲ製造スルデアリマス、然ルニ拷問ノ事實ヲ承認シナガラ僅ニ行政處分ヲ以テ一時ヲ糊塗シ天下萬民ノ耳目ヲ蔽ハントスルガ如キハ寧ろ不正ニ與ミスルモノ云々

この告訴が遂に取上げられなかつたのに就てはこれより一足先きに浦賀警察署長以下四警官の人権蹂躪事件が起訴され「拷問神奈川」の名に依つて警察の威信を失墜せしめた直後であつたから、當時續出した告訴に對し所謂刑事政策上一括行政處分の措置を採られたものとも謂はれる。

たゞこゝで考へさせられるのは贈收賄の如きは物證なき單なる嫌疑であつても強要せる片言の自供さへあれば之を確證

として採つて直に起訴し、官權の人権蹂躪の如きは自由任意に敢然告訴するものあり確證に依てその事實を認めざるを得ざるに至ると雖も概ね採らずして起訴しないといふ、同じ瀆職罪でも取扱ひの差違が結果に於て示されたことである。横濱事件では證人が被告に有利な證言をすると偽證罪を以て擬せられんとしたことがあるが警察官の人権蹂躪の事實なしとする證言は司法處分をしないまでも行政處分をするに至つて偽證が明かになると雖も棄て置かれる。これ等は常に謂はるゝ職務に熱心の餘りといふ同情に因るのであらうが、卒直に言へばあほどのことをしてゐるのを見遁し、寧ろ糊塗し、却つて曲庇してゐるかに見えるのである。

因に右の四警官事件はその後公判に於て種々示唆に富む波紋を描いた上果然第一審有罪の判決が下された。その經過は「拷問神奈川」の實相を知るに足る好資料であるが、之を述べると長くなるからこゝでは割愛しておく。

かくて司法處分を免れ行政處分に委せられたものに對しては懲戒委員會が開かれ罷免、罰俸、譴責、訓戒等の發令を見たのであるが、現實に拷問を受けたものからすれば、此の如き姑息微温的の處理により禍根の深い人権蹂躪の絶滅を期待し得らるゝかどうかを怪しむ。しかもその行政處分さへ、後から後と暴露するに従ひ次々に追加して行かねばならなくなり結局三回に亘り實人員四十二名に達したが、中には重復懲戒されるものが出来るなど手際の悪いことに夥しい。これが併しながら兎も角も殘虐な拷問をしたものに對する制裁であつた。

尤もその前に神奈川縣の刑事課長より警視廳の一署長に轉出の已むを得ざるに至つた加藤道雄警視が人権蹂躪の責を負ふ意味ではないさうであるが、遂に免官となり、更に檢察方面にありては折角公判立會中の摘發主任竹上三郎檢事が突然退職し松井檢事正以下關係全檢事が轉出左遷されて檢察陣崩れと稱され、松井檢事正は後更に退職せらるゝに至つたのであるから責任の遂に蔽ふべからざるものあるに至れることだけは明瞭である。

公判廷に於ても新に迭れる立會檢事は前任者の頭として人権蹂躪の事實無しとせる所を裏切り、明確に事實有りと認む

るに至つた。この言明は拷問無きにより自白は眞實なりとの論據に立てられたこれまでの論告を覆滅したばかりでなく、被告の陳述する方が眞實であつて検事の強調した所が錯誤であつたと謂ふに異ならないので、換言すれば被告の上申供述の全般的信憑力を加へたことと少くない。蓋し辯解の主體を爲してゐる拷問の絶叫そのものさへ僞瞞だといふことであつたら、如何に公判で犯罪を否認したところで亦悉く信するに足らずと謂ひ得らるゝからである。こゝに人權蹂躪告訴の効果が顯はれてゐる。原被告の主張する所はこんな風の對照を示したから是非孰れにあるかは自ら明らかになつたのである。

告訴狀に對する決定は公式に發表されないで従つて抗告の問題に入らずに終つたが、よしそれは取上げられなかつたにせよ、上述の経過を見ると、考へやうによつては事件そのものゝ推移に豫想以上の波紋を齎したものと謂へる。これが判決に如何に反映したかは村度を許されないが、併し當初告訴に反對の主張を持つた人々は、告訴に携はつた人々に對し改めて感謝してもよいやうである。

横濱事件は神奈川県に於ける人權蹂躪の弊害が絶頂に達せる時に起されたものゝやうである。當時摘發された他の主要なる事件亦孰れも非難の標的となり次々に崩壊し去り失敗の殘骸を曝してゐるが、それは檢舉の順序方法が概ね同型であることに因る所多い。誠に當局その人を得なかつたことをまさしくと示し、その頃の縣民は災ひなる哉と謂ひたい。されば其の悲運に廻り合はせられたものは自己の雪冤成れるを以て満足せず、この機縁に於て後人の爲めに將た又邦家の爲めに人權の尊重を祈願し且つ希求するのである。それは禍を轉じて福と爲す所以でありこれほどの事件を無意義に了らしめない爲めに必ずしも行き過ぎたことゝは謂はれない。

併しながらこの弊風の根絶は現實の問題として今日の警察官の素質を以て現在の檢察制度の下に於て果して可能であらうか。盗人のたねは盡きずとも罪を發く側の非違はその自戒に俟つて容易に絶滅し得られやうに、之が望まれないとする

ならば新なる機關でも設けて別に匡正の方法を立てない限りどうにもならない。今や是等の反響は司法制度革新の氣運を促し法の運用に任ずるものゝ向上と再教育とが論ぜられるに至つてゐる。これが前途には改められねばならぬことの多くが残されてゐるであらう。誤つて忌はしき辱めを受くるに至つたものとすれば、さういふ聲を聞くだに慰めであり、又關心を持つて注視せざるを得ぬ。喉もと過ぐれば暑さを忘れるやうな線香花火のやうな結末に終らざらんことを切に希つておく。

第三 檢 察

一、獨 斷

警察官が假りに拷問で無實の自白を強要したにせよ、檢察當局に恐るべき妄斷なかりせば、公判に依て忽ち明かにされた横濱事件の如きは起らなかつたに違ひない。禍根の凡ては其處に藏されるので、寧ろ第一線に立てるものはその氣勢に引きづられて暴威を振ふことになつたと謂へる。然るに九十名に及ぶ多數を行政留置してその濫用が問題になると、檢事は自分が命令した結果に對してさへ責任を回避し「それは警察署長の權限であつて恐らく行政執行法の適用に依て拘留したのであらう」と表面の形式に依て釋明するのである。轉稼されてゐる署長は何にも知らないかも知らぬ。行政留置は現在慣行されてゐる。捜査は嚴重に命じたとなぜ事實が言へないのであらう。世に所謂「司法ファッショ」と稱せらるゝものは横濱事件に於て屢々論難されたが、少くともこの言葉に含まるゝ意味が本件の發生に重大なる關係があつたことだけは否定されない。

由來世事に疎い少壯の正義觀には、その熱誠に敬意を捧ぐべきものあれど、往々誤まれる獨斷と穿き違へた思考とを包藏する。拘禁取調中に於ける檢事の言動に之を證するものがあるが、それは暫く別にしても堂々論告に世相不安の原因を説ける所にその片鱗を現はす。指彈されたやうに我が國民が全般的に腐敗してゐるかの如き見方を前提とし、結論から先きに下して事に當られては耐らない。

警察官の口吻にはこれが反映してゐる。秋澤(武)警部は證人として、

役人ト稱スル人達ノ中ニハ土木業者或ハ其他ノ者カラ不淨ナ金ヲ貰ツテ遊里ニ費消シテ居ルト云フ社會情勢(略)社會不安ヲ増ス因テアル、五・一五事件ハ斯ウ云フ所モ一端ヲ爲シテ居ル(略)私共ハ合法的ニ之ヲ直サネバナラヌと言つてゐる。之に對し被告里見は直に起つて、

コレが要スルニ檢察當局ノ指導方針ト申シマスカ、「イデオロギー」テアツタ

と喝破したが、分度を辨へない感情に發した變則の「ファッショ」は人を傷け世を毒する外の何物でもない。況んやこれは事を行つておいてその責任は負ほうとせぬのである。

この事は今次異口同音に非難せざるはないが、その中で被告小泉の陳述を抜いておかう。

國法ノ威嚴(略)惡者ヲ責メルコトハ社會公共ノ爲メ(略)併シナガラ何等ノ不正モナイ者ヲ證據モ調ベズ唯壓迫ト拷問ノ結果出鱈目ノ陳述ヲ爲シタコトノミヲ基礎トシテ引張り、善事ハ信ゼズ惡事ハ眞ナリト云フ假定ノ下ニ壓迫拷問(略)多年サウ云フ職業ヲシテ居ルト(略)自分ノミヲ過信シ社會ノ全體ヲ知ラズシテ、他人ハ惡イモノ、市役所ハ腐敗シテ居ル、請負人ト關係ガアレバ賄賂ハ必ズアルモノダ、斯ウ云フ様ナ先入主ヲ以テ色眼鏡ヲカケテ裁クコトハ實ニ恐ロシイ(略)コレハ當局ノ今回……敢テ私ハ申シマス、失敗ヲ演ジタ根本デアリマス(略)現在腐敗シテ居ラヌノハ我々司法部ト軍部ダケデアル、國家ノ司法官ガ苟モ斯ノ如キ言辭ヲ弄スル(略)或ル事件ト一脈相通ズルモノガアルト深ク考ヘル(略)檢察當局ハ犯罪人ヲ作ルト云フ外ニ他意ハナイ(略)ドチラガ嘘ヲ言ツテ居ルカ、分ラヌ答ガナイ(略)封建制度ノ昔ニスラ劣ル(略)コンナ非道ナル檢事局ト云フモノガ何處ニアルダラウカ(略)調べル以上ハドツチガ正シイカ、ドツチガ惡イカ、職業上分ラナイヤウデアツタラ檢事ノ職ヲ抛ツガ宜イ(略)恰モ屠殺場ノ屠夫ガ牛ヲ殺ス心理トチツトモ變ラナイ(略)日本ニ生レタコトノ幸福ヲ感ズルヨリモ死ニタクナリマス(略)罪ヲ逃レン爲メニ口實ヲ申上ゲルノデアリアリマセヌ(略)サウ云フ女々しい卑劣ナ根性ヲ以テ憐ミテ裁判長ニ乞フノデアリアリマセヌ

永田被告は言ふ。

司法部ノ二・二六事件ハ國法ト云フ機關銃ヲ持ツテ來テ多クノ國民ヲ腦シテ居ル(略)危險極マル(略)實ニ無軌道的ノ言辭ヲ弄サ

レ(略)言ハレル議論ハ全ク足ガ地ニツイテナイ。中學生ノ討論會ノヤウナコトヲ滔々ト得意氣ニ述ベラレテ居タ(略)其ノ思想ヲ考ヘテ見マスト云フト、私ハ二・二六事件ヲ惹起サレタ若キ方々ノ思想ト共通點ガ多分ニアルヤウニ思ハレタノデアリマス、二・二六事件ニ關シテハ申スモ畏イコトデアリマスガ、朕ガ憾トスルトコロナリト仰セニナツテ居ルノデアリマス、我々國民ハ唯々恐懼スルノ外ハナイノデアリマス、斯ル國家ノ一大凶事ト並ベテ今回ノ我々ノ事件ヲ司法部ノ二・二六事件ダト謂ハレルコトハ實ニ容易ナラザル意味ヲ有ツテ居ルモノト私ハ思フノデアリマス

蓋し國家に對する忠誠は獨占物ではない。徒に氣魄にのみ逸り無辜の赤子を冤罪の煉獄に逐ふことがあつたらば却つて自ら忠誠を傷けること大なるを知らねばならぬ。若し検事局のみが世道人心を廓清し得るものと自任して思ひ上り、冷靜を失つて他に對するならば正しい判断と處理とは望まらるべくもない。空中樓閣であることを容易に觀破される本件の如きを専門の職務にある人が却つて推斷を誤れるに依て、獨善と云ふ奔流に多くの無辜が捲き込まれたことを思はしむるのである。今更摘發に當れるものの感想を求むる要を認めないが、尙ほその爲したる所が獨善妄斷にあらずして國家に貢獻せる所ありとするか。將た公然宣言した綱紀の肅正を果して達成したとするか。その當否は今日既に決してゐる。

或は亦反感嫉視猜疑羨望の念慮や、功名心に駆られ一身の榮達を計る意圖が摘發の背景に存するとの説を爲すものがある。此の如きを輕々に信すべきではないが、假りに人情の弱點としてかゝる傾向が少しでもあるならば、宜しく速に其の偏見を除去し弊害を一掃すべき方法を講ずべきは言ふまでもない。

權力を持つ小數の人の輕舉より封建時代にも勝る暗黒面が一部に存在せる如く感ぜしめ中堅國民の思想を動搖せしむることがあつては大變である。今日は文化が進み法典が備はつてゐるからその利便が大きいだけ若し運用を誤れば損害も亦酷い。疑はしきものが罰せられるやうなことは萬々無いと思はれるだけに、冤罪のものが有罪の極印をうたれてしまつたら取返しがつかぬ。罪無きものを法に照し隙のない二重三重の用意をした上で遁れられないやうな境地に陥れたとした

ら、それ等の人々は抑も何處へ行くてあらう。試に冤罪の呪ひや反動を、一二陳述に依て檢して見やう。

被告里見は言ふ。

我々ハ精神的ニ亦社會的ニ檢察當局ノ不當ナル處置ニ依テ虐殺サレタノト同シヤウナ處分ヲ受ケテ居リマス(略)我々國民ノ一人ヲ悲シマセ怒ラシメルト云フコトハ必ズ將來多數ノ國民ヲ悲シマセ怒ラシメルコトニナルト思ヒマス、其ノ結果ハ國家ノ將來ガドウウフ風ニ變ツテ行クカ、ソレハ實ニ寒心ニ堪ヘナイ次第デアリマス

被告永田は言ふ。

最モ神聖デアルベキ司法權ノ發動ガ錯覺誤認ノ下ニ法律ニ嚴禁シテアル所ノ恐シイ方法テ而モ半バ公然行ハレテ居ルト云フコトハ檢察當局ガ先ツ自ラ罪ヲ犯シテ強イテ他ヲ罪シヤウト云フ様ナ爲サレ方デアリマシテ一般國民ノ到底默過シ得ザルコト、存スルノデアリマス、斯ノ如キデハ我々ハ何處ニ訴ヘテイ、ノデアリマセウカ、法治國ノ實ガ何處ニアルノデアリマセウカ、斯様ナヤリ方ヲ爲サレテハ遂ニハアラヌ方向ニ爆發スルヨリ外ニ致シ方ナイノヂヤナイカト思フノデアリマス、此種ノ事實カラシテ既ニ反國家的思想ガ醗酵サレツ、アルノデハナイカト虞ル、ノデアリマス

被告渡邊(一俊)は言ふ。

權力者ノ不法行爲ニ對シテ何等ノ合法的手段ナキニ立到ツタ場合ニ民衆ノ憤懣怨恨ハ何時カハ何處カニ爆發セザルヲ得ナイノデアリマス、私ハ私ノ兎モスレバ充テ溢レヤウトスル激情ヲ自分ハ立憲國ノ國民ナノダト云フ理智テ抑ヘテ居ルノデアリマス

嚴肅なる法廷で裁斷を待つもの、慎しみ深く漏した心境の一端がこの言葉である。

我國司法權の發動する所、譯を知らぬものは、あの人に限り不正をするやうなことは有り得ないと思ひながらも、何かの事情で法に觸れたものであらうと漫然決めて了ふ。現に今次連座せるものそれ自身「前に召喚された人には何かあるだらうと思つてゐたが自分が引張られて初めて何にもなくとも檢擧されることがあることを知つて驚いた」と正直に告白し

てゐるのに依るも、それが普通である事が解る。國民の信頼がこゝに至れるは全く司法先達の賜物に外ならず誠に喜ぶべき現象としなければならぬ。然るに横濱事件の如き起せるは動機は正しくとも獨善の餘弊その光輝を汚すのであるからその責は重い。これでは檢察事務多端の故を以て定員の増加を圖る前に冤罪の事件を起さない事に先づ努むるを急務とする。司法豫算は以前から少きを憂へられてゐるから國費を惜むべきではないがその支出は充分吟味されなければならぬ。

二、盲 動

かゝる風潮があるに加へて檢察當局が市政の實相に對する認識を缺き爲にするものゝ根據なき浮説に動かされ、進んで之に觸れて調べもせず、市役所は腐敗してゐるものと遠くの方から決めてかゝつたのは何としても不幸な廻り合はせであつた。

恐くは横濱市政に紛亂闘争が起らず無風状態であるのを外面から見て、直に妥協苟合の暗黒面があり、不正と罪惡とが隠蔽されてゐると思はれたらしいが、自治の範として天下公知の、市政に關する限り政争を絶つといふ横濱の所謂協調市政なるものを、検事局のみがその本質を知らないで踊らされたやうな事になつたのである。

何時の世にも私怨私利から不純の目的を達せんとして手段を選ばなかつたり、誤れる風評を盲信して無責任の行動に出たりするものは絶へない。松井検事は投書數百通に激勵されたと語り、竹上主任検事は摘發の端緒として投書のあつたことを言明した。匿名のものでも之を一應調べるのは當然であるが、その内容を確かめず真相を捉ふる能はずして事々しく取上げたとすれば啞然たらざるを得ぬ。流石にこれが公表を迫らるゝと雖もその要求に應ずるを得なかつたが、その中には煽情的報道に公憤を起した概念的正義觀よりせる善意のもの、作爲を以て市會協調を破らんと試みる惡意のもの、吏員間よりする離間中傷のもの、商賣上の競争より同業を排撃するものなどが含まれてゐると想像される。流言蜚語は惑は

されるものがあるから恐い。況んや權力者が輕々に附和雷同するに至つては危險この上ない。
横濱市政の實情に關しては被告大岡が詳しく陳述してゐる。

川崎市が八年六月ノ水道部ノ瀆職事件、九年六月ノ稅務課員ノ公金横領事件、引續キ日吉村ノ事件が暴露致シマシテ心證ヲ惡クシテ居ラレルノデアリマスカラ横濱市モ腐敗シテ居ルンダト見ラレタノモ一應御無理デハナイカモ知レマセヌ、トコロガ稀ニ例外ハアルカモ存ジマセヌガ横濱市役所ト云フ所ハ決シテ腐敗シテ居ナイ、今度ノ事件デ色々必要ガアツテ突込ンテ調ベテ見タノデアリマスガ尙以テ其ノ信念ヲ強クシタノデアリマス、政争ノ上テハ兎ヤ角謂ハレテ居リマス所謂協調市政ト云フコトモ實際問題ニナリマスト何レノ黨派タルトチ問ハズ一致シテ横濱市ノ爲メニ奮闘シテ居ル事實ガ深山アルノデアリマス(略)財政ノ緊縮ト云フコトモ市會デ一致協力ヲ得ルコトガ出來マスカラコソ實行ガ出來ル(略)コノ間ニ市吏員ノ方ガ腐敗シテ居リマシタラ必ズヤ公務ニ支障ヲ生ジテ蜂ノ巢ヲ突イタヤウニナル(略)ソナシテ露イコトハ直グ暴露スル(略)殊ニ此度ノ事件デハ事業ノアル部局ノ主要人物ヲ目標ニサレテ居リマスガ是等幹部ノ者ハ苦シイ横濱ヲ背負ツテ立ツテ居タト言ツテモ過言デハナイノデアリマス、ソノ幹部ノ者ガ腐敗シテ居タンデハ恐ラク横濱市政ハ一日トシテ安穩ニ執ツテハ行カレナカツタデアリマセウ(略)コレハ公知ノ事實デアリマシテ一寸御調べニナレバ直グ分ルコトデアリマスカラ此點ヲ若シ今迄誤ツテ居ラレマシタ方面ガアツタラ是ハドウカ實際ニ當ツテ認識ヲ新タニシテ頂キタイ、コレハ單リ私共ダケノ爲メバカリデハアリマセヌ(略)東京港築港反對運動、コウ云フ市ノ一大事ニハ全市ガ直ニ一丸トナツテ外ニ當ル(略)又斯ウ云フ一致ノ行動ガ取ラレ、バコソ政府ヲ動カシソシテ成功ヲ收メル(略)丁度昭和七年一杯カ、リ土木局長トシテ私ハ殆ド此ノ問題ニ没頭シテ居リマシタ、其ノ最中時モアラウノニ私ガ收賄シテ居ルト云フコトニサレテ居ル(略)臨港理立地(略)普通豫算ノ土木費ハ緊縮テ實ハ大シタ額デハナイガ埋立工事ハ繼續事業デアリマスルケレドモ何シロ千五百萬圓デアリマスノニ其方ニ捜査當局ハ少シモ觸ラレナイ(略)横濱市政ガ協調サレテ參ツタト云フコトハ震災ガ動機(略)震災デ叩キノメサレタ横濱ヲ再建シテ行クニハドウシテモ市民ガ協力一致シ横濱ノ爲メニ闘ツテ行カネバナラヌト云フコトガ其ノ中心ニナツテ居リマス、恐ラクハ斯ウ云フ協調ナクシテ横濱ハ今日ノ大ナ致サナカツタデアリマセウ

檢察當局は初め「横濱市政の廓清を念願」して摘發するのだと堂々聲明したもので、市政浄化の爲めに市會議員や背後の巨頭なるものにも及ぶと傳へられたのであるが、遂に一指も染むる能はず後には一潰職事件は市會市吏員結託して行はるゝを普通とするに本件はその例に依らず珍しき形態なり」として當初の豫想が外れたことを示してゐる。されば論告でもあれほど非難した協調市會のことにはたゞの一言も觸れることが出来なくなり、

恰モ關係吏員ト土木請負業者間ニハ數年ニ亘リテ黃白ノ授受ヲ慣行シ來レル如キ狀況ニアリ綱紀ノ紊亂特ニ甚ダ數モノアリ
と斷するがこれが亦次に認識を誤つてゐることを赤裸々に示すのである。

横濱市の綱紀が近時特に弛緩してゐるとの定評があつたわけでもないのに、各局の上下悉く腐敗し數年不正を慣行し文字通り醜吏の巢窟であつたとするが、狭い土地柄で各方面の監視が厳しい市政の上でそんな秘密が永く保たれるものでなく、それほど紊亂してゐたら兎角の取沙汰が生れてゐなければならぬ。右の論告よりも前に被告永田は次の陳述をしてゐるのである。

假リニ横濱市政ガ言ハレル如ク腐敗瀾瀾シテ居ツタト致シマシテモ甲乙無差別ニ誰モ彼モ惡イコトナシテ居ルト云フヤウナコトヲ御考ヘニナルノハ實ニ暴斷ノ甚シキモノ(略)私ハ永ク京都市政ニ携リ又私ノ近親ハ東京市政ニ携ツテ居リマシタノテ兩市ノ内情ハ可ナリ熟知シテ居ル積リデアリマス、コノ兩市ト横濱市政トナ較ベ考ヘマシタ時ニ横濱市ノソノモノハ極メテ立派ナ内容デアツタト云フコトヲ斷言シテ憚リマセヌ斷ジテ檢察當局ノ盲信スル如キ不眞面目ナルモノデアリマセヌ(略)コ、ニ永田ト云フ一人ノ局長ガ見カケニヨラナイ非常ニ惡イ者デ思ヒモカケヌ惡イコトナシテ居ル、即チ見ズ知ラズノ初對面ノ人カラ收賄ナスルトカ、部下ノ取次ヲ受ケルトカ、危險極マル露骨極マル收賄ナシテ居ツタ、斯ウ言ハレルナラバ永田一人ト云フコトテ或ハ世間ニ左様ナコトガ有り得ルカモ知レヌコレハ相當ナ搜查ヲシナケレバナラス、コウ云ツタヤウナ疑ヲ持チ得ルノデアリマスルガ、永田ト同時ニ甲ノ局長モ乙ノ局長モ丙ノ助役モ丁ノ部長モ五人ガ五人トモ極端ナ露骨ナ危險ナ收賄行爲ヲシテ居ツタトハドウシテモ實社會ノ事象トハ思ハレナ

イノデアリマス、今例チ五人ニ對シテ申シマスガ、コノ五人ノ者ガ横濱ニ在動シテ居ルト云フコトハ偶然ノ事柄デアリマス、決シテ示シ合セテ集マツタモノデハナイ、夫々特別ノ經歷事情ガアツテ此所ニ集マツテ來タモノデアリマス、偶々同時ニ勤務シテ居タト云フニ過ギマセヌ、ソレ等ノモノガ五人ナガラ左様ナ極端ナ行爲ナスルモノデアツタト云フコトハ何トシテモ受取レナイコト、思フ被告大岡は公判前に提出した上申書の一節に記す。

本件ノ如キ事實ガ過去數年ニ亘リ多數者ニヨリテ行ハレ來リタリト謂フハ厚顏無耻寧ロ常識ナキ徒輩ノ集團ガ存在セシコトヲ肯定スルモノニシテ此ノ如キ破廉恥行爲アランカ焉ソク上下規律ヲ保持シ公務支障ナキヲ得ンヤ、被疑者各自ノ人格品性經歷環境風評等ノ情況ニツキ探查考究セラル、ノ親切ナク徒ニ輕卒ナル豫斷ヲ下サル、ハ誠ニ遺憾トス(略)檢察當局ニ對シ眞正ナル供述ヲ爲シ之ヲ死守セル者無カリセバ本件疑獄ハ遂ニ停止スル所ヲ知ラザリシナルベシ

飛鳥田(喜一)辯護人は市會議員でその邊の事情に通じてゐるから言ふ。

市役所ノ役人ナド、云フモノハ實ニ弱イモノデ(略)若シ賄賂デモ取ツテ何處カニ不公平ガ假リニアルトスレバ商人ハ必ズヤ議員チアルトカナンデアルトカ云フモノニ言ウテ來マシテ恐ラク唯チヤ濟マナイ

被告田邊(良忠)は召喚直前起草の一書を松井檢事正に提出してゐる。その中には嫌疑の謂れなきを述べ檢察當局の反省を求め事件の歸趨を豫言してゐる。即ちその一節を引く。

曩ニ横濱市ニ空前ノ大疑獄起リタルトキ小官ハ初メ對岸ノ火災視シ居タルモノニ候處遂ニ堀江、永田、稻葉三局長並ニ大岡助役ニ至ル迄殘ラズ檢擧ヲ見ルニ及ビ小官ハ友人若クハ先輩タル堀江、永田、大岡三君トノ交誼淺カラザルヲ以テ三氏ノ無罪ヲ信ズルト共ニ三氏が三氏共揃ツテ非曲ヲ爲シ居ルトハ如何ニシテモ考ヘ能ハザルト同時ニ三氏ノ災厄ガ何ニヨリテ起レルカヲ考察セザルヲ得ズ、(略)勢ノ趨ク處或ハ累ガ途ニ小官ニ及ブノ日アルベキカヲ考ヘザルヲ得ザルニ至リシ次第第二有之申候(略)

大日本帝國ノ領土内ニ於テ法ノ神聖ヲ疑ハレ檢察團ノ不當ヲ糾斷セラル、如キハ法相ノ説明ノ如何ヲ問ハズ天下之ヨリ恥ヅベキコトアリヤ、天下之ヨリ恐ルベキコトアリヤト絶叫致候、小官ハ檢察團ノ總テニ對シテ其ノ嚴正ヲ疑フノ非禮ヲ爲スモノニハ無之候ヘ共

國家ノ檢察機關ノ一隅ニ於テスラスノ如キノ類似ノ疑惑ヲ向ケラル、コトアラバ其ノ罪萬死ニ値スベシト確信致申候(略)如何ナル手段方法ニ據リテ之ヲ追窮セラルルコトアリトスルモ無ヨリ有テ生ジ得ザルモノト確信(略)疑惑内容ノ有ト無トナニツテ如何ニシテ正シク御取調相成ルカナ期待致度候(略)

一旦收容ヲ見ンカ九俣ノ功ハ一贊ニシテ潰エ過去ノ榮譽ハ立所ニ失墜シ了リ其ノ一族ハ世人糾彈ノ的トナリ其ノ受クル處ノ苦惱ハ百萬言ヲ以テシテモ到底克ク表現シ得ザル處ナルベキヲ以テ小官ハ是等ノ思ムベキ嫌疑ニ基キ收容起訴セラレタル各人ニ對シテ嚴正公平ナル法ノ威力ヲ示現セラレ以テ一朝彼等ノ無罪ガ立證セラレタル曉ニ於テハ檢事正閣下自ラ彼等ノ失墜セル名譽ノ回復ニ對シテ適正ナル温情ヲ加ヘラレンコトヲ(略)

これだけに言ひ切り得るものがあつても曳かれものゝ小唄とでもするのか、續つて慎重に検討して見んとの氣さへ出ず募進されたのであるから、自信が恐ろしく強かつたことだけは解る。

しかもその腐敗してゐると斷ずる反面、依て不正の便宜を與へたものではないと謂ふ所に見通すべからざる矛盾がある。其の椅子に持つて來たのだ、それを收受したのだ、「特別の事由がなくとも贈收賄は有り得る」と極めて單純に片付けられるが、かくまで腐敗してゐて作爲的不正の反應が請託の何物か一つとして表はれてゐないといふ現象は「有り得る」で説明はつかない。それでは何の爲めに多額の贈收賄をするのか分らなくなる。どの押收書類に就て見ても各部門の事務が公正誠實に執られてゐないものはないことを、さすがの檢察當局と雖も認むるの外は無かつた。腐敗してゐる所ではなく寧ろ誇るに足ることを明かにしたのである。然るにも拘はらず意味のない贈收賄行爲だけは慣行されたから綱紀の紊亂その極に達してゐるのだといふことに檢察當局の主張はなるのであらう。併しながら震災後引續き多事多難の横濱市にあつてその復興再建の爲めに市民の涙ぐましい自覺と努力とに俟つ所頗る多い緊迫せる非常の時に於て、市政當路の少くとも重要な地位にあるものゝ苟合弛緩は容さるべきでない。況んや例外なく揃つて不義に奔るなど、それこそ實社會では

「有り得ない」のである。

三、自白偏重

豫め罪有りとするから取調の苛酷となるのは當然であつて、物的證據が無い爲めに徹頭徹尾自白を強要するのである。結論から言へば正しい意味に於ての檢察といふものがされてゐない。尤も檢事は「本件に物證無く自白に據る」と言明し論告でも

漬職事件、選舉犯罪等ハ本人ノ自白ニ俟ツヨリ外進展ノ途ナク云々

自白以外殆ンド物的證據ヲ殘サレ此ノ種事案云々

として物證を顧みざるを當然とするかの如き口吻であるが、元々こんな考へ方で事に當るのが自白強要となり人權蹂躪の因を爲すと認めらるゝ。先づ自白を求め然る後に證據をたぐり出し事件を固めんとするのであるが、刑事達の頭腦で作らあげた其の人格の現はれである無理な筋書は、自白といふ外皮に包まれた形にはなつてゐるが、無實の事に之を裏書する傍證をさへも擧げらるゝ筈なく、内容も深入りをすればするほど、矛盾不合理非常識に充つるものに終らざるはない。選舉犯罪にありては買収金額が零細なら物證を得ること困難なる事情ありとも或は謂ひ得んも、贈收賄の事件にありては豫め物證を残さざる用意をするものと假定した所で、本件の如く多くの人多くの件數悉く巧妙に犯跡を打消し衝くべき手が皆無で證據は擧げられないとは、どう謂はれたところで納得されない。現に同じ水道局事件横濱船渠會社關係で、有罪となつた岐阜縣の問題と無罪となつた横濱市の問題とを對照する時、前者は動かすべからざる諸證が擧げられ、後者は摺むべき物證の何等存せざりし、明瞭なる區分があることを以てして、漬職事犯に物證無しとするの謬論なるを充分物語る。思ふに自由任意の自供で贈收双方の言ふことがピッタリ符合したにしても、尙ほ物證を揃へてその眞實なることを論

證すべきであらう、初めより物證なき事案なりとして斷罪の根據を自白のみに置かんとし、之が強要に終始するのでは眞實を採求するものと謂ふを得ない。

檢事が一方に物證なき事案と謂ひつゝ、他面檢擧の前と保釋の後とに證據を湮滅せるかの如くに論ずるのも、矛盾と謂はれないこともない。論告で

所謂被告會議ナルモノ、存在トナ思ヒ合ハス時本件檢擧ノ前後ニ於テ相當各方面ニ互リ證據湮滅ノ所爲アリタルコトヲ推測スルニ難クナイ(略)身ニ一點ノ疚シキ處ナクンバ何チ苦シンテ斯ノ如キ世人ノ疑惑ヲ招ク危險最モ大ナル會合ヲ催ス必要ガアツタデアリマセウカ

とするは疑心暗鬼にあらずんば針小棒大に説くのである。なるほど被告が會合したのは事實であるが、危険最も大なる時に相手方と接觸するが如き不謹慎の行動は恐しくて出来るものではない。湮滅すべき證據亦生憎無いのである。勿論自然の推移に放任し無爲であつては疑ひは晴れないから、辯護士の意見も聴き立證の方法も講じなければならぬが、會合の目的は豫審記録の謄寫其他裁判の進行に關する事務的協議の取纏めにあつて、事實之が爲めに關係者があとでどの位利便を得たか分らぬ。それを被告會議と名づけられたが爲めに松井檢事正は、昭和十年十一月二十六日東朝紙上

裁判で初めて有罪か無罪か決るので今から無罪だとか担ぢあげたものなど、いふのは不可能ではないか(略)司法權の威信に關する浮説をなすが如きは全く言語道斷の奇怪事だ

と言つてゐるが、事實を調べても見ないで、誤り傳へられたことに見當外れの非難をしてゐるに過ぎぬ。たゞこの時の談話に限りこれまでになく罪人扱ひにしてないことだけは珍らしい。この事が論告では證據湮滅のやうに扱はれたのである。

論告では又事前に於ける證據湮滅の例を二三指摘されてゐるが、それ等は事件の本筋に關はらない枝葉末節の贈答飲食等のことに限られてゐる。之に就て今村(力三郎)辯護人は

微細ナル公訴事實ニ無關係ナル過失ヲ擧ゲテ本件公訴事實全體ニツキ裁判所ノ心證ヲ動カサントスル(略)寧ろ横濱ニ於ケル檢擧が如何ニ強ク世人ヲ恐怖セシメタルカト云フ一班ヲ知ルニ足ル(略)外ニハ決シテ後口暗イコトガナイト云フ好個ノ反證ニナル

とする。當時横濱の大家は恐ろしく無軌道の摘發に慄え上つて、一寸でも引つかゝりになつては詰らないと思ひ却つて疑惑の種となつた餘計な技巧をしたものゝあつたことは事實であるが、それは白羽の矢から免れんとして神經過敏になつてゐた證左であるに外ならぬ。

被告は證據湮滅の虞ありとして拘禁されるから、犯罪が事實であれば被告に不利の證據は出ても有利の證據は出ないのが捜査の常道である。ところが冤罪であれば之に反して、自白の虚偽を暴露する事實が往々現はれる。そうすると之に牴觸しないやうに自白を訂正せしめられるのである。例へば請託の事由を尤もらしく言つてゐたのに取引關係の存外少い事實が上つて來るとアツサリ將來の指名といふことに變へる。否認してゐる方が出張不在を以て授受の不能を證據立てると肯定してゐる相手方は簡單に別の時日に變へる。資源費途を證人が覆すと忽ち他の資源費途に變へる。凡て前の自白の記憶違ひとして處理されるやうで、なぜそんな自白をしたか、どうしてそんな反證が出るかといふことに就ては深く考へられないのである。元々無いことは同時になんとも言へるといふことであるから、被告は迎合追隨どうにでも内容を變更訂正する。自白に個性がなく供述が他動的であるのは不自然の變遷と不思議の結末を示してゐるその經過に徴して極めて明瞭であるが、渦中にあるものは捉はれてゐるのか少しも之を怪しまない。犯罪の有無に就て疑ひを挟まない間は出て來る證據が正しい働きをしないのであるから、嫌疑濃厚の時に、どんな資料を提示しても被疑者が無實を立證せんとする目的は達せられない。それが没消されることなく有効に働く時機を考慮しなければならぬといふことになるのである。

横濱事件ではないが珍本「疑獄豫防讀本」が出る世の中である。(昭和十一年九月九日東朝所載鐵道疑獄關係)正しいからといつて晏如たるを得ない。身を護る爲めに平素から周到なる用意をすると共に之を無駄にしないやうに考へて置かね

ばならぬ。横濱事件では現に商人からの儀禮の贈物を返戻した請取を示して不正を爲すの理なきことを證明せんとしたるに、検事はそんなものだけは返した證據を残しておいて現金は黙つて取つてゐるのだと言つて聽かないといふのであるから、普通の考へ方では追つつかないのである。

所謂證據物件として家宅捜査に依て押收されたものは山積してゐる。勿論無根のことに不利の證據のある筈もないから何を押收されやうとその爲めに受くる不便と損害とは別にして何等の不安はないが、併し其等が果して眞面目に點檢されたかどうかは頗る怪しい。何となれば之を仔細に調べられたら冤罪たることが分つた筈だからである。面白いのは公判で被告の提示した反證の多くが、その押收書類の内から摘出され、宛も無實の證據を保存して貰つてゐたかの如き逆効果を呈したことであつた。

一體自白の過重すべからざるは天下の通論である。穂積博士の帝人事件に於ける特別辯論中に

抑モ自白が容易ニ信ズベキモノテナイト云フコトハ殆ンド刑事學ノいろはデアリマシテ學者ノ研究ニヨツテモ又實際家ノ經驗ニヨツテモ争ヒノナイ所(略)自白ダケテ事件ヲ片付ケテシマウノハ非常ニ危険(略)

殺サナイト云フ證據ガ立タヌカラ殺シタノダト云フコトニサレテハ堪ツタモノデアリマセヌ、檢事諸公ハ本件ノ御取調中「覺ヘガナイト云フ證據ガアルカ」式ヲ絶對ニ御用ヒニナラナカツタデアリマセウカ(略)

果シテ眞ノ意味ニ於ケル自白デアアルカ(略)ダトヒ自白ト見得ルトシテモ餘程弱イ(略)争ハヌダケダト云フノハ否定ニ該當スル(略)自白ヲ得ル目的テ被告人ヲ訊問スベキモノカ

等の言がある。それ等は孰れも自白は獨立して證據とならぬと謂ふことである。

拷問をしたり自由を奪つたりした被告からは思ふがまゝの聽取書を作ることが出来やうが、その自白なるものは不任意他動的の頼りない出鱈目であるから、公判になつて根據ある反證を擧げて覆されると、公訴の内容なり主張なりを何とか

變改して辻褃を合はせなければならぬ苦しい仕儀になる。被告が罪を免れんと欲し公判になつて鐵面皮に以前の自白を取消しても、犯罪が事實であるなら事件は永い拘禁中に思ふ存分固められた筈であるからどんな理窟をつけて見たところで對抗が出来ず何處かで馬脚を出すことになる。然るに被告の方が自由さへ與へられれば筋が立つた陳述をし、論告の方にはそれは嘘言だと打破る資料が「豫審の自白は措信するに足る」と謂ふ以外何にもないのであるから、攻守逆轉まるでどちらが糺弾してゐるのか分らない。念の爲めに一二辯論を引いて上述せるところが獨斷でないことを證しておきたい。

今村(力三郎)辯護人は水道局事件のときに論ずる。

不合理ノ供述ガ調書ヲ聽取書ニ現ハル、コトハ供述ガ不任意デアツタコトヲ證明スル、檢事ガカ、ル調書ヲ採用スルコトハ夫自ラ議論ノ薄弱ヲ示ス

更に横濱船渠の犯行の日時を初め七月としバナマ帽、オーブンの自動車など季節に合ふ自供をしてゐたのが、途中で五月に變ると此等が忽ち消へ失せて、何の爲めにそんな役にも立たない嘘を態々詳しく言つてゐたが結果に於て分らぬことになつた。そんな調書まであると指摘しつゝ續けられる。

自分ノ氣ニ入ツタ供述ナスレバ聽取書ヲ作ルガ然ラザレバ何十回調ベテモ一枚ノ聽取書モ作成セヌト云フノデアハ檢事ハ事實ノ真相ヲ得ントスルニアラズシテ職權ヲ濫用シテ強テ犯罪ヲ構成セシメントスルモノデアルト謂ハレテモ辯解ノ辭ガナイデアリマセウ(略)檢事ハ權力者デアリマス、被告ハ自由ヲ奪ハレタル無抵抗者デアリマス、一人ト一人ト相對シテモ畏縮シテ言ハント欲スル所ヲ言フ能ハザルノガ當デアリマス、然ルニ檢事ガ五人列座シテ一人ノ被告ヲ威壓セントスルハ何事デアリマスカ、此事自身權力ノ濫用デアリマス、憤慨ヲ感シタノハ此點デアリマス、次ニ檢事ガ一人對一人デアハ被告ヲ取調ルコトが出来ナイノテ多數ノ力ヲ藉テ被告ヲ威壓セントスル、檢事トシテ未熟ノ人達デアリマシテ失禮ナガラ侮蔑ヲ感ゼザルヲ得ナイ、

電氣局事件の時には

如何ナル辻褄ノ合ハナイ嘘デモ夫レガ犯罪ヲ肯定スルモノデアラナラ直ニ之ヲ眞實ナリトスルコロニ智慮ノ淺薄ヲ認メラレル
と言はれたが、眞實なりと心から信じたのであるかどうかは分らない。或ひはたゞこれで起訴資料は充分であると考へら
れたのかも知れぬ。併し辯論は續く。

彼等ハ被告ガ遺ツタ賈ツタ言ヘバ夫テ直ニ犯罪有リ犯罪ノ證據アリト輕信スルノデアリマス、一步進メテ口デアハ言フガ果シテ其供
述ニ眞實性ガ有ルカ無イカト考慮スル智能ガ缺ケテ居ルノデアリマス、彼等ハ犯罪ノ舉證トハ被告ノ口テ言ハセルコトダト考ヘテ居
ル、ソレガ拷問デアラウト不條理デアラウト非常識デアラウト一切左様ナコトヲ考究スル餘裕ヲ持タナイテ被告ガ自白シテ是テ證據
十分ナリト獨斷スル、コノ被告ニ言ハセル主義ガ一步ヲ誤ルト拷問ノ大罪惡ヲ犯スニ至ル、本件ハ正ニ其標本的代表的事按デアリマス
折角犯罪ありとせるもの、崩壊を防ぐが爲めにせられてゐる用意からして、智能が缺けてゐるとは謂へないが、犯罪を
舉ぐるに急であつたことだけは確かである。山内(確三郎)辯護人は辯論に言ふ。

人ニ迷惑ナ及ポスト云フコトノ方ガ非常ナ苦痛ヲ凌辱ノ苦痛以上デヤナイカト言ハレテキル(略)他人ノ迷惑ヲ考ヘテ眞實ノ陳述ヲ
スル答テ檢事ノ前ニ於テ續シタ答ダト謂フ(略)檢事ノ論ゼラル、總テノ點ハ多クハ斯ウモ考ヘラレル、ア、モ考ヘラレルト云ツテ
時ニハ豫審決定ノ事實ヲ御變ヘニナツタ(略)サウ云フ空ナ論理(略)コノ迷惑感カラ陳述ヲ續ス機會ノ與ヘラレタノハ實ニ公判廷ヲ以
テ初メトスル(略)檢事警察官ト云フノハ斯ウ云フノガ商賣ナンテ責メル論理ト云フモノハ實ニ至レリ盡セリデアリマス、私共相當
長ク檢察官ナシテ居リマシタカラシテ少シ聲ヲ荒ラゲタナラバ或ル問題ニ就テ反對ニ言ハセルコトガ出來ルト考ヘテ居ル(略)檢事
ハ檢事ニ人権蹂躪ノ事實ナシト私ニ言ハシムレバ強辯ヲサレテ居ル(略)斯ウスレバ有罪ト見ラレル、斯ウ考ヘレバ無罪ト謂ヘナイ
ト云フ抽象的ノ御議論カラ同情ナキ態度ヲ採ラレル(略)單純ノ拘禁ノ辛サテハ裁判所ノ方テ多ク御採用ニナラナカツタ例ガ多イ(略)
證據湮滅ヲ防グガ爲メニ人ヲ拘禁スルノハ宜シイ、併シナガラ陳述ハ任意デナケレバナラヌカラ拘禁シタル被告ヲ訊問スルコトハ止
メタラドウデアラウ(略)被告ノ利益ノ證據ハ檢事ニ依テ湮滅サレルト云フ結果ガ屢々來テキル(略)檢事ハ具體的ノ總テノコトヲ
證明シナケレバナラス、想像論ハ決シテ檢事ノ論告ニ許サルベキ論法デナイ(略)私ナシテ言ハシムレバ檢事ノ疑ヒガ過ギル

自白が自由任意のものでないといふ非難に對し檢事は論告に於て拘束をしない被告のあることに依て之を斥けんとす
る。併しながら拘束しないものの陳述と雖も必ずしもあてにならない。即ち事實ならば初めから抽象的でなく今少し具體
的に犯行が言へる筈なのに、遣つた貰つたまでは言ふがあととは極めて曖昧で、殊に第三者に關係する事柄になるとシドロ
モドロになつてその言ひ分が判るまではハッキリしない。嘘も一人で其處まで作つたのではすぐ判れることを虞れるから
である。ところが中には陳述と實際の行動とがまるで違ふ所の、例へば横濱に滞在して贈賄したと言ふがその實本人は神
戸にゐたといふやうな、其後公判になると簡単に證明されるほどの捏造した虚偽を、被告が創作するのはまだしも、参考
に喚問されたもの迄完全に之に一致したことを言つて裏書きしたといふ不可思議千萬のものがある。打合せるか教へるか
しなければ架空のことが暗合する譯はないから、少くともこれに依て拘束しないで何を言ふか分らないことだけは明瞭
である。

今村辯護人は右の例を次の如く言はれてゐる。

私ハ警察官ヤ檢事ガ犯罪捏造ノ爲メ淺野兄弟ヲ警察署ニテ面會セシメ被告ノ不利益事實ノ打合せヲ爲サシメタルコトヲ以テ許シ難キ
罪惡ナリト斷言スルコトヲ憚ラナイ(略)幾ラテモ冤罪ヲ捏造スルコトハ出來ルノデアリマス實ニ恐ルベキ搜查權ノ濫用デアリマス
しかもこゝに論告で不拘束とせられてゐる者も警察部刑事課作製の「横濱事件關係者取調表」によると、警察には留置
されたのである。其處で自白をし騙す虞がないので在宅を許されただけのこと、尙ほ起訴内容の軽いものに限られる。
従つてその自白を自由に任意なりとするを得ないのである。當時横濱の土地では猛烈なる檢舉に怯えきり、既述せるが
如く、疑惑の種になりそうなものは破棄するものがあつたほどで愈々召喚されると酷い目に合はない爲めには何でも肯定
する外ないとする状態になつてゐた。大岡横濱市助役が召喚されるに及び松井(和義)檢事正は談話の形式で打切を聲明
した。之を昭和九年十一月十一日讀賣紙の記事から抜いておく。

これで大體横濱市公務員に對する瀆職事件の檢舉は峠を越えた、残つてゐるのは(略)不拘束方針で臨む考へであるが先方が絶対に否認すれば遺憾ながら(略)拘束することになる、事情によつては不起訴にする考へでも否認すれば起訴する(略)だから當局の方針には一般がよく考へて貰ひない、双方がよい結果になるのである(略)投書が數百通來てゐるがどれもこれも激動のものばかり(略)事件は一切確證がなければ、(略)大體下級者を對照とせず上級者を一掃する考へでありこれは刑事政策上から見てもよいことであり、横濱市民の爲めに清淨な市役所を確立することは當局の念願であつた(略)

これは横濱事件に對する當局の認識と其の取扱振の全部を知るに足るものであるが、有馬(忠三郎)辯護人はこれを辯論に援用されてゐる。

此ノ不拘束者ノ自白ト云フコトハ何等勾留者ノ拷問ヲ否定スル理由トナラザルノミナラズ、コノ事實ハ檢舉局ノ拙劣ナル技工ナリトノ疑ヲ容ル、ニ充分テアツテ横濱檢舉局ノ名譽ノ爲メニ遺憾トスル處テアル、其理由ハ當時横濱市民ガ恐怖ニ戰イテキタ時、松井檢事正ハ(前記)變ナ聲明ヲシタ、コノ聲明ニ基イテ未勾留者モ虚偽ノ自白ヲシタノカモ知レナイ、此ノ事件ニ限り不勾留者ノ自白ハ信ヲ措クニ足ラヌノテアル

更に横濱事件でいけないことは外人關係の會社が含まれてゐて其等が事實の虚無なるを知るが故に檢察當局の爲したる所によつて怪訝の念を起し不信の印象を與へはしなかつたかといふことである。それは決して我國の名譽ではない。

穂積(重威)辯護人はこのことに關して言ふ。

「ゲン」ガ昭和十年一月中數回檢舉局ノ取調ヲ受ケ徹頭徹尾贈賄資金支出ノ事實ヲ否認シ檢舉ハ調書ヲ御取リニナラズ其儘ソレヲ打切ラレタルコト、並ニ昭和十年一月中三回ニ亙リ「ビーテイ」ガ帳簿ノ検査ヲ受ケタコトヲ御認メ下サルカドウカ(略)「ゲン」ハ昭和十年一月十二日ニ檢舉局ニ出マシテ私モ附添ツテ來マシタ「ビーテイ」ガ儘カ通譯シタト思ヒマス、竹上、富澤兩檢舉ガ御取調ニナツタ、其時ニ「ゲン」ハ斷然サウ云フコトハ絶対にナイト否認シタコトヲ私ハ明カニ承知シテ居ルノデアリマス、殊ニ其時ノ檢

事局ノ御話トシテ、若シコチラノ言フ通り出シタト云フコトヲ認メレバソレナイ、ソレ以上ハ追求シナイ、拘留モスル必要ナイ、直グ歸シテヤル、併シ認メナイト云フナラバ場合ニヨリ拘留モシナケレバナラヌト云フ御話ガアツタ、ソレデ「ゲン」ハ私ニ斷シテ自分ハサウ云フコトハナイカラ假令監獄ニ入レラレテモ決シテ出シタトハ言ハナイ、ダカラ何ント檢舉ガ言ハレテモ自分ハ飽ク迄本當ニ出サヌモノハ出サヌト、言ツテ非常ナ決心ヲシテ顔ヲ眞ツ赤ニシテ昂奮シテ居リマシタ、尙ホ其時ニ、一體日本ノ法律ト云フモノハ(略)然ルニ檢舉ノ言ハレル所ハ贈賄シタナラバ許シテヤル、贈賄シナカッタナラバ刑務所ニ入レル、サウ云フモノカト云フコトヲ私ニ質問シテ來タ(略)併シ檢舉ハサウ言ハレテ居リマスカラ實ニ進退窮マツテ日本ノ司法權ノ威信ノ爲ニ非常ナ遺憾ヲ感シタ次第デアリマス、尙ホ「ゲン」ガ其後第二回ノ一月十八日ニ調ベラレマシタ時モ同様デアリマス、此時ハ前島貞一ガ通譯致シマシテ儘カ竹上檢舉ガ御取調ニナツタ(略)「ゲン」ト云フモノハ生一本ナ、西洋人見タイテナク日本ノ國士ノヤウナ風格ノアル男デアリマス、斷乎トシテ否認シマシタ(略)其後ニ「メイ」ガ出マシテ「メイ」ハ極メテ曖昧ナコトヲ言ツテ五千圓ノ支出ヲ承認シタト云フコトヲ自白スルガ如ク自白セザルガ如ク兎ニ角其場ヲ濁シテ歸ツテ來タ、コレモ決シテ出シタト云フコトヲ認メタト云フ積極的ノ證據ニハナラヌモノデアルト思ヒマスガ、併シ認メザルガ如ク認メタル如クト云フ陳述ガアツタノテ其點ニ對シテダケ檢舉局ハ調書ヲ取ツテオラレマス「ゲン」ニ關シテハ一枚ノ調書モ取ツテ居ラレナイ

論告で豫審の供述を神聖なりとし之を重んずるのはいいが、絶対に否認してゐるものゝ供述は眞實でないとして無視される。自白せるはそれが證據であるとして採られるが否認せるは取上げるものがないからその相手方の片言を以て證據とするのである。いくら否認してゐやうと物證が擧り條件が備はつてゐれば抗辯出來ないが、公判になつてからはたゞ否認してゐるのでなく條理整然證據を以て争つてゐるのであるから、之を論駁して否認を虚偽なりとする斷罪の理據を示されなければならぬ。然るに豫審の自白のみを金科玉條とし一方が豫審で肯定してゐるから駄目だといふに等しい片手落の斷定を言葉の上だけで下されるのでは、否認してゐるものは救はれない。

されば絶対に否認してゐる者に對しては論告で觸れてゐないと言つてもいい位である。試に被告田邊良忠に關してどう言

はれてゐるかを見るに、

本件記録ヲ通シ田邊被告ニ對スル利益ナル證據モ見出スコトヲ得ルノデアリマスガ又不利ナル證據並ニ之ヲ維持スルニ足ルベキ事情ハ前述ノ如ク存在シテ居ルノデアリマス、此意味ニ於テ田邊ニ對スル贈賄者ナル賀田ノ自白ハ極メテ重要性ヲ持ツノデアリマス、賀田ハ田邊ノ人格ヲ賞揚シテ居ルノデアリマスガ然ラバ如何ニシテ田邊ニ對スル虚構ノ事實ヲ自白シテ同人ヲ冤ニ苦シマシムルガ如キコトガ出来マセウカ、賀田ハ之ニ對シテモ檢事ノ取調ニ迎合シタルガ如キ辯解ヲ致シマスガ、實際ニ於テハ取調ノ檢事ハ事實ノ有無ヲ追究コソスレズクナルベシト指示シテ迎合セシムル何物ヲモ持タナカツタ答デアリマシテ之ニ對シテ賀田ガ自白致シタ處ニ棄テ難キ價値ヲ存ズルモノト思料サルノデアリマス

としてゐる。これには論難が集中したがそれは省略して、否認せるものに對してはたゞこんな論告がされてゐるに過ぎない。

被告大岡の場合は摘發主任たる竹上檢事の論告中その情狀論に於て

被告人大岡大三ノ如キハ大正十二年大震災災後ニ於ケル復興事業ノ爲メニ其技能ヲ發揮シテ盡瘁シ其功没スヘカラサルモノアルヲ以テ相當情狀ヲ酌量スベキ餘地アリト信ズルモノナルモ(略)現在被告人等擧ツテ犯行ヲ否認シ自己ノ非違ヲ曲庇云々

など、他を言ふに止まりその眞意を捕捉するに苦しむ。犯罪を事實とすれば絶対否認の被告の如きは情狀を重しとしなければならぬのに反對になつてゐるのである。元來「非違の曲庇」といふが如きは有罪が確定して初めて下さるべき言葉であるのに、そういふ結論を前提として斷罪の論理を進められるのは迷惑のことであつて、冤罪のものゝ心理は非違を曲庇してゐると思つてないからかゝる一語も極めて不快に響く。それは何れにせよ、自白を偏重したのでは眞の檢察ならぬといふことだけは、かくて如何なる場合に於ても謂へるのである。

四、峻烈

此の如くにして檢事は一旦被疑者を召喚した以上手段を選ばず之を責めて自白を求める。警察の手から離れたものは刑事など、違ひ檢事こそ正邪曲直を明にすると思つて縋りつくのであるが期待は無慘にも打碎かれる。その取調振りは各被告の上申書並に公判供述に詳しいがそれに據ると、不謹慎の言辭を弄し、侮辱惡罵を加へ、義理人情を逆用し、家族關係より脅し、横領罪を以て迫り、取調内容を漏らし、文書の作製を強い、病弱を冷酷に扱ひ、保釋を許さずと宣し、甚しきは暴行凌虐せる事例等枚擧に遑がない。假りに其の百分の一を眞なりとするも、自白強要に熱中焦慮して偽瞞誘導せる形跡顯著なるものがあつて、その凄慘なる有様はこの世のことゝも思はれない。それが眞實を發見せんとするが爲めではないから驚くの外ないのである。これ徒に誹謗せんとして惡聲を放つのではない。試に被告小泉(賢次郎)の公判供述を示さう。

何が故ニ吾々ヲベテニカケテマテ欺カナケレバナラナイ職責ガアルノデアリマセウカ、堀檢事ハ「俺ヲ誰ダト思フ、帝人事件デ三土中島ヲ引張ツタ檢事ダゾ、田舎檢事ト思フナ」私ハコノ人ハ狂人ダ、精神病者ダト思ヒマシタ(笑聲)本當ニサウ思ヒマシタ笑ヒゴトデアリマセヌ(略)隣リノ部屋デモガア、言フシ凄イ聲ガ聞ヘマス、又向フ側ノ調ベ室デモ凄イ音ガシマスマルデアノ檢事局ノ二階ト云フモノハ猛獸ガ一時ニ猛リ狂フカ動物園デ火事デモ起ツタカノ如ク、怖イ所デ度肝ヲ抜カレテシマツタ、心ヲ落付ケテオリマスケレドモドウモシヤウガナイ(略)檢事ト云フモノハ罪ナキ者デモ人ヲ罪ニスル爲メニ國家ガ雇ツテ居ル所ノ官吏デアリマセウカアンナ人間ガ人ヲ裁ク大切ナ地位ニアツテア、云フ無法ナル理論ヲ説カレル(略)人間ハ肉體ノ苦痛モ堪ヘラレナイデアリマセウ併シ吾々ニトリマシテ精神上ノ苦痛ト云フコトモ大ニ考ヘテ貰ハナケレバナラヌノデアリマシテ、コレハヤハリ精神上ノ拷問デアリマス

氏は獄中に自殺を企て、果さなかつた一人であるが、當時此等のことから検事の調べ振りが世間で大分問題になつてゐる。昭和十年一月十六日東朝

今回の拷問説の中で最も注目すべき特色は疑獄連座者の中で取調の苦痛に堪へ兼ねて刑務所内で自殺を企てた者が少からずあるといふ事、未遂に終つたため事件は闇から闇へ秘かに葬り去られてゐたもの(略)

果して拷問事實の有無が自殺事件によつて肯定されるがまた否定されるかは頗るデリケートな問題であるが少くとも前記の自殺計畫は拷問的取調によつて刺戟されたものであると推測して無理ではない(略)

檢察當局の見解によると

今回の大疑獄は縣市共に長年「司直の手入」を巧妙に免かれてゐた腐敗の世界を一舉に根こそぎにしたものであるだけ檢察當局では醜類の「完全なる證據湮滅」の裏を掻くため昨年度の大摘發には非常な苦心と努力を要し従つて取調も一樣に頗る峻烈なことは免れず殊に事件の性質上自供以外には證據力ない爲め相當社會的地位名譽ある收容者にとつては或は苛酷と思はれるやうな追究を時には行はれたかも知れないが常識を超へたやうな拷問的取調方法は行はれる餘地がない

松井検事正談

拷問事件ナンテ馬鹿な事は横濱にはないヨ、ソナ事を騒ぐのはチカシナ話ダ、取調は慎重丁寧にやつてゐるからソナ心配は無用ダ

小橋川刑務所長は迷惑さうな面持で語る

自殺未遂が度々あつたといふ様な事は私は別に報告を受けてゐないので何とも申兼ねる、保釋出所して自分で言つてゐるとすればそれに似た事はあつたかも知れないが私には初耳です。獨房内部の設備に注意して萬一の自殺の用に供せられる危険ある物は全部除去又は改良しました

無辜のものが死を希ふに至つて取調振の辛辣さは凡そ想像されると思ふが之を自責に基くものと解するのか、檢察當局

獨り顧みやうともしない。

嫌疑を受けて收容されてゐるものは法文の上の所謂「深切叮嚀」を必ずしも期待しない。法令を知らうと知るまいと、眞實が判りさへすればと思つて「峻烈なる取調」はある程度まで甘受する。然るに竹上検事は法廷で言ふにも事を缺いで

元來瀆職デアリマスとか選舉違反とか云フ事件ニツキマシテハ相當敬意ヲ拂ツテ居リマス貴様ト云フ言葉ヲ使ツタコトスラ絶對ニゴザイマセヌ

と放言しあまりのことに満場を暫し啞然たらしめたものである。江橋(活郎)辯護人はすかさず

(略)「貴様」ナント云フ言葉ヲ使ツタコトハナイト言ハレルト傍聽人カラ憤激ノ聲ヲナニ言フカト云フ聲ガ起ツタ、是ハ何チ語ルモノデアルカ

と衝いたが、現に盛にやられた者を前に置いてこんな見えすいた虚偽を平然として言ふのであるから、耳を蔽ふて鈴を盗むの譏りは免れない。検事廷の密室は世の耳目に觸れないが公判は公開である。その法廷に於ける検事の語句に現はるゝ心構へと被告の立場に置かれたる者の一般に眞面目なる態度と如何に對照の妙を示せることよ。今村(力三郎)辯護人は靜に戒められる。

故意ニ自己ヲ欺キ虚偽ノ陳述ヲ爲シ眞實ノ發見ヲ妨グルモノガアツタナラバ、ソノ人が辯護人タルト被告人タルトチ問ハズ許シ難キ大罪デアル、特ニ被告人ヤ辯護人ハ私的立場ニアルノデアリマスカラ多少宥恕セラルベキ理由ガアリマスガ苟クモ公益ノ代表者タル検事が故意ニ偽リチ申スガ如キコトガアツテハナラヌ、偶々不信用ノ人ニ打ツ付カツタノハ(略)不幸デアリマス

流石に竹上検事も論告で少しく修正された。

時ニ或ハ態度不遜等ノ場合被告人ヲ叱責シタル等ノ事實アリ、從ツテ被告人チシテ「所謂峻烈ナル取調」ナリトノ感ヲ抱カシメタルコトアルベシトハ思料スルモ被告人ノ謂フガ如ク暴行等ノ直接行動ニ亙ル所爲ニ出テテ事實ハ斷ジテアリマセヌ(略)看守ガ検事ノ

論告でこんな餘計な辯明までしなければならぬことになつたが、被告の望む所はそんなことはどうでもいゝので、一應の自白があつたにせよ鬼の首でも取つた様な氣にならないで、更に徹底的にその眞偽を確かめ、そして推服せざるを得ぬ堂々の論告の出来る檢察をして欲しかつた。

例へば嫌疑の源が餘りにも意外な言ひ懸りに發することを知らず時、被告は必ずその相手方との對質を望みさうすれば直に眞偽が判明するといふのであるが、檢察は餘計な關涉を許さずとして受け付けぬ。竹上檢察は論告でこの事に關し、「對質は眞實發見の唯一の方法でない」と辯じてゐるが、なるほどその通りであらう。併し之は言ひ換ゆれば眞實發見の一つの方法でもあるといふことになるのであつて、摘發當時充分突込んで眞相を確かめんとする氣持が微塵でもあつたら何とかして對質の方法と時期とがあつた筈である。

又恩怨もない者が無實の言ひ懸りをする譯がないではないかと理窟責めにしようとするのに對し、若し夫れ拷問で言はせるからだとも素破抜いた日には大變である。檢察廷を震撼する怒號は窓が閉めてなかつたら電車通まで響いたかも知れぬ。痛い所に觸れた口を塞ぐ方が急になつて本論の理窟の方は何處かへけし飛び暴言を浴せて叱り付ける。何しろ事實の有無を聞いてゐるのではない、事實はあるのだ、それを謝ればいゝのだと言つて、辯疏は一言も許さないのである。自白を迫る場合に言ふ所は之を要約すると、自白をしないでも有罪とする確信を持つから召喚したのであつて、自白すれば執行猶豫が附くが否認すれば體刑を受けることになる。或は罰金位で済む事件であるのに降參するに定つてゐる否認を續けるのは愚であると言ふやうなことに盡きる。この場合利害の打算をしないで眞實を主張するのが何でもないやうであつて難かしい。又外の多數が自白してゐるのに唯一人否認したところでそれを信ずることは出来ないとも言ふ。死を以てし

て争ふその一人が容易にないのである。執拗に迫られて無いは言へないと言ふと、宜しいそんなら相手が自白してゐるのは無いことであれば言へない理であると言ふ。無援孤立の被告が此等に對抗してうち克つは殆んど不可能である。

中には一度も訊かれたことさへなく全く知らぬ事件を何時の間にか附け加へられてゐるのがある。程經て追起訴をしたことを通告されて被告は呆然とする。これは峻烈といふより横暴といふ感じを受けるのである。

凄慘を極むる取調が連日長期際限なく繼續されて悲觀絶望せず心境を動かさざるは少い。假りに手を加へないでも、その態度と言動に凄じきものがあつて何をされるか分らないから、極度の恐怖心に襲はれて無抵抗状態となり、當面この暴虐より免るゝにはその言に従ふ一途のみと諦めどうでもいゝと自暴自棄になる。身に病ひあるものに憂ひあるもの、健康を思ひ家族を案じつゝ、檢察の意圖を探り顔色を窺ひ苦心慘膽虚構のことを作り上げるのである。かくて多くは調書の上で結局參つてゐるが、之を處遇表に徴すると、「檢察を手古摺らす」などの記載があるのに依つて見て、かゝる状況下にあつても能ふ限り抗争したことが明かに分る。それは取調の峻烈なりしことゝ事件の不實なることを物語るものに外ならぬ。

思ふに所謂峻烈なる取調なるものが職務上習慣のやうになると主觀的には峻烈と自覺しない。弱き被告から自白を得て豫斷に合致すると、恰も自己催眠に罹つたやうになつて盲目的に之を過信し、強き被告が絶対に否認すると、却つてこの方を度し難きものとする。昂奮して省顧の餘裕なくば正邪判斷の力は既にない。勢ひの趨く所峻烈に之を糺弾することになるのである。蓋し誤つた先入觀からにせよ、悪人として見て此等の犯罪を掃蕩せんとする情熱に燃ゆるに非ざる限りは人道と謂はんよりも一個の人間として、敢て爲し能はざるべき彼の如き苛酷なる言動を加へられる道理がない。他の職業では想像もされない荒んだ日夜の續くことを思ふ時厭な職務もあるものと考へさせられる。それだけ實際と凡そ縁遠い「深切叮嚀」の如きは期待さるべくもない。この峻烈は併し一歩間違ふと暴行凌虐となる。それは紙一枚の差であるから

検事は峻烈と謂はれることを厭ふのである。

検事の暴行に就ては公判廷で勇敢にも竹上検事の目の前で「貴官に暴行された」と面詰したもので出で、江橋(活郎)辯護人はこの點を責任上明瞭にされねばならぬとして

御答へサレヌ場合ニハ吾々ハサウ云フ事實ガアツタモノトシテ進ンテ行カナケレバナラヌ

とまで迫つたが検事は遂に答へない。漸く論告で

検事が暴行ヲ爲シタトノ點ニ付テハ當職ニ關スル限リ斯ル事實無キハ勿論他ノ檢事ニ付テモ問合ノ結果孰レモ其ノ事實無シトノコトデアリマスカラ茲ニ全般的ニ暴行ノ事實無キコトヲ言明致シテ置キマス

と一蹴したのである。有るべからざることは之を否認すればそれで通る。勿論證據は擧げられないが心の問はゞいかゞ答へん。これが被告であつたなら否認しただけでは濟まない代りに心は安らかである。

被告大西(清藏)は昭和九年十月二十三日獄中より堀検事を人權蹂躪で告訴してゐる。この事は翌年になつて漏れ昭和十年一月五日東日紙上永井次席検事は

公判確定になればハツキリ萬事が分る、検事局としては問題になるやうなことは少しもやつてないと語り、當の堀検事は

言葉でトツチメル位はしたが亂暴をしたことなんかありはしない、大西氏は否認し續けたが五ツも六ツもツツカへ棒があるから大丈夫だ、虐められて認めたと云ふのは違ふ、警察の手を經ず直接検事局へ拘引したのだから拷問のことはない。

と言つてゐる。短い辯明の内に語るに落ちるものがあるので不用意にも否認したところでいくらかも支持するものがあり警察には拷問があると言はぬばかりである。この告訴が検事局に取上げられなかつたことは言ふまでもない。法に暗いものが罪がなくつて法に明るいものが色々批判を受けるやうになつては世は逆しまである。

後に現はれた檢察陣崩れといふことは警察官人權蹂躪の責任を負ふ意味にしては餘りに犠牲が大き過ぎる。而して竹上検事の後を承けた検事は論告でどう言つてゐるかといふに、水道局事件の角田検事は

捜査ニ當リマジテ一部警察官吏トハ申セズ不法ナル取調ヲ爲シタルモノアリシ爲メ本件ニ非常ナル暗影ヲ投スルニ至リマシタ事ハ誠ニ檢察界ハ痛恨事デアリマシテ衷心ヨリ遺憾ノ意ヲ表スル次第デアリマス
と卒直に述べたのはいゝが

檢事ノ取調ニ付テモ一二檢事中暴行ノ所爲アリタルガ如キ非難ヲ聞キマシタガ當職ト致シマシテハ檢事中ニ斯ル不法ナル取調ヲ爲スモノアラウトハ到底信ズルコト能ハザル次第デアリマス

とする。勿論何人と雖も信することは出来ないであらう。更に電氣局事件の大石検事は警察官吏の不穩當なる言行のあつたことに對して「重ネテ遺憾ノ意ヲ表」した後

本件ノ被告人中ニハ當法廷ニ於テ檢事ヨリ威迫的態度ニヨリ自白ヲ強要セラレタリト申立テ居ル者アリ或ハ直接暴行ヲスラ加ヘラレタリト陳述スル者アリ、然リト雖モ如斯事實ハ當職ノ到底信ズル事能ハザル處ナリ、況ンヤ豫審判事ニ不穩當ナル取調アリタリト申立ノ如キハ信ヲ措キ難シ、豫審廷ニ於テ如斯事ノアリ得ベキ答ナク當職ノ到底信ズル難キ處ナリ(略)捜査ノ當初警察官吏中ニ不穩當ナル處置アリタル事ハ屢々前ニ述べタル處ニシテ本件捜査ニ暗影ヲ投ジタルカノ觀ヲ呈シタルハ頗ル遺憾トスル處ニシテ苟クモ犯罪捜査ニ當リテ此種ノ行爲ハ到底過去ニ於テモ現在ニ於テモ斷シテ看過シ得ベカラザルモノナルノミナラズ將來ニ於テハ司法警察官教育ノ施設ト相俟ツテ絶滅ナ期スベキモノトス、檢事ハ法ニ基キ犯罪ノ捜査ヲ遂ゲ適正ナル公訴ノ提起維持ヲ爲シ公正ナル法律ノ適用ヲ請求スルモノナル事ハ今更喋々ヲ要セザル處ニシテ檢事トシテ之ヲ夢寐ニモ忽緒ニセズ致々トシテ之ニ背カザランコトヲ努ムル所以ノモノハ社會惡ニ對シ嚴トシテ臨ミ社會秩序ヲ維持センガ爲ニシテ聞クガ如キ檢事ヘノ非難ハ當職ノ想像スラセザリシ處ナリ、然レドモ如斯非難ハ非難夫レ自體ニ於テ既ニ光輝アル司法部ヘノ一投石ニシテ犯罪捜査ニ従事スル者ノ再思三省シテ暗雲ヲ一掃センコトヲ期スルモノナリ

と言ふ。若し被告の非難が作爲せる誹謗であるならば誠に憎むべきで立會検事としては斷乎排撃されなければならぬ。然るに自ら戒めらるゝ右の如き論告を聴くに至つたのである。

被告渡邊（一俊）は言ふ。

検事「答がない」トカ「信ズル能はず」トカ云フコトハ法律ノ理想ヲ説カル、ニ過ギナイ（略）コノ趣旨ヲ擴充スレバ國家公共ノ事務ニ從事スル所ノ官吏モ收賄スル答がないテ通ル譯デアリマス

被告の方は反證がなければ通らぬ差別があるだけである

被告里見（富次）は言ふ。

現ニ御立會ノ検事（角田）ハ「被告ノ精神力ノ鞏固ナルコトハ他ノ被告事件ニ例ヲ見ナイ」ト云フ様ナコトヲ論告テ仰セラレマシタケレドモ其頃ハ精神力ノ弱イモノデアツタノデアリマス（略）又「充分辯明スル餘地ガアツタデハナイカ」ト云フ御議論デアリマシタケレドモソレハ合法的ナ御取調ガアル場合ノ假定ニ立ツテノコトデアリマス（略）其當事ノ事情ヲ御知りニナラナイ檢事トシテノ抽象論デアリ假定論デアルノデアリマシテ今回ノ事件ニ就テハソノ御議論ハ當ラナイト思フ（略）「檢事中ニカ、ル不法ノ取調ヲ爲スモノガアラウトハ到底信ズルコト能ハザル次第デアル」ト云フ風ニ申サレマシタガ御立會ノ檢事ガ到底信シラレナイ様ナ檢事ノ暴虐ガ現ニ行ハレタノデアリマス、關係檢事ハ何故殘ツテ當公判ニ御立會ニナラナイノデアリマセウカ、何故皆轉任サレテシマツタノデアリマセウカ、是ガ其間ノ事實ヲ最モ明ニ物語ツテ居ルト存ジマス

被告岡田（和厚）は病苦を押し出で、虐げられしものゝ抗争の方法なきを訴ふ。

法律ノ保護ナキ天地ニ於キマシテ不法ノ暴行ニ遭ツタ場合ドウナルデアリマセウ、試ニ夜陰兇賊ノ爲メニ身體ノ自由ヲ拘束セラレ白刃ヲ疑セラレタ場合或ハ滿洲ノ曠野ニ於キマシテ馬賊ノ爲メニ捕ヘラレタ場合唯生命ニ對スル危害ヨリ脱セントスル外ニ何物ガゴザイマスカ、サウシテ彼等ノ求ムル所ニ從ハントスルノハ何人モノ共通ノ心理デアラウト存ジマス、況ンヤ正義ノ保護ヲシテ頂クモノト深ク信賴シテ居リマスル檢事ノ職ニ在ル人ガ俄然正義ヲ蹂躪スルノデアリマスカラ身心ハ極キ亂サレ何ガ何カサツバリ譯ガ分ラ

ナクナツテシマウノデアリマス（略）私ハ惡鬼ノ如キ暴力ノ爲メニ從ハザレバ生命ヲ絶ツゾト云フ脅威ヲ與ヘラレマシテ何物ニモ換ヘ難キ生命ヲ保持セント考ヘ無我夢中ニ檢事ノ言ニ從ハサセラレタノデゴザイマス、恰モ婦女ガ暴力ニ依テソノ貞操ヲ奪ハレタト同シ境遇ニ比スベキデゴザイマス（略）堂々タル檢事局ノ建物ノ中テ、陛下ノ官吏タル堀檢事ガ白晝公然自ラ法律ヲ犯シテ被告ニ暴行ヲ加ヘルト云フヤウナコトハ恐クハ誰方モ信ジテ下サラナイ事柄デアリマセウ、併シ事實ソレデゴザイマス（略）併シ専門的ニ證據ヲ隠蔽シ誰モ見テキナイ中テサル、ノデアリマスカラ之ヲ證明スル方法ガゴザイマセウ、假リニ告訴ヲ敢行致シマシテモ無効ノ結果ヲ來スコトハ必然デゴザイマス、サレバ如上私ノ本當ノ言葉ヲ公判ニ證明スルコトハ致ス方法ガゴザイマセウ、洵ニ虐ゲラレタ者ノ現世ニ對スル痛恨デゴザイマス（略）不肖私ノ如キハ渺タル存在デゴザイマス、併シ本件關係被告ノ中ニハ幾多有爲ノ人材アリ練達堪能ノ士ガ澤山ニゴザイマス、是等ノ人々ガ洵ニ不可解ナル今回ノ事件ニヨリマシテ久シキニ亘リ其ノ活動ヲ停止セラレテニ懊惱呻吟致シテ居ルノデゴザイマス、是等ノ人々ノ中ニハ多年其ノ人格ヲ練リ修養ヲ積ミ正義ノ道ヲ歩ンテ來ラレタ方々ガアルノデゴザイマス、其ノ人々ノ社會的信用ハ今回ノ事件ヲ事實ナリトシテ信ズル者ナカラシムルノデアリマス

被告永田（兵三郎）は論告の論旨が勝手過ぎて此の如きを反省するに非ずんば間違つた事件が繰返さるべしと言ふ。

私ハ直言致シマス、如何ナル遁辭ヲ以テシテモ竹上檢事ガ當時拷問ノ事ヲ知ラナカツタト云フ辯解ナシ得ルモノデアリマセウ、知ツテ知ツテ知リ抜イテ居ナガラ法廷ニ於テ眞赤ナ虚言ヲ弄シ寧ロ人間ヲ愚弄シ來ツタ其ノ心情行爲（略）重要ナル國家機關テ決シテ一刑事ヤ一巡査デアリマセウ、立會檢事主任檢事トシテ事件ノ真相ヲ糾明スベキ公職ニアリナガラ事柄ヲ歪曲シテ瞞着シ去ラントスル（略）角田檢事ハ「不法ナル取調ヲ爲シタル者ノアリシ爲メ本件ニ非常ナル暗影ヲ投ズルニ至リマシタコトハ洵ニ檢察界ノ痛恨事デアリマシテ衷心ヨリ遺憾ノ意ヲ表スル次第デアリマス」斯ウ述ベザルヲ得ザルニ至ツタノデアリマス、之ニ對シマシテ山内確三郎辯護人ハ「之ヲ平タイ言葉テ云フト檢事一體、一體ノ檢事ガ法廷ニ於テ平謝リニ謝ツテ惡ウゴザイマシタト云フトドウ違ヒマスカ」云々（略）立會檢事ノ本問題取扱振リニ遺憾ノ内容、檢察界ノ痛恨事ガアルノデアリマス、私ハ斯様ナル檢事ニ取調ヲ受ケル運命ニアツタコトヲ悲シムト共ニ今少シ大キナ意味ニ於テ抑フコトノ出來ナイ不滿ト戦慄トヲ感ズルモノデアリマス

更ニ檢事ノ暴行ト云フ點ニ付テ(略)次ヲ承ケタ角田檢事ハ「到底信ズルコト能ハザル次第デアリマス」斯ウ述ベラレテ居リマス、併シ檢事ノ暴行ノアツタト云フコトハ議論テナクシテ事實デアリマス警察官拷問ノ事實ト同シ道程ヲ進行シテ居ル(略)私ハコレ以上ハ申シマセヌ、唯國家機關自ラ非行ヲ敢テシテ其事ガ各方面カラ立證サレテ最早蔽フベカラザルニ至ツテ居ルニ拘ラズ單ニ形式一片ニ依テ類冠リ主義ニ進マントセラル、コトヲ不可解ニ存ズルノデアリマス、斷シテ檢察當局ノ威信ヲ保ツ所以テナイト存スルノデアリマス(略)角田檢事ト雖モ檢事室ノ取調振リガ如何様ナモノデアアルコト云フコトハ知悉サレテ居リナガラ御都合主義ヲ勝手スキル論旨ヲ進メラレル(略)國家機關ガ何故ニカクマテ鐵面皮ニ唯形式一片ニ此ノ法廷ヲ瞞着シ去ラントセラル、ノデアリマスカ(略)檢察當局ガ新様ナ心持ヲ反省サレナイ以上ハ再令回ノ様ナ大キナ間違ツタ事件ガ何度デモ繰返サレルコト、思フ(略)檢事ノ御論告ノ如クニ單ニ「有リ得ル」ト云フノデアリマスナラバ總テガ有リ得ルト云フコトニナリマス(略)確實ニアツタト云フ立證ヲサレナイテ「有リ得ル」ト云フコトヲ求利サレルノハ何タル暴斷デアリマセウ(略)

吾々ノ事件ヲ檢舉サレマシタル竹上檢事外當時ノ橫濱檢事局ノ方々ハ義ニ無罪ノ判決ノアリマシタ神奈川縣自動車事件ヲ取扱ツタ方々デアリマス、事實無根、調査粗漏ト云フ判決理由ニ對シテ上告シ得ナカツタ方々デアリマス、更ニ世論騒々ノ放火事件ヲ取扱ツタ方々デアリマス、一ケ年以上拘禁ノ苦シミヲ敢テセシメタ被告ノ中テ九十二名ノ豫審免訴者ヲ出シテ居ル事件ヲ取扱ハレタ方々デアリマス、他ノ人テハナイ吾々ヲ檢舉シタト同シ方々ガ爲サレタ仕事デアリマス、私ハ卒直ニ申上ゲマス、當時ノ橫濱檢事局ハ全ク病的狀態デアツタト云フコトヲ如實ニ示シテ居ルモノデアリマス、無理ナコトヲ敢テスル、サウ云フ症狀ガ顯著ナルコトヲ見受ケラレルノデアリマス、此ノ方面ヨリ觀察ヲ御願ヒ致シマシテモ吾々ノ事件ガ如何ナル素質ヲ持ツテ生レテ居ルカト云フコトヲ充分御警察ヲ願ヘルコト、信ズルノデアリマス

被告稻葉(文毅)は犯罪を製造してゐるのだとする。

當時私ハ檢事局ト云フ所ハ兎ニ角犯罪ヲ製造シテ居ルノダナ、斯ウ考ヘテ居ツタ、デスカラ私ハ家庭ニ對シテ(略)「本牧住宅ノ方ノ火災保險金タシカ一萬圓來月カ四月カ期限ノヤウニ覺ユ、今度ハ極ク小額ニ變更シテ貰ヒタイ、近頃度々聞ク保險詐僞ト云フ言葉、

燒ケタリ疑ハレタリ金が取レナイ心配ガアツタリテヤ詰ラナイ、動産マデ加ヘテ三千圓マデ下ゲテオイテ下サイ、ソレナラ誰ガ見テモ一萬圓ノ所ヘ三千圓ナラ文句ハナイデセウ、ドウセ燒ケレバ損ナスルノガ當リ前故少額ニシテ今マテヨリ一層注意ナスルコトニシテ欲シイ(略)「辯護士チ五人頼ムトアレドモ私ノ拘引セラレル際ハ事突然ナリシ爲メ何等ノ打合せナサザリシ爲メナランモ今別段辯護士チ必要ナリトモ考ヘ居ラズ(略)尤モ決シテ苦情ヲ申スモノニテハナク辯護屬ニ接シタル時ハドコカニ法律ヲ知ラザル私ハ心強サチ感シタレドモサレバトテ友人トカ何トカ云フ特別ノ關係ナキ限り五人ナドト餘リ多クノ辯護士チ頼ミテ稻葉ハ罪跡充分ナル爲メ多數ノ辯護士ノ力ヲ借り免レントスルナド批判セラル、モ洵ニ残念ナラズヤ」

竹上檢事が警察官に暴行の事實なしと強く主張し來つた第一の争點が、その懲戒處分の發表を見ると、角田檢事の論告ではひと耐りもなく之を裏切るの止むを得ざることをなつて、暴行の事實ありたることを遺憾とするといふことになつてしまふ。とは言ひながら角田檢事は、併し檢事の暴行は到底信ぜられないとして、第二の争點を防禦するが、竹上檢事の退職、外の檢事の轉出が發令されることになると、次の大石檢事の論告では、想像すら出來ないが、非難の出て來たこと自體考へねばならぬものがあるとして大層緩和される。措信し得ないでは事實の否定になつてゐないし、非難が間違つてゐるなら何の遠慮する所もない。横濱事件は五部門に分れて公判が長くかゝり次々に新しい事實が展開したからその度毎に論告がこんな風に變つていつたのであるが、もつと時日を要して真相が判明したなら、果してどんなことになつてゐたか分らぬ。併しこれだけでもその推移は凡そ分る。何としても摘發に關係のあつた檢事が、これほどの事件の公判中に一人も居なくなつて審理に不便なそんな檢察界異變といふやうな不都合な状態が白日の下に曝されるのでは、事實に觸れてゐない新しい檢事がどう言はうと、實は喧嘩にもならぬので各被告の暴行の事實を具體的に言ふは斷じて一場の芝居や後ろ暗い所があるのを糊塗せんとする態度でないといふ謂へる。調べ振りの峻烈凄慘を極めたことは以上で想像に難くないであらう。

五、我 執

横濱事件に關係はないが、帝人事件で三土忠造氏の言へる所は、そのまゝ當て嵌まるから、其の一部を掲げる。

一部檢事ノ中ニハ誤ツタ判斷ヲ以テ捜査ニ着手シ動モスレバ騎虎ノ勢ヲ以テ事件ヲ作り上ケ徒ニ良民ヲ駈ツテ冤罪ニ陥レル場合ノ少クナイコトヲ能ク承知シテオリマス、又無實ナル被告人ガ拘禁ノ身トナルヤ精神傷害ヲ起シテ一時ノ苦痛ニ堪ヘズ保釋出獄ヲ焦リ檢事ノ脅喝詐言ニ迷サレテ心ニモナイ無根ノ事實ヲ承認シテ獨リ自ラ國家ノ罪人タルノミナラズ罪ヲ先輩知人ニ及ボスナモ顧ミザルニ至ルトイフ幾多ノ事例ヲ耳ニシテオリマス(略)大勢ノ檢事ヤ豫審判事ガ眞面目ニ信ジテオラレルトスレバ其ノ常識ノ有無ヲ疑ハナクレバナリマセヌ(略)如何ナル觀點ヨリ批判シテモ苟クモ常識ヲ備フル者ノ眼ニハ事件ノ全體ガ悉ク虚構捏造デアリ不自然デアリ滑稽デアルコトハ一見明瞭ニシテ秋毫モ疑念ヲ挿ム餘地ハアリマセヌ(略)若イ檢事ヤ豫審判事ナドハ充分ニ世態人情ニモ通ゼズ經驗モ乏シク或ハ一時ノ客氣ニ駈ラレテ鹿ヲ逐フ獵師山ヲ見ザルノ輕舉ニ出ヅルコトモアリマセウガ之ヲ指導監督スル上司ハ練達堪能ノ士デナケレバナラヌ答デアル(略)若シ夫レ是等上司ノ人々ニシテ事件ソノモノヲ達觀スルノ識見モナク捜査ノ裏面ヲ察スルノ眼光モナク唯文字ニ綴ラレタル下僚ノ報告ヲ鵜呑ミニシテ此ノ重大ナ事件ヲ取扱フテオラレタモノトスレバ其人皆其器ニアラズト見ナケレバナリマセヌ(略)實ニ司法權ノ濫用ハピストルヨリモ銃劍ヨリモ爆彈ヨリモ恐シイノデアリマス、現ニコノ一事件ニヨリ司法フアツシヨノ疑雲ヲ滿天下ニ低迷セシメタノデアル、ソノ基ク所ハ輕卒淺慮ニ依レルカ陰謀惡意ニ出タルカ何レニシテモ事茲ニ至ラシメタル者ハ上至尊ニ對シ奉り下國民ニ向ツテ其ノ責任ヲ痛感シ速ニ自決スベキモノ(略)全然虚構ノコトハ辻褄ノ合ハウ答ガアリマセヌ、コノ公判廷ニ於テ辯護人ノ質問ニ對スル檢事ノ辯明ヲ聞イテオリマシテモ矛盾撞着支離滅裂破綻百出誠ニ噴飯ニ堪ヘナイコト計リザアル、ソレヲ愚弄モ出來ズ嘲笑モナラズシテ默ツテ聞イテ居ルノハ並大抵ノ辛抱デアリマセヌ、是ガ爲メニ廣ク國民ノ腦裡ニ檢事トイフモノハコレホド平氣テ虚言出鱈目ヲ言フモノカト云フ深イ印象ヲ與ヘルコトニナツテ其ノ國民思想ニ及ボス害毒ハ實ニ測リ知ルベカラザルモノガアルト思ツテ冷々サセラレテ居ルノデアリマス、ソレテモ尙ホ恬然トシテ一時ヲ糊塗スルニ汲々タル關係檢事ノ心

境ハ到底私共ニハ之ヲ付度スルコトガ出來マセヌ、斯ノ如クニシテ飽クマテ其ノ非ヲ遂ゲントシ強イテ公訴權ヲ固持セシトスレバスルホド無理カラ無理ニ踏迷ツテ司法權ノ威信ヲ失墜スルノミデアリマセウ、人間ガ我執ニ因ハレルトカクマテ無分別ニ棄鉢的ニナルモノカ(略)本件ニ接觸スルマデハ司法官憲ガコレホド無理ナスルモノト思ハナカツタノデアリマス

同じく穂積博士は特別辯論に於て左の平沼檢事總長訓示を援用する。

職務ニ熱中スルノ極時トシテハ思慮ノ沈靜ヲ失シ處分ノ公平ヲ缺クニ至ルコトアルヲ以テ其事ヲ執ルニ當ツテハ三たび思フ致サザルベカラザルナリ、偏見ヲ去リ豫斷ヲ避ケ穩健中正ノ心ヲ以テ事ニ臨ミ其實情ヲ得ルヲ以テ念トセザルベカラズ云々、不利ノ供述ヲ偏重シ耳ヲ有利ノ辯疏ニ傾ケザルガ加キハ是レ事實ヲ申開スル所以ニアラズ云々不利ノ供述ヲ過信シテ之ニ關係アル證據殊ニ物證ノ取調ニ於テ徹底ヲ缺クニ至ツテハ審ニ態度ノ公平ニ於テ缺グル所アルノミナラズ執務ノ光輝ト用意ノ周到ト兩ツナガラ備具セザルノ譏ヲ免レザルベシ、又況ンヤ爲メニ事實ノ判斷ヲ誤リ無辜ヲ糾彈スルガ如キ事アラバ民人ノ權利利益ヲ尊重スベキ趣旨ニ反スルハ勿論職務ノ威信ヲ害スルコト實ニ大ナリトス云々、殊ニ被嫌疑者ノ取調ニ際シテハ犯跡ノ確定スルニ至ル迄ハ仍清白ノ人ヲ以テ遇セザルベカラザレバ其品格ヲ毀傷シ又ハ自由意志ヲ抑制スルガ如キ嫌疑アル行爲ハ斷ジテ之ヲ避ケザルベカラズ加之世人ヲシテ已ムベカラザル疑惑ヲ其間ニ容レシムルガ如キ處置ヲ爲スハ其實何等背法ノ點ナシトスルモ特ニ必要アル場合ノ外ハ勉メテ之ヲ避ケンコトヲ要ス蓋シ公明正大ハ實ニ是レ司法ノ生命ニシテ獨リ實質ニ於テ其趣旨ヲ具有スベキノミナラズ其形貌モ亦能ク之ニ副ハンコトヲ期スベキ也云々、檢事ノ職タル歸主スル所ハ社會ノ安寧秩序ヲ保チ國民福利ヲ圖ルニ在リ、故ニ能ク世態ノ變動ヲ審ニシ人心ノ趨向ヲ察シ以テ事ニ當リ宜シキヲ制セザルベカラズ、故ニ獨リ自ラ高ウシテ社會ノ實情ト相背馳スベカラザルハ勿論ナリト雖モ亦閑巷ノ言談ニ聞キテ平允ノ考慮ヲ缺ギ其自ラ主トスル所ヲ失フガ如キコトアラバ是實ニ職ヲ辱カシムルノ甚シキモノニシテ世論ノ底裡ヲ究メテ而モ能ク世論ノ表ニ卓立スルノ慨ナカルベカラザル也、萬一事ノ世ニ喧傳セラル、モノアルニ當リ徒ニ功名ヲ競ヒ聲聞ヲ求メ矯激ノ行動ニ出テ世論ニ雷動シ又ハ徒ニ世ノ視聽ヲ聳動セムトスルガ如キコトアラムカ職務ノ神聖權威兩ツナガラ失墜スルニ至ラム、故ニ平素力ヲ其本ヲ養フニ致シ事アルニ至リテハ絶エテ外議ノ爲ニ搖動セラル、コトナク毅然トシテ職務ノ本領ヲ守持セザルベカラザル也

素人ではないから初めは兎も角調べの進むに従ひ、餘りにも不可思議の事態に直面して、それでちつとも事件に疑念を起さなかつたと云ふのは、今日に於ても信ずることが出来ない。これほどの騒ぎを惹き起し深入りし過ぎたので、今更撤回することが出来ない羽目に陥つたのではあるまいか。指圖せる警察官に對する體面からも、報告せる上司に對する立場からも、罪に擬せる聴取書は抹殺されない。榮辱の岐るゝ所後退はその生命を失ふ所以であるから、即ち目を瞑り心を鬼にし、喰ふか喰はれるか、強いて虚勢を張つて是非を問はず押切らんとするかに見える。眞理は問ふ所にあらずとならば何をか謂はん。しかも之に代れるもの亦自白が虚構のものたるを察するに至ると雖も、原告官として公訴を維持し有罪の主張を繼承してゐるとしか思へぬ。素より神ならぬ身の過を發見したなら、事實が判つたものを無理押しをして争ふ要はない。行掛りなどに捉はれないで直に改むればいゝのである。然るに支離滅裂となつて收拾すべからざるに至れるものを強いて固持せんとすると、其處には曳きづられゆく人のうとましさを見るのみ眉をひそめざるはないのを氣付かないことになる。

竹上主任検事公判途中突然の退職は此の如き重大なる事件に於て先例稀なりとし公訴唯一の支柱を失ふとまで稱せられた。事實それは事件を放棄されたのであるかも知れぬ。何となれば撃屬中の問題の決算をつけて凡てが明瞭になつた後に責任の免るべからざるものあらば之を負つて遅くないからである。しかも横濱事件を摘發した検事が一人残らず横濱を去つたのであるから、その内容も經過も知らぬ検事が擔當するの外無きこととなり、それも幾度か更迭し菊池、角田、大石の諸検事に順次引繼がれた。記録を通讀するだけでも容易でないのにそれが改めて公訴を維持せんとせらるゝのであるから大變である。竹上検事が最後まで關與された方が始末は早くついたかも知れない。

されば横濱事件五部門に對する五論告の推移を概観すると首尾一貫せず筋が通つてゐない。警察官の拷問問題に關しては前章に述べたが、検事は初め被告が拷問を絶叫する動機を揣摩することに依つて拷問無しとせんと力め無根のことを言ひ

出し多くの人を渦中に引きすり込んだ人の自責の念に發する當然の態度まで逆用して之を難じ、凡て此等を自白を翻す爲めに附けた理窟だとした。正面から否認を虚偽なりと論破する能はざる爲めでもあらうが、拷問が冤罪の基だと言ふのに對して、そんなことを言ふのが有罪の證だとする。そして拷問は斷じてないから前に自白したのは眞實だと謂ふのであるが、これは拷問があつたら自白は嘘かも知れないと謂ふに等しい議論になる。ところがそれが後に人權蹂躪があつたといふことになる、今度は假令拷問があつても自白は眞實なりと論旨が變はるのであるから、何とでも言へるものである。人權蹂躪が無かつたならば横濱疑獄は生れて來なかつた事件なのである。

觀點が異れば白が黒に見え、悪く採つてゆけば何でも疑はしくなるのであらうが、最も興味あるは、被告が冤罪の證なりと舉示してゐるものを、論告では反對に有罪の證なりと援用してゐる類が少くない。又豫審調書の内で公訴に不利になつた所は黙殺し立論に都合のいゝ部分のみを摘出してゐるが、その中には被告が情理を盡し反證を擧げて覆してしまつたものがある。従つて裁判の經過を審かにしなければ、それで通るのかも知れないが實はさう言へないことが多く含まれてゐる。

斷罪の資料が如何に乏しいかは其の内容が空疎であつて、豫審の自白を唯一の證據とするのみなるに依つて分る。一度自白したからには後でいくら否認しても駄目だと言ふのと變りがないのである。争點になつてゐるものは正面から反駁が出來ないので之を避け、中心を外してゐる。理窟を弄ぶ段になれば何とでも言へやうが、神様でも如何ともすべからざる事實の有無を議論に依つて推斷しやうとする。其處に正しさと強さを求めらるゝ筈がなく、非を明かにするのみなるが故に、辯論では強辯である詭辯であると完膚なきまでに批判を加へらるゝことになつた。

一松(定吉) 辯護人は言ふ。

理窟ナツケテ事實ヲ推定セントスルハ驚ク(略) 検事ハ本當ニ何處マデモ有罪デアル、間違ヒナイト云フ御信念ノ確固タル意思ノ發

動ノ下ニ御論告ニ相成ツタノデアラウカ、恐ラクサウテハアリマスマイ(略)一旦起訴シタ事件ハ常ニ之ヲ維持シナケレバナラスト云フ様ナ検事局ノ態度ハ改メナケレバナラスト(略)何故検事ハ斯ウ云フ様ナ分リキツタ事ノ公訴ヲ維持サレルノデアルカ
飛鳥田(喜一)辯護人は被告以外にも名譽毀損の及べるものあるを説く。

本件公訴ヲ維持サレル必要ガ一體ドコニアルカ、ソレハ檢察官ノ一個ノ面目ニ捉ハレタ誤謬的ノ行爲ニ過ギナイノチヤナイカト思ヒマス(略)國家ノコトハ個人ノ面目論ヨリモ遙ニ重イ(略)ソレガ爲メニ幾多ノ人が斯ウ云フ冤罪ニ泣イテ居ル、或ハ貸シモシナイ金ノ爲メニ有ラヌ疑ヲ蒙ラレテ幾度カ検事局ニ喚バレ豫審ニモ證人トシテ出ラレ而モ朝日新聞ノ此ノ記事ヲ見ルト云フトドノ位其人ノ名譽ヲ傷ケテ居ルカ、憤慨セザルナ得ナイデアリマス、何故コレホド分リ切ツタ事案ヲ反省シテ無カツタコトハ無カツタト云フ斷案ヲ下サレナイカ、ソレガ公平嚴正ヲ旨トスル國家ノ官吏トシテ正ニ執ルベキ手段ヲ思ヒマス、帳簿ヲ調べテモ無イノニ有ルトシテ本件公訴ヲ維持サレテ居ルノデアリマス、誠ニ私ハ不可思議至極ニ思ヒマス

名川(侃市)辯護人は速記に據れないが、「有罪論告ハ公器ヲ弄ブモノ」、「豫審ニテ言ヘル言葉ヲ咎ムルノミ」、「國法ノ威信ト法ヲ司ドルモノ、威信トハ違フ」、「捜査ニアラズシテ犯罪ノ製造デアル」、「國民ヲ陥ル、機關トナル」など、論ぜられた。

證人田邊平學は被告田邊良忠の實弟なるが、その證言中に摘發に従へる検事のこと就て述べて言ふ。

松井檢事正ハ兄ナ能ク知ツテ居タ(略)知ツテ居ナガラ引張ツタトスルナラバ人ノ上ニ立テナイ人ダト思ヒマス、苟モ部下統制ノ能力ノナイ人ダト思ヒマス(略)人物ノ見極メガ付カナカツタナラバ是ハ不明デアリマス、今日松井檢事正自身墓穴ヲ掘リツ、アル結果ニナツテ居リマスコトハ洵ニ已ムテ得ナイコト、思ヒマス

(略)川原檢事が現在ドウ云フ迷懷ナシテ居ルトカ云フコトヲ人傳ニ聞クコトが出来マシタ、ソノ人がソレトナク聞イタ所「横濱ノコトハ鹿ヲ逐フ者山ヲ見ズデアツタ」ト迷懷シテ居ルサウデアリマス

(略)私ノ友人ニ某大學法學部ノ教授ガアリマス、其人ヲ介シテ某檢事ノ話ヲ聞キ知ツタノデアリマス(略)横濱ノ事件ハ檢舉ニ既ニ無理ガアツタ、公判ニナレバ引續リ返ルヨト言ツテ居ツタト云フコトデアリマス

(略)圓ラズモ當裁判所内ノ一室テ兄ト竹上檢事トガバツタリ出合ツタノデアリマス、是ハ竹上サンガ退職サレテ以來初メテノコトデアリマス、兄ハコミ上ゲテ來ル感情ヲ抑ヘテ唯一言「竹上サン、檢事ト云フモノハ隨分惡イコトチスルモノデスネ」ト申シマシタスルト竹上サンハ「僕ハコト通り責任ヲ負ツタダヨ、マアア」トコソコソ逃ゲ出シテ行カレマシタ、ソノ憐レニモ亦氣ノ毒ナ情景ヲ目撃シタ者ハ兄以外ニモ新聞記者其他數名居リマス(略)檢察當局自身ガ兄ノ無罪ヲ確信シテ居ルモノノ如クデアリマス(略)證人ノ耳目ニ映シマシタ事實ヲ有ノ儘申上ゲマシテ兄ヲ含ム今回ノ事件全般ニ對シテ公正ナル御裁斷ヲ仰グ爲ノ資料ノ一端ニ供シタ次第デアリマス

中押の碁棋を最後まで投了せぬのと同じく破綻せるものを放棄しないで維持せんとする。「今からでも遅くない」と常人の世界では思ふほどのことを固執して何故罪を重ねて行かねばならぬのであらう。
今村(力三郎)辯護人はこゝに至つて善意に非ずとせられる。

此時ニナツテモ潔ク宛テ脱ガズ牽強附會ノ說ヲ以テ有罪說ヲ維持シ自信ナキ議論ナスルニ至ツテハ故意ニ誤ヲ通サントスルモノデアリマシテ初メハ無意デアツタトシテモ中以後ハ故意デアルト認メザルナ得ナイ、公益ノ代表者タル職責ニ顧ミルトキ了解ニ苦シムノデアリマス

穂積博士は帝人事件に於て言ふ。

改ムベキヲ改メ讓ルベキヲ讓ツテコソ人皆檢察ノ威信ヲ仰グコト、ナル

又

本件ノ被告人等ガ青天白日ヲ仰グコトヲ得マシタナラバ願クハ檢事諸公モ虚心坦懷辯護人等ト共ニ其ノ喜ビヲ同ウシテ戴キタイモノ



嗚呼併しかゝる雅量は到底求むべくもないやうである。公判記録は凡てを明瞭にし疑雲は消散したのであるが、尙ほ何處かの一隅に摘發の非を思はずその後の公判に關與しないからとして強いて辭を爲すものがないとは必ずしも言へない。翻つて本件摘發の初めには司法上層部までが横濱検事局の報告を信じ「事件は疑獄と謂ふが如きものでない」と確言される位であるから、「犯罪の確證あり」と傳へられる時、その實それは無理な自白を握つただけのことを指してゐるに過ぎないが、有罪が確定しない前であるに拘はらず、「醜吏奸商」を以て呼ばれ惜みなく名譽が奪はれてしまうのも、止むを得ないことかも知れぬ。まさかかゝる野卑な言葉を檢察當局自身使はれるとは思へないが、それにしても地元検事局の當時の行き方には諒解の出來ぬ節が少くない。例へば松井検事正は昭和十年一月十七日東朝紙上

今日の殘黨狩りで市役所關係は完全に打切りだ(略) 見込み捜査を可及的に避ける立前から言つて最早検事局独自の活動は終了した(略) 徹底的に不淨分子を清掃したつもりだ(略)

といふやうな語調で社會に發表されるのであるから、冤罪であらうと召喚されれば最後である。世人は「醜吏の巢窟」として呆れ果て、どんなに正しい人でも忽ち「假面の破廉耻漢」に轉落せざるを得ない。

加之人の名譽に係はる機密が事前に漏洩し恰も鳴物入りで輿論の喚起に拍車をかけられるが如くである。被告多田(純二)は形容して言ふ。

課レル思想ノ火ニ拷問ト云フ油チカケ宣傳ト云フ風ヲ煽リ立テ、サウシテ大火ニシタ

かくて猪突盲進正視に堪へざる地獄繪巻が繰り擴げられていつたのだから、ニュース、パリュユー満點である。各新聞紙が之を大きく取扱ふのは當然であつて、中には召喚に先ち横濱市内に號外が出るといふ騒ぎになる。

新聞紙の煽情的記事の是非は暫く措き當時濡衣に泣く本人並に之に係はる人々が、リードしてゐる積りか、されてゐた

かを知らないが、いつまでも改まらぬ神奈川版の爆撃の記事を読んで、どんな氣がしたであらうかを、今にして考へて欲しいものである。東京朝日新聞は昭和十二年十月六日の紙上に、ルーター通信社長に對して、日支事變の報道に關し宣傳に乗ぜられた虚構誇大の通信あるを遺憾とし今後一層自重して公平無私なる通信報道の使命達成に努力せられんことを希望するの記事を出してゐる。元より國民的義憤に先驅するもの、翌々日の同紙錢幣欄には一果して事實を事實として實狀真相を冷靜に客觀的に反映してゐるか」との寄書さへあり、多大の反響を喚び起したのである。一國の大事と個人の問題とは比較にもならぬし刑事問題に至りては同日の談にもならぬが、併し同じやうな感情を抱いて見る點に變りはない。みす／＼誤れる非難に對して抗議するだけの力と機會とが與へられないだけの違ひである。

横濱の市政春秋昭和十三年二月號は本件判決後次の如く記してゐる。

最も忠實に最も根氣よく而して最も勇敢に絶大の筆を揮ひ凄惨なる爆撃の記事を連載して市民を戦慄せしめ(略) 正しきを虐げたりし者が何等の責を負はずして傲然として世人を睥睨する(略) この切捨御免は聖代の徳を汚すもの(略) 三年前の觀點と今日の主張とは全然表裏反覆百八十度の轉換であるとしても(略) 直接その舞文曲筆に生々しき瘡痕を印したものがこれしきの自問自答によつて山積せる憤怒を一掃することは神様か白痴者でなくば出來ないことだ

併しその方面も今ではスツカリ判つてきた形跡が見える。それは末章に示すがさういふ風に綺麗に改めらるればいゝのである。

スポーツの方の用語にコールド、ゲームといふのがある。勝敗歴然たる場合正規の終末まで無用の戦ひを爲さしめずして審判官が宣告する一つの約束である。本件は檢察當局自らコールド、ゲームとしてもいゝほどのものを、最後まで粘り強く固執せられた事件である。こんな事件の起つたことが異例に屬するではあらうが、時間の浪費を省く爲めに法の運用に尙ほ考へられねばならぬことがある様に思はれる。

第四 豫 審

一、訊 問

上述の如き檢察當局に依つて公訴が提起された本件が豫審では如何に取扱はれたか。検事と豫審判事の取調に如何なる差違があるか、近時豫審廷は検事局の延長なりと謂はれ、兎角豫審の獨立なるものが云爲されるのであるが、之を横濱事件に就て見るに、遺憾ながら豫審が検事局に引きづられてゐる傾向は、各被告の上申書並に公判供述を別にしても、豫審記録そのものゝ上に明確に残されてゐる。

元來一般大衆はその道の人が想像さるゝ以上に裁判の構成に關する知識といふものを持たない。従つて検事局と豫審廷とに對する意識乃至概念はあまり明確でなく、聽取書と訊問調書との區分の如きは知らぬものが多い。たゞ豫審判事の前に出た時の調子が検事廷の空氣と違ふものを感じるから、元より好んで無實の自供をするものではなく、地獄で佛といふ氣持で縋りつく。スツカリ憎えきつてゐるものか豫め検事から聽すと保釋は許されないと注意されてその氣になつてゐるものは格別、初めは誰でも正直に眞實を述べ拷問に遇つたものになると其の傷痕まで示して經過を訴へる。然るに豫審判事は冷然として一顧だにせず、拷問の點などはそんなことを訊いてゐるのでないとはねつけ、論じたりすかしたり、甚しいのは欺したり叱つたりして肯定するまでは調書を作らうとしない。幸にして否認調書が出来ても極めて簡單で記載を願つたことを録取して貰へないといふ不満の如きは寧ろ望蜀の嫌ひがある。否認したものは直に検事局に逆戻りするのであるが、この場合豫審で否認したことはつゝぬけに検事局に通じてゐる。一體豫審に廻つたといふ意味が起訴並に追起訴の手

續が濟んだといふだけのことで検事局の手を離れたのではないとすれば、「逆戻り」と謂ふのは間違つてゐるのかも知れぬ。これを又「鹽廻し」とも云ふがこの事に關し竹上検事は論告で左の如き意味のことを言つてゐる。

検事廷テ自供シ豫審廷テ否認シタ爲メ再度検事追究ヲ受ケタコトヲ難ズルガ法律的ニ之ヲ見ル時捜査權ガ最後マテ消滅セヌコトハ自明テ少シモ不都合ナク又事實論トシテモ事件ノ内容ガ一時ニ全部發覺セルモノテナク順次ニ進展シタノテアルカラ追豫審請求セル共犯者トノ關係或ハ餘罪取調上ノ必要カラ被告人ノ取調ヲ爲シタニ過ギナイ

併しそれは一部の被告に對する場合に限局される理窟に止まり、事實は多く既に豫審請求をしてゐる當該事件を繰返して糾問してゐるだけなのである。現に僅に一件若くは二件の嫌疑であれば初めから豫審請求があつて取調はその以外に出でざること明なるに、否認の被告に對する検事の取調回数は數十回に及び其間聽取書あるは一回若くは二回のみと云ふが如き實例のあるのから見ると、そんなに詳しく聽かねばならぬ複雑の事件ではないから、豫審に廻したとて少しも遠慮せず取調といふのが自白強要以外の何物でもないことを知るに足るであらう。本格的に豫審に廻るといふのは自白を得て聽す處なしと見るに至つた時か或は又何としても否認していよく匙を投げた時を指すので、その時になれば數回豫審判事が喚び出して訊問し大急ぎに調書を作り、そして保釋を許可されるのである。

鹽廻しになつたものが前よりも嚴しく検事に責められることは言ふまでもなく、實際に行ふ所は右の論告に言ふ所と全く異なる。この點は記録以外處遇表を取寄せて見ると、豫審に廻つた被告を、検事や豫審判事が如何に取扱つてゐるかの實狀が凡てよく分る。

角田検事は論告で

精神力ノ鞏固ナルニ至リテハ多ク他ノ被告事件ニ其ノ類ヲ見ズ、何レモ相當ノ地位ト教養トヲ有スル人略(警察官吏ニ於テ多少奇蹟ノ節アリシトスルモ虛無ノ事實ヲ實在セル如ク捏造シテ供述スル如キ(略)人權蹂躪アリタルガ爲メ豫審ニ於ケル供述迄モ虛偽ナリ

と言ひ大石検事の論告亦

無實ノコトナラバ否認シ得ル機會ガアツタ筈デアリ、豫審ノ供述ナ一概ニ虚偽ナリト断ズル能ハズ

とし、共に豫審の自供を唯一の證據とするが、既述せるが如く「自白が虚偽ナリシコトヲ訴ヘテ已マザル状態」には公判が進行するに及んでさう成つたので、抗争の力盡きた時は、決して「精神力が鞏固」では無かつたのである。なるほど時日の経過と共に拷問の恐怖は稍々薄らぐ代りに、自状しなければいつまでも保釋を許さず打棄て、おくと脅され公判は何年先きになるか分らないがその時は編笠手錠の淺ましい姿で出たらいゝと罵られ、事實一ヶ月も二ヶ月も呼出されないで孤獨のまゝに置かれると、何時を限りとあてのない無期の拘束に心の據り所を失ひ、憂悶焦慮するやうになつて、その精神の苦痛は肉體の拷問に劣らぬものがある。

されば中には上申書を出して呼出を願ひ否認を取消すに至つたものさへある。獄中より上申書を出すなどのことは大抵知らぬから教へられるのである。検事の面前で上申書を認め字句を修正されて豫審判事に取次がれた例もあると云ふ。其上申書の一つに左の如き附箋のついたものが、そのまゝ残つてゐるのが出て来て、公判廷で大分問題になつた。

今晚尙ホ説論シテ來マスカラ願番ニ入レテ御進行願ヒマス

田邊豫審判事殿

竹上檢事

これは抑も何を物語るものであらうといふのである。

こゝろいふ氣分に陥るのを克服して誘導にはまらず僞瞞に乗らず正義を貫徹し得るは身心共に健全にして何物をも棄て去

り凡てを犠牲にし得る恵まれたる環境にあるものゝみ。「相當ノ地位ト教養トヲ有スル人」と雖も根氣競べに負けるその心理過程は催眠状態のやうになつてしまふので、この點變態的犯罪が正氣のものに解らぬのと同じく、理窟や常則を以ては律すべからざるものがある。大言壯語冷靜に批判するは易いが、現實にさう云ふ目にあつたらどうなるものか必ずしも分らない。なるほど知識階級のものには蠻勇と格闘するが如きを愚とし打算に敏く目前の苦痛より脱出して安易を圖らんとする通弊がないでもないが、同時にかゝる境遇におし詰められて實際に犯せる罪を隠しおほすが如きは、餘程粘り強い奸惡なものでない限り出来ないことである。現に本件にありて嫌疑を受けてゐることは否認し當局が豫想せず問題に上つてゐない過失は正直に自供してゐる實例がある。そんな餘計なことは言はぬか、或は又區分して言はなくとも良さそうに見えが、無いことはどうしても認められず、有る方は苦しいから吐いてしまひたくなるのである。餘りに清いものは言ひ出すことがないから悲鳴を揚げ、贈答の一つでもあつた方が氣が易いと思ふ位になるのが被告の落る僞らざる心境である。

取調に當るもの亦之を知るが故に、他に施すべき方法なきに至れば、自白を求むる手段の一として長期拘束を濫用若くは少く共標榜するの弊に陥り易いと見られる。取調の必要からであれば長い勾留も仕方がないと言ふよりそれで眞實が分れば寧ろ望む所であるが事實はさうでない。如何なる苦痛にも堪え無限の拘束にも甘んずるものゝみ僅に自己の主張を貫徹することが出来るが、其等の人々はその代り最後まで保釋は許されぬ。

されば被告が身心困憊の状態に陥り無實でも肯定する外はないといふ氣持になるまで檢事に身柄を委し其の心理の轉換するを待つて豫審判事が徐ろに型の如き訊問調書を作製すると、結果から見て謂はれても致し方がないやうである。豫審が若しさういふものであつたら大して苦心を要せず、専門家の間に豫審制度廢止の聲が起るのも偶然ではない。

殊に納得のゆかないのは押收物件中に事件の眞相を露出してゐるものがあつて自白の眞實ならざることを把握するに足

る幾多の材料あるに拘はらず、検事はまだしも豫審判事までが、頼りない供述だけを鵜呑みにして進んで之を點検して見やうともしないことである。それは被告が申立てゝゐるのであるからその存在を知らぬとは謂へない。當然盡すべきことを盡して結論を動かすべからざるものとしたのであれば、神ならぬ身の過あらんとも一應已むを得ないであらうが、被告に有利なる資料は棄てゝ顧みず一方が否認しても他方が肯定すればそれが證據だと輕忽にも決めこんで、動機情況結果に意を須ふことなく、有罪の決定を下すのでは、如何とも推服する能はざるものがある。さればこそ公判で、被告がその押收されてゐた書類中から反證を提示し、宛も證據を保存してゐたやうな結果になつたといふことは前にも述べた通りである。

吉住（英三）辯護人は言ふ。

直ニ安信セル其無思慮ト其餘リニ露骨ナル方法ヲ信シラレマシタ單純愚劣サ、意外ト申ス外ハアリマセヌ、法ノ素養ノナキモノニシテ容易ニ信ズベカラザル事實ガ苟クモ事理ヲ甄別スベキ審判ノ職掌ニアル専門的ノ觀察眼ヲ以テシテ之ニ及バナカツタト云フコトハ誠ニ怪訝ニ堪ヘナイ次第デアリマス、又本件ハ豫審記録全體ニ亘リマシテ所謂審理不盡ノモノト存シマスルノミナラズ自白セル被告等ノ其供述自體ニ付キマシテ事案ノ斷罪上重要ナル事實ニ關シマシテ甚ダシキ曖昧顛倒變動ガアリマス、又關係被告等間ノ供述ヲ對照シテ幾多ノ杆格不一致相違點ガアリマス（略）只單一應ノ原因ト贈收賄ノ事實ヲ確ムルノミデアリマシテ之ニ對スル陳述ノ眞實ヲ發見スベキ諸般ノ疑義若クハ被告ノ供述ニ自ラ看取シ得ラル、所ノ取調事項ト云フモノハ殆ンド不問ニ付セラレテ居リマス

翻つて思ふに本件のみに没頭する譯にゆかぬ豫審としては、こゝまで来たものを下手に扱ふより一應公判に廻しゆつくり調べる方が安全だとして或る程度に打切る外に方法がないのかも知れぬ。勿論そんなことのあるべき筈はないであらうが、現實にかゝる豫審の訊問振に接したのからすれば、延いて前審を比較的軽く扱ひ後審に轉嫁する傾向となるなきやを慮るゝのである。豫審で少し陳辯しやうとすると「そんなことは公判廷にいつて述べれば宜しい」と言はれたものもあるといふ。被告里見（富次）は言ふ。

空中樓閣ノ事件ハ詳シク調べレバ調べル程「ボロ」が出テ來テ調べヤウガナイ、餘リ詳シク調べレバ事件が根本カラ覆ヘルト云フ見込ガツイタカラ中途テ放棄サレタノデハナイカト思フデアリマス

收拾すべからざることになつては始末が悪いからそれが正當であるにもせよ飛び離れた硬骨の士にあらざる限り眞理に徹するは容易に望み得べからざるものなのであらう。されば横濱事件の關係者は嫌疑を受けたと同時に既に悲運から脱出出来ない宿命を持つてゐたとも謂へる。尤も豫審判事の言動が深切叮嚀の正文に背かないことは確かであつてそれは檢事廷の粗暴と比較にならない。中には豫審終結決定の豫想を暗示されたものもあり、又否認すれば體刑を宣告せらるゝの不利があると懇諭されたものもあるといふ。こゝでは豫審判事の取調振の一例として、被告西野（平次郎）の豫審に於て最後に肯定せるに至つた動機に就て、公判で陳述せる部分を引いて見やう。

篠原豫審判事「ヤラナケレバイクラヤツタヤツタ言ツテモ、ヤツタコトニハナリマセヌ、例ヘバ人殺シガアツテ或ル男ニ嫌疑ガカル、其ノ男ハ親方チ庇フ爲メニ自分テ殺シタト言ツテモ、色々ノ其時使ツタ道具ヤサウ云フモノニ依テ、殺シタ者ハ其ノ親方テ殺シタト云フ人間ハ殺シタノテナイト云フコトガ色々ノ方面カラ分ル（略）アナタガイクラ關根ヲ殺シタ殺シタト言ツテモ實際殺シテ居ラナケレバ殺シタコトニハナリマセヌヨ、覆サウト思ヘバイツテモ覆ヘサレル（略）コレハキツト公判テ正直ニ述ベテ覆ヘセト云フ意味ダナアト私ハ推察シタ

この引例は實に巧妙なもので現に一緒に刑務所にゐる人を持出した所などは誠に面白い。豫審判事のかゝる言葉にも弱き被告は惑つて遂に虚偽のことを認める氣になるのである。本件をこの殺人の場合で云ふと、殺人の事實そのものがないのに人を殺しました。兇器はアレです、時日はいつです、場所は何處ですとの自白だけは、立派にあつて、それ以上事實も證據も調べてない狀況である。そして公判で初めて自由になつてから、死體がないから殺人はない、兇器は一つもない、

不在證明が立つ、人の見る所で犯罪は行へないと言つて以前の自白を打消すと、殺さないものが殺したと豫審でまで自白する筈がない、兇器は白状しない限り分らぬ、外の日に行へないと言へない、見られる所でやる方が犯罪が巧妙なのだ、だから殺人は間違ひないとして論告求刑されたやうな恰好である。之を要するに横濱事件は長い間豫審にかゝつて眞實の發見されたものが何しろ一件も無いのである。それでは其の無力無意義なることに驚くの外はないと謂はれても決して無理ではないであらう。

二、記 録

豫審が検事の取調べた所に盲従し追隨してゐるかに見ゆる證左は其の訊問調書なるものが聴取書の文字を踏襲重複せるものあるに依て之を知ることが出来る。甚しいのは長い陳述で一字一句違はないものがあるのを公判で指摘されたのである。夫等の被告の公判で陳述する所によると、自分の述べたことは顧みず、豫審判事が聴取書を見ながら読んでゆくのを書記が録取したのだといふのであるから、之を事實とすれば驚かざるを得ない。尤も事務的に考へればさうした方が事の運びはいゝ。一松（定吉）辯護人は之に對し

「ビストル」ヲ突キツケテ書イタ無實ノ證文ガ聴取書デアリ其ノ寫シガ訊問調書デアル、コンナモノニ證據力ヘナイ

と言ふ。しかし形の上ではそれに被告が捺印をしてゐるから立派に證據力を附けられたものが出来上つてゐる。たと斷罪の資料とされる訊問調書は矛盾と粗漏とに充滿せる聴取書より一步も出ない。却つて反證たるの價値をさへ有する内容をそのまゝ含んでゐるから、記録自體が事件の荒唐無稽なることを物語るとするのである。

訊問調書には孰れも公務員の職務権限に就て陳述してゐる所がある。それが正確明瞭に答へられてゐるのは處務規程を見せられるから殊に會社商人側のもが夫等のことに通じてゐる筈はない。これは職務關係ありとせんが爲めに必要な

る訊問であらうが全く形式に拘泥するものである。事實贈收賄があるならばその動機に就て偽らざる告白をさせたら自ら職務上の請託といふことが分るであらう。従つて處務規程を示したことを附記しない限り眞の陳述を録取した調書と稱することを得ない。

四萬枚にも及ぶ彪大なる豫審記録は検事及び豫審判事の長い時日に亘る努力の結晶には違ひない。なるほど否認せるものを除けば遺つた貰つたといふことは確かに書いてあり、體裁外觀には間然する所はないかも知れぬが、被告を永く拘禁しておいて思ふ存分調べられたにしては、核心を衝かず實相に觸れず事件の由つて來れる所以に就て少しも追究されてない。試みに第三者が豫斷を持たないで平靜にこの豫審記録に對するならば、單に之を通讀したゞけで供述の眞偽が直に判別されるほどのものが少くない。被告里見（富次）は言ふ。

今回ノ事件ノ認定ヲ見マスト總テ人間ノ理性トカ感情トカ或ハ正義心トカ廉恥心トカ云フモノヲ全部抹殺サレテ居リマス（略）人間ヲ人間トシテ扱ツテキナイ

元より無理に虚構のことを自白せしめたものであるから、どう表現されてゐやうとも、辻褄の合ふ道理がなく何處かで尻尾を出す。供述の虚偽が暴露して變更訂正したものが窮餘の漏縫であつて採るに足らざること明瞭なるに拘はらず、そのまゝに済ますの外なきものがあつたり、或は相被告の自供の重大なる點が最終に喰違つてもその眞相を突止むる能はず未解決のまゝ打切られたり、供述を一致せしむるやうその合理化に拂はれたそれまでの苦心は、こゝに至つて中途半端のまゝ放棄するの止むなきに至れる跡がまさしくと残されてゐる。保釋許可後の被告に對してはその一部を今一度喚出して最終訊問を試みられてゐるが、それも全員に及ばないで打切られてゐる。その理由は知ることが得ないが、念を押して固めておかうとせらるゝに反し否認するものが續出して納まりが附かず、格別利益がなくつて豫審終結決定が遅れるばかりなのを慮られた結果かも分らない。

被告里見(富次)は左の如き小断を例にとる。

或ル男が赤イ顔ヲシテキルノデドウシタト訊クト酒ノ粕ニ酔ツタト答ヘルカラソウ言ツタノテハ面白クナイ今度誰カニ訊カレタ
ラ景氣ヨク酒ニ酔ツタト言ヘト教ヘル、スツカリ喜ンテソノ男次ニハ酒ニ酔ツバラツタト得意ニナツテ言ツタノハイ、ガドノ位
ヤツタノダト訊カレルト、二枚食ベタト答ヘテ馬脚ヲ現ハシタト云フ話ガアル、コレハ決シテ一ツノ笑ヒ話テハナイ、眞實トハ何ゾ
ヤト云フコトヲ解決スル、コノ豫審記録ヲ讀ミマシタ所ノ感想ハ左様ノ譯デアアル

事實被告の供述にはこの話に類するものが多い。それでもこれを自白だと謂ふ。知つてか知らずか、之を怪しまないのが寧ろ不思議である。

今村(力三郎)辯護人は「刻船求劍」の話を引かれた。

支那ノ昔話ニ或人が船ニ乗ツテ居テ不圖大切ナ劍ヲ水ヘ落シタ、其時其人ハ船縁リヘ印ヲ付ケテ此船ノ此處カラ落シタノデアアルカラ
他日此印ヲ目標ニ落シタ劍ヲ捜サウト致シタノデアリマスガ(略)ソレハ何ノ役ニモ立タナカツタト云フノガ話ノ筋(略)人間ノ無
智ヲ嘲ツタ譬喩デアリマスガ本件ハ劍ヲ落シタ事實ナキニ劍ヲ落シタト錯覺シタノデアリマスカラ昔話ヨリモ一層ノ滑稽味ガアリマ
ス

横濱事件の豫審記録は大變な努力を以て作られても價値のないものがあることを永く後世に残したのである。

三、 決 定

豫審終結決定は最初に摘發された川崎市事件が三つに區分せられて左の順序で先づ發表された。

- イ、建築工事關係 昭和九年十月三十一日
- ロ、焼却場敷地關係 昭和九年十二月十九日

ハ、其他の關係 昭和十年一月十一日

この内には既述の如く横濱事件に進んだものを含むから横濱事件の被告で夫等に關係する者は、調べられてゐる最中早くも一方的に公判に附せらるべき運命が決められてゐた譯である。横濱事件の豫審終結決定は一齊に發表されたが日附は左の如く事件毎に違つてゐる。

- 一、土木局事件 昭和十年七月八日
- 二、電氣局事件 同 六月二十六日
- 三、水道局事件 同 七月十日
- 四、縣(内務省)事件 同 七月一日

其の結果は第十六表に示せるが如く自殺せる爲め公訴棄却となれるものを除き豫審免訴となれるもの僅かに一名、その餘の被告百三十八名は悉く「横濱地方裁判所ノ公判ニ附ス」と決定せられたのである。

横濱事件は相當に豫審免訴が出るであらうとせられてゐたがその豫想は完全に外れた。百三十八名の内には終始一貫事實無根を以て潔白たるの主張を枉げざりしものが約一割位あるが、それ等の人々と雖もその辯疏は聽かれず肯定せる他と區別なく、一樣に公判に附せられたのであつた。それだけに檢察當局は「摘發の成功を確信し」昭和十年七月十七日東朝紙上「松井檢事正綱紀肅正を説く」

最初嫌疑にとゞまると思つたのが取調進捗するに従ひその範圍擴大しその度が深められ各方面に波及したので實は自分すら意外に驚いた次第で、若し藉すに日數をもつてせば尙他にも生ずるのではないかと十分疑ふだけの客觀狀勢のあつたことは非常に遺憾とする所だが檢舉とか起訴は社會を廓清させ綱紀を計る目的を達すれば十分であり既にその目的を達したものと信じてゐる、市、縣における今回の事件は餘り例のないことだ(略)これが弊害を根絶する方法を考へれば官公吏が清廉身を持し「貧乏は役人の名譽なり」と

思ひ物質主義者は公職に従事するものでない一般に教育すると同時に社会一般の人も演職は破廉恥罪なりと考へしめることで今日の實状では嫌疑者も何等恥づる所なく自ら被告人たるを忘れ又社会一般もこの種犯罪を恰も過失犯の如く見るのは遺憾である、次は監督官の監督が形式に流れ私的行爲の監視が十分行届かず、土木事業其他技術者にこの種犯罪が多い傾向は誠に遺憾である、又社会一般の人も常に監督し合ふことも必要である、特に官吏が職務關係の商人と必要以上に昵懇となるのは最初から金錢授受はなくとも結局現なま取引となるのが順序である、これ等の點を注意して始めて綱紀肅正が計れるものである。

松井檢事正談を度々引合に出すやうであるがその認識は今日事實に反せることが證明され、綱紀肅正は逆になつた。同日の紙面には被告の豫審終結決定に對する感想も出てゐる。その内、田邊良忠氏

堀江勝巳氏 全部有罪だといへば實に摩訶不思議驚き入つた次第(略)いづれは公判廷で總てが曝け出され面白い場面を展開しよう。

間違つた事をさへせねば正々堂々と通れるといふ信念がけふすつかり根底から覆へされました(略)例へば會社の重役が社員に命じて金品を相手方に持參することになつてゐるところで中間の使者が着服して相手方に届かぬことがあつても犯罪を雪ぐに由ないこともある

永田兵三郎氏

今回の事件ハ全く事實無根である(略)第一に檢察當局が横濱市政を腐敗混濁せるものと先入主を懷き第二に市に出入の請負人や購買係を警察で拷問して虚偽の自白を強ひ第三に檢察當局が之を鷄呑みにして無から有を生じたもので、この三點を支柱として生れた空中樓閣である、その特異性は證據の薄弱性否全然これを缺いてゐる點にある、今回の事件は個人の運命として諦め切れない今五部門の員數回数金額並に主なる人の事件を第十八表として掲げておく。

第十八表 員數、回数、金額表

件名	川崎市				合計	回數	金額	備考
	土木局	電氣局	水道局	其他				
助役	1	2	1	1	5			
課長	1	5	3	1	10			
主事	1	1	1	1	4			
書記	2	6	1	1	10			
技師	2	1	1	1	5			
小計	9	14	6	5	34			
商人	2	5	3	1	11			
合計	20	39	19	7	85			
官公	7	6	8	3	24			
官公以外	13	33	11	4	61			
金額	3,650	21,740	36,795	6,650	68,835			
贈付金額	6,650	20,640	45,300	18,050	90,640			
備考	土木局、水道局、縣事件ニ贈付セリトスルモノヲ含ムニヨリ金額一致セズ	川崎市、電氣局、水道局、縣事件ニ贈付セリトスル金額ヲ含ム	川崎市、土木局、縣事件ニ贈付セリトスル金額ヲ含ム	川崎市、土木局、水道局、縣事件ニ贈付セリトスル金額ヲ含ム	合計金額ハ一致ス			

摘要

川崎市 前助 横山三佐吉六件外ニ公務執行妨害教唆アリ。土木課長大西清藏七件。

浅野セメントノ相手方十二名、横山、大西、小泉、岩元、里見等ヲ含ム。金額三、〇三〇圓。」
土木局 前土木局長助役大岡大三、二件、日本舗道四回一、二〇〇圓、旗智二回六〇〇圓。前庶務課長小泉賢次郎五件。建築課長峰彌太郎三件。」

日本舗道ノ相手方十九名、大岡、小泉、永田、岡田、田邊、里見、村瀬、三宅等ヲ含ム金額六、四五〇圓。旗智ノ相手方十名、大岡、小泉、永田、岡田、峰等ヲ含ム金額三、五五〇圓。工藤ノ相手方十名、小泉、峰、稻葉等ヲ含ム、金額一、九〇〇圓。」

電氣局

前電氣局長土永局長永田兵三郎六件、日本舗道介高藤二〇〇、旗智三〇〇、東京電燈介高藤二回二、〇〇〇、太平洋貿易介高藤三〇〇、ジャパンモーター二回一、〇〇〇、浅野二〇〇。前工務所長電氣局長稻葉文毅三件、東京電燈、一回介高藤二回二、五〇〇、ゼネラル、モーター二回三、〇〇〇、工藤二〇〇。前庶務課長博覽會理事岡田和厚七件。庶務課長多田純二二件。前工務課長運輸課長矢野充一件。工務課長安藤新一、一件。會計課長坂田徳藏一件。」

東京電燈ノ相手方十一名、永田、稻葉、岡田、多田、矢野、坂田等ヲ含ム金額一一、〇〇〇圓。ジャパンモーターノ相手方四名、永田、岡田等ヲ含ム、金額一、八〇〇圓。ゼネラルモーターノ相手方四名、金額五、〇〇〇圓。太平洋貿易ノ相手方六名、永田、岡田、小泉等ヲ含ム、金額七五〇圓。」

水道局

水道局長堀江勝己、三件、横濱船渠一五、〇〇〇日本鑄鐵三回介岩元六回六、〇〇〇小管三〇〇圓。庶務課長岩元秀五件。工務課長重富潔三件。工務課長尾島貞治一件。」

横濱船渠ノ相手方四名堀江、岩元、重富等ヲ含ム、金額一五、八〇〇圓。外ニ横濱船渠ノ相手方前岐阜縣技師島根縣土木課長北原蟻起訴前自殺金額四、〇〇〇圓。日本鑄鐵ノ相手方十五名、堀江、岩元、重富、尾島、田邊、里見、長濱、石井等ヲ含ム金額二四、三〇〇圓。」

縣

土木部長田邊良忠三件、日本舗道五回一、一〇〇、日本鑄鐵四回三、〇〇〇浅野造船二回二、〇〇〇圓。前經理課長學務課長里見富次五件。前河港課長崎縣土木課長長濱時雄二件。前道路課長奈良縣土木課長村瀬吉雄一件。道路課長三宅秀太、一件。水道局技師長石井一夫四件。」

浅野造船ノ相手方十三名、田邊、里見、石井、岩元、重富等ヲ含ム、金額九、一〇〇圓。川崎造船ノ相手方五名、里見、石井等ヲ含ム、金額二、六五〇圓。湘南水道ノ相手方三名長濱、石井等ヲ含ム、金額一、八〇〇圓。」

ところで豫審終結決定書を検して見ると、當然符合してゐなければならぬ贈收相互の金額時日に相違せるものがあつて、一體どつちに決定されてゐるのか分らない粗漏極まる部分さへある。公判廷で執れを維持せらるゝやを先づ確かめかゝつて反證を立てねばならぬ。是等は書き損じ寫し違ひと辯じて訂正されるれば済むとしたところで、根幹をなす認定事實そのものに包含さるゝ重要な内容の矛盾と不合理とは之を修正増補するに由もない。其等の杜撰粗漏の箇所は無數に指摘することが出来、被告各自が關係事件毎に理義明白に公判に於て列擧したのであつて、悉く終結決定の不當を證明する價值を有する。之が爲めにその甚しきものは先に述べた如く、遂に論告に於て認定を變更するの止むを得ざるに至つたものさへあることを記せば、それだけで豫審の權威は名實共に殆んど失墜せるを知るに足るであらう。

今此等を悉く述べるのは到底煩に堪へないが、本書に於ては各被告の嫌疑内容に少しも觸れない爲め讀者にどういふ事件であるか理解されぬ虞があるから、次に項を改めてその主なるものを記すことにしやう。

四、特 徴

豫審記録に依て横濱事件を通観するとき、各事件の内容が孰れも共通共通のものに出来上つてゐてしかもそれが常識では信じられない多くの特徴を持つことを見出す。今その顯著なるものを次の八項に分類整理して見たが、それだけに依ても事件の内容が凡そどう云ふものであるかと判る。検事は然るに初め之を特異性として支持し論告で積極的に却つて強調されたものである。そこで先づ今村（力三郎）辯護人の特異性論を掲げておく。

特異性ト云フ言葉ハ同時ニ非常識不合理不自然ノ意味ヲ含ム（略）豫審決定ニ表現サレタ筋書自體カ到底人間社會ニ實在シ得ベキモノデアリアリマセン（略）検事ノ所謂特異性ハ他ノ特異性アル人々ニ依テ創作セラレタル特異性デアツテ作者ノ特異性が筋書ニ現ハレタノデアリマス、然ルニ作者ノ特異性ヲ特異性ナキ被告ニ押付ケントスルカラ大ナル矛盾ヲ生ジタ（略）若シ各被告ノ前半生ニ於テ

公務員タル廉潔ヲ疑ハル、ガ如キ行爲ガアツタラバ特異性ヲ押付ケラレテモ止ムヲ得ナイガ(略) 瞬時ニ一變シテ物質的ノ賄賂ヲ受ケタリトスルニ至リテハ寧ろ滑稽アリマス(略) 非常識ヲ通り越シテ精神ノ異狀ヲ疑ハザルヲ得ナイ(略) 斯ル拙劣愚惡ナル筋書ノ生レ來ツタ理由ハ刑事事巡査ノ創作シタル窮餘ノ(略) 不合理、非常識、超非常識ノ筋書ヲ非合法的強制手段ヲ以テ演出セシメタルモノ(略)

こゝに於て次の論告では特異性に苦しい解釋を加へて説明せんとするのであるが、特異性のあるものが例外的にあると云ふのならばいゝがどれもこれも言ひ合せたやうに揃つてあるのではおかしいと云ふことになる、遂に特異性を振り廻さないやうになり、後任の検事の論告に至つては既述の如く、さういふことも「有り得る」のだと消極的に言ふだけになつた。

尤も拘束中に被告がそんな非常識な事はないと言ふと、犯罪は元々非常識なものだと一蹴したものである。論告になつても過去に於ける僅小の例外の非常識なものを援用し、本件の多數亦實在し得ると言ふ。それは議論の如何にも弱いことを曝露してゐるに過ぎないので、その當否は以下述ぶる所に依て自ら判斷されるであらう。

(一) 供述

本件大多數のものは自白した形になつてゐるのであるが、その自白なるものは信するに足らずと謂はんより寧ろ體を爲してゐない。強要された無根の事實の他白なるが故に、初めより根據なき供述を爲し、行き詰れば變更し喰違へば訂正する。供述の都度言ふことが變つていつまでも歸着する所を知らない。元來が不實のことで、作り出して行くのであるからどうにでも言へるのであるが、前後の脈絡を無視忘却するはまだしも、微細に述べてゐた肝要のことをいつの間にか抹殺するなど、事實があるものなら何の爲めに餘計なことを言ひ出さなせ又中途で消え失せたか分らないやうなものだけである。之を聴くもの亦知らぬ顔で過して怪しまうともしない。名川(侃市)辯護人その他この事を

必要ノナイ變遷ヲ繰返シテキル
と言ふのである。

最も面白いのは多數の關係者ある一連の事件で、一人が左すれば他も追いて左し、右するものが出ると皆一樣に右する。それは指示するものがなくてさう揃ふ筈がなく露骨に誘導の痕跡を残す。所謂「供述の編隊運動」と稱せられたもので、引率者の號令が下ると忽ち一隊が動揺する。或は又贈賄したと言つてゐたのがその相手はその頃未だ赴任してゐず若しくは勤務場所が違ふといふ争へない事實が現はれると忽ち取消す。如何に無責任の自白であつたかはそれで分るのに、偶々外部的に打消すものが出さへしなければ、たとへ職務關係がなくとも人を知らなからうともそれは眞實だとして生かしてある。實は共に差別をつけることの出来ない出鱈目なのである。

右は一例に過ぎないが、贈收双方の供述を月日順に整理して比較對照してゆくと理窟に合はない不自然の變轉をしてゐることが直ぐ發見され、失笑を禁ずることの出来ないやうなものが澤山出て來る。各被告はこの検討の結果を公判で述べて虚偽の自白たる所以を明にしたのである。大石検事は

此種ノ事項ニ多少ノ變化變遷ヲ見ルハ寧ろ當然ニシテ斯クテコソ検事が其利益、不利益、不拘事實、眞相把握ニ努力シ、捜査開始當時ノ意見ヲ固執セズ且其後ノ事情ノ變化ニ應ジテ眞實ヲ觀察セントスル所ニシテ豫斷ヲ抱カザリシコト並ニ豫斷ニ基キ自白強要等ヲ爲サザリシコトヲ見ルニ足り却テ檢事ノ創作ナリト論難ガ單ナル憶説ニ過ギザル證左ト謂ハザルベカラズ

と論告したが、そんな程度の變遷でもなければ被告から發動した變化でもないものであつて、しかも尙ほ遂に喰違ひを一致せしむる能はず、矛盾に氣付かず、放置し閑却したと思はるゝ點が少くない。

記憶といふことに就て、竹上検事は

自白中供述ノ變化アルハ取調ノ進展ニ伴ヒ漸次過去ノ記憶ヲ喚起シテ事實ノ眞相ニ訂正シ來リタルコトヲ示スモノニシテ之ヲ以テ

(略) 虚偽ナリトスルハ社會通念ニ反スルモノ(略) 訂正セラレ行ク處ニ其ノ供述ノ眞實性ヲ認め
とし、角田検事は

實在セザル虚無ノ事實ヲ暗中模索シテ供述シタル結果ニシテ即チ豫審ニ於ケル供述ニ眞實性ナシト辯疎シテ居リマス(略) 人ハ強弱
ノ差コソアレ忘ル、ノ通有性ヲ持ツ(略) 何等犯罪ヲ否認隠蔽セントスルニアラザル人ト雖モ(略) 記憶ヲ喚起(略) 一致セザル點
アルモ(略) 供述ノ眞實性ニ影響ナキモノト信ズ

と言ひ、大石検事亦

年月ヲ經ルニ從ヒ往々記憶正確ナラザル場合アリ、又錯誤錯覺ニ陥レル場合アリ、殊ニ當人ニ執リ重要ナラザル事項ノ場合ニ於テ其
ノ現象アルハ吾人ノ日常經驗スルトコロナリ

とするが、之は被告の主張する所と異なる。十數件の嫌疑を受けてゐる被告などの場合到底記憶すべからざる所まで
述べてゐて人として記憶が有り過ぎると言つてゐるのである。そして當然正確に記憶してゐなければならぬ筈の重大なる
事項に就て反對に記憶が無かつたり喰違つてゐたりする矛盾を指摘してゐるのである。理窟よりも事實に即して之を見る
時同じ趣旨のことを言つてゐながら結論が逆になる。

本件各人の供述がわけなく變化して殆んど際限なくしかもその内容が愚劣極まるのは共通の現象である。それは空中樓
閣の事件なるが故であつて、その前代未聞の拷問や苛酷の調べ振りに起因せるは既に明にされた所、而して何等物的證據
を伴はないのである。これは本件特異性の第一である。

(二) 事由

本件に於ては贈收賄の事由ありと首肯するに足るものが殆んどない。臺所の出入商人でも盆暮には附届けをする、取引
ある所必ず贈收賄の原因存在すと云ふのが検事豫審判事の稱へた所であるが、そんなものと犯罪行爲とを混同するから大變

なことになる。自白さへあればト把一束に取上げるが、その後で調べて見ると數百圓の贈收賄をしたと云ふのに取引額は
僅に二十圓計りだつたことが分つて慌てたり、原因とされた工事といふのが全く跡方なく又はズツと昔あつたものでどう
にもならなくなつたり、それほど極端でなくとも窮餘如何にも尤もらしく合作して強いて通過を圖つたものに過ぎないか
ら、廣い範圍にまで思ひ切つて多額の贈賄をする必要に迫られてゐたと認むべき特別の事由は何處にも發見されない。利
益の有無に關せず贈賄は行はれると謂ふがそれでは商賣と云ふものを餘りに無視してゐる。

請託のありさうなことは掻き集めてあるが假りにその内に事由の立つものがあるにして相手方の選定を誤つてゐる。即
ち部局長級以上の所でなくては如何ともすべからず議にも與らないことを下級者に、反對に又書記技手級の所で軽く済み
上の方では却つて分らないことを上級者に、夫々請託したとしてゐる如きは、効果を期待する上に意味を爲さないから一
顧の價値さへない。或は又組になつてゐる事件でその内のある者に限定すれば肯ける事由であらうがそれを全員への事由
とし上下區別なく同一趣旨として簡単に片付けてしまつたり、技術の問題を事務に持つて廻り事務の交渉を技術に及ぼし
て行くのは合議書類などで辿り辿れば關係が絶無ではなからうが、兩者への事由を一緒にして全く混同してしまつたり、
實權を握り實務を執る主管課長をまるで眼中に置かずそれには先づ以て贈賄したが拒否返戻されたとても云ふのならば分
るがそんな経過もなく初めから除外し、そして之を挟むその命に依つて機械的に立案する下僚と書類上形式的に決裁す
る上司とにだけ請託の事由があつたことになつてしまつたり、凡そ實情に沿はない拙いものになつてゐる。苦しまぎれの
被告は兎も角調書を同じ取るのに今少く巧く出來さうに考へられるほどである。しかも是等の非難に對し論告で一言も觸
れることが出來ない。

假りに色々の事由が集積して贈賄の非常手段まで採る必要があつたとして、それならばある期間だけ盆暮に之を繼續斷
行しておいて、別に其の原因が消滅したといふ現象もないのに、特定の時期を劃して盆暮がきても知らぬ顔をして突然廢

止し去つてゐるのを何と解する。物好きな商人があつて程度のそれにしても超過してゐることは暫く別にし、一種の慣例で盆暮に謝意若くは敬意を表したのだとしても、途中で止めるのではその理由を明にされねばならぬ。

一例として被告大岡(大三)の上申書の一節を引かう。

日本儲道が土木局長ニ贈賄スル必要アリトセバ大岡ノ後任タル永田ヲ失念セルヲ解スル能ハズ、永田ハ電氣局長時代ニ大ナル取引ナキ同社ヨリ收賄セリトサル、ニ電氣局長ヨリ鋪装ニ關係深キ土木局長ニ轉ジ其頃同社ハ尙ホ土木局長ニ贈賄繼續中ナリシニ係ハラズ永田新局長ヲ顧ミズ、電氣局長當時ニ不正ノ關係アリトセラル、ダケモ土木局長トナリシ後ニ贈賄セズト謂フハ大ナル矛盾ニシテカ、ル微妙ノ點ニ動カスベカラザル眞實ヲ發見シ得ベシ

本件では前任者が不正ありとさるれば後任者も大抵その不正を踏襲してゐることにされてゐるから右の例の如きは珍らしい。

請託をしたとはいふものゝ事務は公正に執られて依て不正の便宜は與へてないと云ふことが證せられると角田検事は次の如く論告するのである。

所謂袖ノ下ヲ授受スルト云フコトハ良クナイコトデアアルガ遺ル氣ニナルト思ハレル(略)係ノ者ガ一度旋毛ヲ曲ゲルト容易ニ圓滑ニ進マヌモノデアアルノテ商人ハ多少ノ犠牲ヲ拂ツテモ贈賄ヲ爲シ事ヲ運ブ様ニ心掛ル様ニナル(略)契約締結ニ付便宜ノ取扱ヲ爲シタルコトナキノ一事ハ未ダ以テ本件贈賄ヲ否定スル理由トハナラナイ(略)契約ニ就テハ利益ナシト雖モ満足並歡喜ノ念ヲ抱テ居ツタノデアリマシテコレガ亦贈賄ノ行ハル、所以タリ得ル(略)當職ハ不正ナル行爲ガアツタトハ申シマセヌ、併シナガラ不正ナル行爲ナキノ一事ハ直ニ贈賄ナシトイフ結論ヲ生ジナイ

贈賄を道樂にしてゐるかの如くで、請託の動機もなければ結果もないと謂ふに等しい。御得意先は癢に障ることがあつても我慢して御辭儀をするといふのならば解るが贈賄までするのにか便宜を圖り又は利益を與へたといふ具體的行爲が

なくては何としても理由が整はない。本件百數十人が悉く「有り得る」で形づけられては浮ばれないのである。

更に大石検事は反證に依て事由が無いことになるのと之を撤回して次の如く論告してゐる。

嫌疑ヲ差狹ミタル(略)延滞セル料金ヲ速カニ支拂ハレンコトヲ目的トシテ贈賄セルモノトハ稱シ難ク從テ(略)料金支拂ノ盡力ニ對スル謝禮ト更ニ前述ノ如キ順調ナル支拂ヲ受ケントノ念願ニテ贈賄シタリト認ムルヲ相當トス

正常なる状態を維持せんが爲めに贈賄したと變へてゆくに至つては、贈賄事由にならざるはない。

被告堀江(勝已)は言ふ。

只今マテ検事局ノ御考ヘニナツテオリマス様ニ検査ガ緩ケレバ收賄シタカラ緩イノダラウ、或ハ嚴重デアレバ收賄スル爲メニ嚴重ニナツテキルノダラウ、又鋼鐵管ヲ使ヘバ其方カラ貫ツテ居ルダラウ、鑄鐵管ヲ使ヘバ其方カラ貫ツテ居ルト云フ様ナコトデ、何デモ彼デモ手當リ次第片端シカラ金ヲ貰フ材料ニサレルト云フコトハ甚ダ心外ニ存ジマス(略)交渉シタカラ貫ツタラウト云フ考ヘ方チシタラドシナ人デモ疑ハシクナイカト云フ私ハ感ガ致シマス(略)其處ニ因果關係ガ現ハレナケレバナラヌ(略)是等ニツキマシテドウモハツキリシタ明確ナ點ヲ指摘サレテオリマセヌ、指摘サレルヤウナ明確ノ所ガナイガ故ニソレハ指摘サレテ居ラナイト思ヒマス、唯憶測ヲ送ウシテアイツガ收賄シテ居ルダラウ、コイツガ貫ツテ居ルダラウ、一體市役所ハ腐ツテ居ルト云フヤウナコトナ何カラ割リ出サレルカ分リマセヌガドウモ其意ヲ得マセヌ、サウシテ側カラ附加ヘテ拷問ニヨツテギユウノ自白サセテソウシテ此處ニ自白ガアル、コレダケノ材料ガアルト云フコトテ一ツノ證據トシテヤラレテ居ル様ニ考ヘマス(略)

契約カラ代金ノ支拂ニ至ルマデノ間ニ何等其處ニ指摘シ得ル取扱上ノ缺點ヲ見出スコトガ出來ナイノデゴザイマス(略)後ニ理由ヲ付ケタ、苦心シテ理由ヲツクテ(略)一般ノオ世話ニナツタ禮ダトカ便宜ダトカ云フ洵ニ抽象的ナコト(略)事實ニ副ツテ居リマセン(略)ソウ云フコトマテ是非ナク附加ヘタノデアツタカト存ジマス

要するに詳しく審理された結果事由は無いが贈賄は有るといふ主張になつたやうなものである。贈賄狂とでもいふもの

行動としなければならぬ。しかも事業のある部局を殆んど網羅しその主脳部まで例外なく腐敗してゐたことは本件特異性の第二である。

(三) 人

人の關係に於て本件に現はれてゐる贈收兩者の間柄が多くは犯罪行為の行はるゝほど親密でないといふよりも殆んど名前を知らず或は全く面識なく初對面から醜取引を敢行したことになつてゐるのが一つの特色である。事由があるにせよ不正の現金を手交するにもつと秘密に處するのが當然であつて、こんな大膽な寧ろ亂暴な方法を選ばずとも、他に遙かに適任者を求めて慎重を期することが出来さうなものである。

又贈收賄に取次があると云ふのも、自白せしめられてはゐるが、現實の世界に於て滅多に有り得べからざることである。中には取次いだと言つて後に之を取消し取次でなくなつたものがある。人に迷惑をかけるこんな重大なことに記憶違ひのある筈はないからかやうに無責任な自供が一度でも出て來た動機を考へなければならぬ。凡そ自供の出鱈目なことはかういふ所からも分る。

東京電燈の事件の如きは就中極端なる例で贈收側は本社の營業部長から支店長を経、それから支店の課長以下各階を通過つて出張所に移り十數人の手を僭つた最後に集金人が電氣局の窓口口に包み分けた現金を持參し、收賄側は逆に之を受取つた書記から電氣局長まで十數名が順次リレー式に配分していつたといふまるで郵便物の配達のやうな扱ひ方である。そして秘密を要すべき犯罪がこんな手軽な方法でされるといふことに疑問すら抱かうとしない。

或は又同じ自白があつてもあの人に贈賄したと言はれてゐる公務員、この方から收賄したと指されてゐる商人の内で全然召喚されずに済んだ仕合せのものがある。名前を出されてゐることは召喚されたものと何の差別もないのに参考人としてさへ調べられずそのまま消滅してゐるのであるから、取捨選擇は元より取調べる人の自由裁量ではあらうが、必ずしも

自白によらず都合によつては自白が尊重されないといふことになる。たゞ外部からはその區分された理由が想像されないだけである。以上凡て本件に登場する人の關係は他の事件で見られない特徴があることを述べた。

(四) 所

醜行為をした場所が白晝公然衆人環視の官公衙とされてゐるのは私宅を知らない爲めの已むを得ざるに出でたる供述に因るのではあるが、本件四百五十四回の犯行中三百三十八回まで場所を官公衙と決定されてゐる(第十八表)のを亦本件の特徴とする。この事を有り得べからずとする非難に對して論告は幾變遷してゐる。先づ竹上檢事は

贈賄ノ場所方法が官公署ヲ行ハレ部下カラ上司ニ取次グガ如キハ荒唐無稽ダトスルガ完全ナル證據、濼滅ハ極端ナル證據ノ露出テアル本職モ最初ハ奇怪ニ思ツタノテアルガ贈收賄者ノ供述ノ一致カラ見テソノ事實テアルコトニ驚カサレタノテアル、思フニ瀆職事件ノ多クノ場合料亭又ハ私宅ニ於テ黃白ノ授受ガ行ハレルガコレハ世人ノ疑惑ヲ招キ易ク且ツハ後日犯罪證據ヲ殘ス危險性ガアルニ鑑ミ官公署ヲソノ犯罪場所ニ充テタコトハ人ノ意表ニ出ヅル最モ巧妙惡質ノ方法ヲ採ツタモノデアラウ、檢事ガ虛構ノ事實ヲ作り上ゲルトスルナラバ何モ左様ナ奇怪ナコトニスル譯ガナク場所時日等ノ奇怪ナ點ガ自白ノ眞實性ヲ物語ル

といふ。これが併し散々に論駁されてどうにも維持されなくなると次の論告では左の如く指摩憶測の變説をする。

外形ノ行動自體ニ於テ證據ヲ殘サズ且ツ世人ヨリノ疑惑視ヲ免レ得ル點ニ於テ寧ろ巧妙ナル贈收賄ノ手段ナリト謂フベキデアアルコトヲ述ベ置キタルガ(略)本件公訴事實ニ現レタル黃白授受ノ時期場所方法ノ如キハ寧ろ横濱市ニ於ケル官公吏ト各請負業者間ニ於ケル多年ニ亘ル綱紀紊亂ノ甚シキ弊風ヨリ出發シタルモノト見ル

後を享けた角田檢事はこの論争の経過を知らぬから逆轉して元に戻る。

一見奇異ノ觀ナキニ非ルモ出入商人ガ關係官公吏ヲ料亭ニ招キ或ハ其私宅ニ訪問スルガ如キコトハ回テ重ヌルニ從ヒ反テ人目ニ觸ル、ニ至リ途ニ隱蔽スルコト能ハザルニ至ルノ虞ガアリマスノテ反テ商用ノ爲メ出入自由ナル官公署其他ニ於テ寸隙ノ間之ヲ他人ニ知

ラシメズシテ實行スルコトが出来マスシ偶々他ノ職員ニ認メラル、コトガアリマシテモ普通ノ商用ノ書類等ヲ授受シテ居ル如ク見做サレテ反テ怪マザル便宜ガアルト謂フ事が出来マス(略)一例ノミニ依リ他ヲ推サントスルニハ非ルモ贈收賄行爲ガ官公署ニ於テ早クヨリ行ハレ居リタルコトヲ知り得ルノデアリマス

大石検事の論告亦之を踏襲する。

或ハ寸隙ノ間ニ公衆ノ眼ヲ盗ミ或ハ人ノ意表ニ出テ、敢行ス又官公署ニ於テモ贈收賄ノ行ハレタル事例夥カラズ要ハ其場合合ヲ觀察シテ決定スベキモノニシテ直ニ犯罪場所タリ得ズト爲スベキニアラズ(略)贈收賄金授受不可能ナリト斷ズベキニアラズ、不穩當ナル取調ニヨリ虚偽ノ自白ヲ爲シタリト爲スベカラザルハ論ヲ俟タズ
今村辯護人は之に就て言ふ。

若シ商人ガ賄賂ヲ贈ラントスル下心ガアツタナラバ官公吏ノ私宅ヲ知ルコトハ極メテ容易ナルニ之ヲ知ラザルコトハ從來官公吏ト商人間ニ何等裏面的ノ行動ナカリシコトヲ立證スル立派ナル事實デアリマス、爰ニ心附カズ(略)無智ト非常識トナ語ル(略)三百回モ官公衙内ニテ不正ヲシテ居タ者が一回モ發見セラレナイト云フ奇蹟以上ノ事實ヲ檢事ハ御主張ニナルノテセウカ、此數字ニ依テ(略)虚偽ノ供述タルヲ證明シテ餘リアリト信ズルモノデアリマス(略)官公衙ガ賄賂授受ニ絶好ノ場所ノ如ク論ゼラル、コトニ驚クト同時ニ本件公訴ノ薄弱ナルコトヲ知ル

しかも其處に何等の應酬も紛糾もなく一度で授受が行はれたといふ經過は贈收賄の豫約でもあつたか役人といふものが去勢されてゐない限り皆が皆無事に納まる譯がない。位置を換へてかゝる身の程を知らぬ失禮千萬な目に會へりと想像せよ。役人として格別人格が高くなくとも、役所で黙つてそんなものを受取るであらうか。恐らく品性の悪いものでもこんな拙劣な方法は避けるであらう。殊に儀禮上の贈答が本件を通じて例外的に一二あるが、それは私宅を選んでゐるのに現金の方は判ですつたやうに役所としてゐる。この區別に觸れて追究して見やうとするものは一人もないのである。

(五) 時

犯行の時日は大部分確定してゐるものなく契約成立の前後若くは盆暮の時期を抑へて漠然何年何月頃と決定されてゐる。これが亦本件特異性の一つである。贈賄資金を兎も角も認定してゐるのだから其の振出送附等の關係からもつと時日を壓縮限定し得られる筈だと思ふが、そんなものは没交渉なのである。特に贈收賄を開始した最初はその動機原因と共に實行の時日方法を正確に記憶しておるべきに他の場合と區別なく一樣に漠然としてゐる。

この何月頃といふものに對して不在證明を立てるのは殆んど不可能のこのやうに初め考へられたが、苦心研究の結果色々の材料を總合して、會見不能の多くの舉證を各事件各人毎に爲し得たのである。例へば同一官公衙のものには同時日に贈收賄があつたことになつてゐるから一人が不在だと證明されるとこの一連の事件は崩れる。ところがかういふ風に争ふべからざる反證を擧げて覆せば論告で他の時日だと認定を變へる。さうすれば之に對する不在證明をもう一度立てさせて貰ふ機會を與へられなければならぬことになる。こう言へばあゝ言ふと云ふのでは際限がない。又大部分の不在證明が立つても永い期間を指されてゐる爲め其處に一日半日の間隙でもあると、その時に會へぬことはないから可能だといふ。被告の方に言はせれば無駄足を運ぶこともなく一度でその稀有の機會を捉へて會へたといふのは偶然以上の奇蹟で有り得べからずとするのであるが會ひ得ると謂ふのだから仕方がない。たゞ主張が極めて弱くなつてゐることだけは争へぬ。贈收賄時日と被告等の在否の如きは當然眞先に調べらるべきものであつて一寸出張簿などを對照して見れば双方が顔を合せる譯にゆかないのが解るのでそれを調べてゐない。たゞ供述を鵜呑みにして時日を決めたのであるから不在證明が完全立つと次の如き論告になつた事件さへある。

本件ハ昭和八年十二月十一日トハ確定シ難キモ其頃ニ於テ贈收賄ガ敢行セテレタルモノト認メザルベカラズ

尤も前に述べたやうに贈賄したといふ時期に相手はまだ横濱に赴任してゐないことが後になつて分ると、かういふハツ

キリしてゐる分だけは取消さしてある。たゞ贈賄の理由やら経過やら如何にも尤もらしくそれまでに詳述してゐたのは一度に吹飛されてしまふ。

最も極端なものになると小の月に三十一日といふ日がなければ日取の勘定が合はないやうに受取れるものがあつたり、日曜を忘れて之を無視するはまだ恕すべしとしても天長節といふことを検事も豫審判事も氣付かずして平日通りに扱つたりしてゐる。之を詰責せられて一言も無いのであるから、時日の認定は随分粗雑なものである。

(六) 金額回数

金額の關係では取調に當つたものゝ頭から割出し拷問強要に依て之を認めさせた爲めであらう。請託の輕重を問はないで地位の高下により等差を附し、その整然たる宛ら俸給令を見るかの如くである。それが合理的だと考へられたらしく、夜店の「せり市」の如く泣く／＼小さく言ふのをせり上げて大きくさせ、相手に依ていゝ所と思ふ邊でさうだと承知するのでさういふ風に決るといふのである。回数亦特別のものを除き多くは盆暮々々と繰返してゐて恰も宣傳の曆か廣告の手帳でも配つたのと取違へたのではないかと思はるゝ狀を呈してゐる。孰れも本件の特異性で調べ振りの軌を一にせることを知るに足るものがある。

贈賄金額(第十八表)の合計はあまりにも薄弱な事由に伴はない多額のもの少くない。例へば土木建築請負業久良木組の旗智友喜知は組の責任者であり且つ實兄である旗智良造に没交渉で十人に對し合計三千五百五十圓の贈賄をしたといふことにされてゐる。その内には建築工事の關係だといふのに建築課を主管してもゐない土木局長以下の土木局員、契約事務を扱つたことがあるといふだけで電氣局長以下の電氣局員を含んでゐる。全く拷問に因つて作り出されるからで、初めは二十數名一萬數千圓に及んだのを後に負けて貰つたと云ふのであるが、それでも仕事の振合やら久良木組の規模から見ると大金なのである。贈賄資金とも明確なる連絡なく、結局金額は合作によつて落付く所に落付いたゞけのものとする

外はない。他の場合に於ても右と同様の順序にやられたならば恐らく贈賄金額の如き何千圓でも何萬圓でも自由自在になつたことであらう。

公務員の被告の内には盆暮の挨拶であれば程度を超過したものであり何か請託せんとして買収の意味があつたとすればまさかそれ位の金額で節を賣るものはないと言ふと、検事は金額の少いのが理窟に合はないといふのでお氣に召さないならいくらでも増してあげると言はれたといふことである。現にそんな問答をしながら抗争してゐる内にいつの間にか相手方が苛められて中途から金額を増されてきた者もあると云ふから恐しい。

回数(第十八表)もこんなに多くなると各部署多數のものが數年續けて不正をしてゐたといふことになるから極端に腐敗してゐたものとせねばならぬが、そんな伏魔殿が今まで少しも發かれず悪い評判を立てられた人もないのでは受取れない。ところが之とは反對にたつた一事件の關係者であつて回数を一回にしたり二回にして見たり供述がいつまでも合はぬのがあるかと思へば、二回に四百圓と自供したものが相手の供述を聞くとそれに合せて一回百圓と激減するのがある。こんな特異なことに記憶が判然せず殊に最初過大に自白したと云ふのだから不思議と謂ふも愚かである。

(七) 資源費途

事實のないのに贈賄資源も收賄費途もある譯がない。遣つた貰つたまでは自供しても資金と使途とに至つてハタと行き詰る。日本鑄鐵管の場合は勿論支出してないものが帳簿に記されてゐる譯がないから、甲は己むを得ず乙に立替へさせてそれは未だ返済してないと言ふ。乙は立替へただけは押しつけられて認めたが收支を合はせる方法はないから直ぐ返して貰つたのだと言ふ。帳簿の上で虚偽が暴露するから互にさう言はなければ説明がつかないのである。贈賄の自供だけはあることになつてゐるが、當然明確に吟味すべきものと考へらるゝ資源に關して此の如き重要な焦點が喰違つたままに取調は打切られ記録上返したのか返さぬのか遂に行衛不明の結末になつてゐる。

角田検事の論告では

小田原ハ其贈賄金ヲ何處ニ求メタカト申シマス。記録上明瞭ナラザルコトデスカラ元ヨリ断定ヲ避ケマスガ直ニ補顧スルコトヲ要セザル方面ヨリ融通調達シタルモノデアラウト思ヒマス。(略)何レニセヨ小田原被告ノ手ヲ以テ調達セラレテ官公吏ニ散シタル事實ハ動カスベカラザル事實ナリト信ジマス。(略)コレハ未ダ決済セラレテ居ラヌノガ眞實ナリト思料致シマス

數年幾回十何人に散布せる數萬圓の贈賄資金を誰かゞ支出しその始末は呑氣にもしてないと謂ふのである。窮餘曖昧な想像論で斷罪されては耐らない。公判で反證を擧げて覆すと決定の内容を變更する。前にも述べたやうに争點が動いては實際がなくなる。

收賄せりと自供せるものゝ費途に至りては矛盾と虚偽に充てることが露骨に現はれてゐる。その不自然不合理なるは檢事豫審判事と雖も果して之を措信せられたのであるかどうかを怪しむほどのものである。中には折角尤もらしく供述したものが捜査の結果跡方もないことが分つて責められると、遂に窮して出張中遺失して了つたと言ふが如き噴飯すべきものさへ出で、それがそのまゝ看過されてゐる。

況んや收賄を否認せるもの、收賄は認めてもその費途を詳しく供述せざるものに至りては、費途として推定するの材料をさへ缺ぐ。自白なくば費途を知るを得ないとしてゐるので捜査の形跡はあるが元より事實のないことにその成果は求められない。論告でも立論に不利となるから黙殺して一言も觸れないのである。

結局公判では贈賄資源と認められたものを明白なる立證によりてことごとく覆滅し收賄費途として述べたものを虚偽なることの證明をして消滅せしめたのであるが、この資金や使途の認定が薄弱であることは本件特色の尤なるものである。

公訴を維持せんとならば、辯明を理由なしとして駁撃せざるべからざるにそれは出來ず、遂に別の認定に變更するに至

つては明に屈したもので問題にならぬ。されば多くは被告の諸證に據る辯明に面を背け頼みて他を言ひ、廻りくどい推論を爲し、單に棄て言葉で辯解は理由無し豫審の自白で證明充分なりと斷ずる。最後に死守する有罪の論斷は極めてハツキリ下すが、この結論に達するまでの主張に首肯するに足るものがない。この項は本件の上で重要なことであるから、尙ほ論告の二三を引いておく。

シボレー自動車の事件で大石検事は論告に言ふ。

贈賄金ハ「ビー、シー、ゲン」ヨリ交付ヲ受ケテ支出シタルモノト認ム。而シテ「ビー、シー、ゲン」ガ何レヨリ入手シタルカハ同人ノ言ヲ俟ツノ外ナシ、若シ同人ガ右出金ヲ否定シタルトスルモ該否定ハ被告人等ノ豫審供述ニヨレバ信ヲ措クニ足ラズ

これが前にも述べた外人まで召喚された事件で、拘束まではしなかつたがその調べ振りは問題になつてゐる。

東京電燈の事件で、嫌疑が佐藤支店長にかゝつたのに全然同一の立場にある益田前支店長に及ばなかつた不合理を指摘されたのに關聯して大石検事は論告に言ふ。

支店長が支出シタルト認メベキ雜費豫算中ニ其對應額ナク其額ノ支出サレタル財源ニ付イテハ若シ眞ニ益田支店長ヨリ支出セラレタルトセバ同人ノ供述ニ依ルカ然ラザレバ若シ又被告人小林信秋ガ他ノ方法ニヨリ本社又ハ支店ヨリ抽出シタルカ是又同人ノ眞實ヲ吐露スルヲ俟ツニ非ズンバ其眞相ヲ得難ク必ズシモ本社又ハ支店備付ノ帳簿ニ記載ナキノ一事ヲ以テ此出費ナカリシト斷ズベカラズ(略)何所ヨリカ抽出シ來リ云々

意味の判らぬ所があるが自白をせねば資源は突止められない併し支出したことは間違ひないと斷定してゐることだけは明かである。同じく東京電燈の事件で

果シテ此金ガ本社ノ會計ヨリ支出サレタルヤ否ヤ若クハ横濱支店ノ會計ヨリ支出サレタルヤ否ヤナ明カニスルヲ得ズ、同會社及支店ノ各帳簿ヲ檢討スルモ右金參千圓ニ該當スル帳簿上ノ記載ヲ發見スルヲ得ズ、被告人新井章治ガ本社營業次長トシテ支出シ得ベキ雜

費等中カラ他ノ名目ニヨリ支出スル等帳簿上ノ技術ニヨリ抽出シタルカ或ハ他ノ資金中ヨリ一時之ヲ抽出シ置キタルニヤ之ヲ斷ズベキ證據ナキモ夫レ等ノ方法ニヨリ出資不可能ナリト爲スヲ得ザルヲ以テ資金ノ出所不明ナルニ過ギズシテ本件贈賄ナカリシ根據トハナラズ、而シテ唯其ノ出所ハ同人ノ供述ヲ俟ツニアラズンバ其ノ真相ヲ窺知スルヲ得ザルナリ

と言つてゐる。こゝにいふ考へ方では自白強要になるのが當然である。

日本舗道の事件は資源なりとせるものが他の用途に支出され贈賄に使用されざることを立證せるは元より、尙ほその上に檢事が窮して來るとこれまで資源ならずとして棄てられたものに目をつけてそれも資源になると言ひ出さぬとも限らぬから、念の爲めに其の分まで支出先を立證する準備をしたのであつた。果然竹上檢事の論告は其處に來たのであるから今村辯護人は之を一の喜劇でありますと言つてゐる。而して曰く

被告人が拷問ニ堪ユル能ハズシテ口テハ何ト申シマシテモ(略)帳簿、傳票、金錢ノ行き道等無心ノモノハ拷問モ威迫モ(略)右ヲ左ニシテ右ニセラレナイノデアリマス(略)

論告ヲ拜聽シテ此論戰ハ最早勝負ハ決ツタト安心致シマシタ、其理由ハ争點ガ此第二回豫審調書記載ノ資金ニ限定セラレタ以上ハ完全ニ證明ガ出來ルノデアリマスカラ檢事ノ資金論ハ完全ナル敗北デアルカラデアリマス(略)

結論ハ既ニ虚偽虚構ナリト證明セラレタル(略)ヲ根據ト致シタモノデアリマシテ本件ハ此ノ豫審調書ガ眞實ナリヤ虚構ナリヤヲ研究スルノガ唯一無二ノ争點ナルニ其研究ヲ爲サズシテ輒ク其豫審調書ヲ論據ニ致シタノデアリマス誠ニ粗笨ナル議論デアリマス(略)檢事ハ豫審中ニ於テ檢事自身ノ調査ニテ入金ナキコトノ明白トナツテ居ルニモ拘ハラズ既ニ覆ヘサレタ調書ヲ援用シテ論告ノ資料トサレタノデアリマシテ内容ノ虚偽虚構タルコトヲ知りツ、自己ノ有罪論ニ都合良キ所ヲ引拔テ議論シテ居ルノテ實ニ無價値ノ議論デアリマス

久良木組の事件にありては名義に於ても實質に於ても之を主宰せる旗智良造を正犯として關與せしめざる限り、使用人

の立場にある旗智友喜知のみを以てしては資金の出所を確實にする能はざること極めて明白にして如何に辯ずると雖も論理は立たない。そこで遂に竹上檢事は論告で

營業名義人タル實兄良造ノ指圖乃至同意ナクシテ本件贈賄ヲ爲シ得ルモノニ非ズト謂フニアラバ此點檢事ニ於テモ必ズシモ疑念無シトスルモノニ非ズ(略)被告人友喜知ノ供述ハ必ズシモ本件贈賄當時ノ共犯關係ノ真相ヲ如實ニ吐露セルモノナリトハ速斷シ難シト思料セラレタルモ(略)檢察當局ガ特ニ此點ニ關スル事實ヲ深く追求セザリシニ過ギザルモノデアリマス

と譲つたのであるが、良造を訴追しないまでも檢事局に一回も召喚聴取してゐないのである追及しない程度が餘りひどい。この點のみで資金の支出が出來ないことに歸着するのは明である。

贈賄資金の論據が薄弱なる例を擧げると際限がないから、最後に横濱船渠の事件に於て角田檢事の論告が、本件に關係のない方面にまで飛沫をかけてゐることを示して本項を了ることにする。

「堀江ノ背後ニ若干ノ市會議員アルヲ想像シ同市會議員等ニモ堀江ヲ介シ金員ヲ贈賄スルノ必要アリト思料シ(略)一萬五千圓ヲ贈賄スルニ至リタル」旨供述(略)「市會議員及高級助役、市ノ豫算關係ヲ取扱フ者ニシテ堀江ガ氣策ヲ爲シ居ル者、夫等ノ者ニ分配サレルモノト想像シ(略)一萬五千圓ヲ贈賄スルニ至リタル」旨ノ供述(略)是等ノ供述ヲ綜合スレバ本件贈賄金が一萬五千圓ナルノ理由及堀江ノ使途ハ思ヒ半バニ過ギルモノト思料致シマス

勿論堀江は無罪になり其の背後の人なるものに關係がないことは今や明白になつてゐる。この論告は人の名譽を傷くるものとして果然物議を起したのであるが、檢事はたゞ豫審記録を援用したに過ぎないと釋明し確信がある譯でもないことになつたので、どうやら無事に済んだ。

(八) 贈答 饗應

不正の關係が多クの場合饗宴儀禮に始まるのはよく聞く所であるが、横濱事件に連坐せるものは全く此の如き類の經過

なく却つて拒否返戻してゐて突如現金だけは收受した事になつてゐる。これ亦本件の顯著なる特異性である。現に論告でも川崎市事件で贈答のことを一寸難じてゐるが横濱關係になつてからは流石に觸れてゐない。それ位批判の餘地が無かつたので横濱に於ける官公吏の日常の心構へは極めて小數の一二例外のものを除き寧ろ典型的であつたとすることが出来る。大勢のことであるから長い間調べられてゐる内には、犯罪の有無は別にして公私生活の上に疑惑を挾まるゝ暗影があつたり人聞きの悪い醜態を暴露したり、一旦逆境になると世間でも色々悪い噂を立て不利の傍證となる「ボロ」が多少出さうなものであるが却つて腐敗してゐない有利な證據ばかりが上つてくる。被告の行狀素行等は各方面に亘つてスツカリ探查せられたのであるが、其處には疑獄でも生じさうな必然性を見出すことが出来ない。前に述べた豫審が終結した時松井検事正が語つた如き綱紀頹廢の事實は少しもないのである。

五、疑獄犠牲

田邊高三郎豫審判事は豫審終結決定後幾許もない昭和十年十月十一日逝去され、職務に殉ぜられたものとして「此處にも疑獄悲話が残された」と哀悼された。流石に公判廷でも皆遠慮したものであるが、事件の真相を知る爲めには好きぬながら觸れない譯に行かぬ。それはかゝる大事件に當らるゝには既に體力が許さず意力従つて伴はないから、被告の望む徹底的取調の如きは期待する方が無理な状態にあつたので、この點自他共に何としても不運であつたと謂はねばならぬ。冤罪者としての主觀から凡てを判断するから田邊豫審判事が病軀を鞭つて公正に處理されたものをさへ推服し得ないとする傾向があるかも知れないが、今日の豫審制度が重大なる意義を有つとする考へに背く所が少くなくその運用の上に缺陷があるとの不満を禁じ得ないことは兎も角も偽らざる印象である。

横濱事件で最も悲惨を極むるは自殺者三名を出せることである。これは切言すれば一種の他殺であるときまで論ぜられ

た。其他自殺を企て、果さなかつたものが多數にあり、死の問題に就て考へて見ないものは殆んどないと謂はれる。中には精神に異狀を來し廢人になつたものがあり身體に故障を残したものの俄かに老けて來たものに至りては其數決して少なくない。事件繫屬中に病死せるもの二名、判決後一年内に病死せるもの五名、それは天壽であるかも知れないが、これほどの打撃をうけて外觀に見ゆる所以外健康に無形の影響なしとは謂ひ難い。更に有罪の判決を受けた小數のものゝ内から又一名の自殺者を出してゐる。一事件でこんなに多くの犠牲者を出したのは未だ曾て聞かざる所であるが、是等を全部自責の念に發するものとして晏如たり得るであらうか。これが他の社會の出來事であつたら大變な輿論が湧き立つてゐずには濟まない。少くとも悲惨事が續出して何處にも責任がないといふ様なことは道義上許されないのであらう。

勿論これは豫審判事の關する所でないが、併し田邊豫審判事のある一人の自殺者に對して漏せる言葉の如きに至りては殆んどその眞偽を疑はしむるほどのものである。今村辯護人は

迷惑ナ及ボシテ相濟マヌト云フ悔恨ト檢察當局ノ無理解無理押テ自分ヲ窮地ニ陥レタコトニ對スル憤怒ト怨恨トガ茲ニ至ラシメタコトハ争フノ餘地ガナイノデアリマス（略）豫審判事ハ馬鹿ナ奴ダト嘯イタト傳ヘラレテオリマスガ斯ウシタ人ノ心ニ宿ルモノハ鬼ノ心デアツテ人間ノ心デアハリマセン（略）無辜ノ人民ヲ殺スニ至ツテハ實ニ天地ニ容レザル大罪デアリマス
と言はれてゐる。

鳥之將死 其鳴也哀 人之將死 其言也善 最後に綴つた閻々切々胸を刺す血涙の遺言をさへ虚偽と見るに至つては亦言ふべき所を知らない。

横濱事件の場合のやうに、捜査、檢察及び豫審の三段階が上來述べ來れる如き順序方法で進められ、牽強附會の材料を以て證據とし、斷罪の形式内容具備せりと爲すならば、一旦疑ひをかけられた以上、天下何人と雖も恐くは悉く直に罪人に作り爲され、しかも冤罪のものが其の最終の豫審といふものにかけてゐた一縷の期待さへ斷ち切られ脱することを得な

いのである。當時の横濱は特別例外でもあらうが、正しくさへあればいゝ、或は正しい主張を死守すればいゝでは済まないといふ結果を示してゐる。正しいものにいつかは最後の勝利が歸するであらうが、併しながらかくて裁判の終るまで更に數年の苦難を覺悟せねばならぬ。その間國家公私の損害は測り知るべからざるものがある。

尤も神奈川縣の拷問が喧しくなり、檢察陣の總崩れとなり、豫審が横濱事件の公判で屢々問題となつた後には、これ以上悲慘を極むと稱され警察の留置も刑務所の拘束も遂に長期に及んだ神奈川縣集團放火事件が檢察當局の見込に反し半數約九十名の豫審免訴を出して天下を驚倒せしめ、豫審の權威を立派に示すに至つたから、豫審の全部を非難すべからざるは勿論、横濱事件も滿更無駄では無かつたやうである。横濱事件が一寸早過ぎたのが不幸であつたのかも知れぬ。

第五 裁 判

一、公 判

昭和十年十二月二十日横濱地方裁判所に於て中島(民治)判事裁判長、佐瀬(昌三)判事、石田(哲一)判事陪席の下に竹上(半三郎)検事立會し第一回公判開廷。この日は被告の點呼に止りしも公判順序を定められ、開廷日を毎週月水金とし、川崎市、横濱市土木局、同水道局、縣土木部、市電氣局の順序を以て、各別に審理、論告、辯論を進め、最後に一括判決あること、決した。

公判のことは先づ五部門別に客觀的立場にある新聞切抜から異色ある記事を探録し、最後に五部門を總括して裁判長の審理振と被告の態度とを述べることにする。第一回公判に於ては開廷前の狀況一般を左の如く傳へてゐる。

法廷内外ではこれら多數の被告が相寄り互にその冤罪を私語、田邊「こんな事件の真相が解らない様なことではしかたがない。」
「どうも御災難で」と振つた挨拶を交はす。

永田「全くこんな馬鹿なことはありませんな」

大岡前助役はと見れば帽子も脱がず大勢の中に小さくなつてゐる、「大岡さん」と聲を出すと「やあ見つかつちやつた」と高笑ひしながらフラッシュをあげ「とにかく顔を知らない人から收賄した事になつてゐるから驚く。」

(一) 川 崎 市 事 件

自昭和十一年四月十日同年七月二十三日二十五回開廷、其他に實地檢證あり、尙ほ榎本園吉は病床訊問を受けたが否認して昂奮するので中止され後病死した。小原長平は審理を受けたが亦判決を待たずして病死したのである。

川崎市事件は「自治體稅政の根源を衝き醜吏奸商に淨化の鐵槌を下す縣市大疑獄の序幕」として始まつたが、淺野セメントの田中己六は警察の拷問を訴へ檢事豫審の取調振を憤り中屋川崎市長へまで贈賄したことにされたとし自殺未遂のことを述べ、同高桑劍七郎は檢事の暴行を述べ赤川崎市長への贈賄を自供したとす。同淺見富次は縊死を企つと言ふ。日本鋼管の田島亭は拷問を訴へ果の自分に及べるが横山前助役の虚偽より起れるを恨み之を刺して自殺せんと決意せしことを述べる。同河田充は此の如きに生命を賭するを愚とし迎合したと言ふ。

縣の里見富次は檢事の輕卒と其の人格教養の低劣、惡意反感を以てする摘發の誤を責める。内務省の大野和は自殺未遂を述べ、市の小泉賢次郎亦自殺未遂を言ふ。孰れも取調の苛酷を訴へ川崎市事件が横濱事件に波及せる原因なるを明にす。六月二十四日竹上檢事立ちて「檢事ニ暴行ノ事實ナシ」と釋明したが市の橋知秋は言下に憤然として「斷じて拷問サレマシタ」と言つた。

七月一日證人としての淺田警部「壇上にシドロモドロとなる」之に向ひ田中己六「私ハ天地神明ニ誓ツテ拷問サレタト申上ゲマス、此ノ證人ハ神聖ナル法廷テ嘘ヲ言ツテマス」馬場慶憲亦激昂して證人を罵る。

(二) 土木局事件

自昭和十一年八月十日同年十一月六日四十二回開廷、其他に實地檢證あり。

土木局事件は「第二の帝人事件を想像させる横濱市大疑獄の序曲……中心人物たる大岡前助役」云々として始まつた。先づ商人側とすれば、長島辰五郎「金チャツテマテ買ツテ買フ要ガナイ、家が一體何處ニアルカモ知ラナイカラ罪モナイ作マテ引合ニ出シマシタ」水谷勸助「何モ知ラス私ヲ未決ニ繋イダ天野ヘノ復讐カラ認メタマテ」水島余次郎「拷問ノ事實ヲ聞イテキマシタノテ讀上ゲタコト

ヲハイハイト言ツタダケテス」傍聽席と被告席に洪笑が起つた。志田濟之助「起訴猶豫トナツタ經驗ガアリ調ベノ辛サヲ知ツテキルノデ」小原宗明「同情カラ漬職罪ニ問ハレタコトガ前ニアルカラ半紙一枚ノ贈賄モシナイ」飯田國吉「刑事ノ創作」奥村辰次郎「田邊豫審判事ニ否認シテモイ、カト聞イタラ急ニ態度一變シテ睨マレタ」野村廣吉「以前ニモ疑ヒナケラレタコトガアルカラ帳簿ヲ燒キ棄テタ」布能由雄兩脛に残つた傷痕を示し「オリムピツクノ實況放送ノ様ニ錄音セネバ真相ハ判リマセン」佐野文司「痛イ目ヲ見ルヨリト算盤ヅクテ出鱈目」法廷を抱腹させる。小泉照次「庶務課ノ書記ニ金ヲ遣ル馬鹿モキル」落語にでもありさうな陳述、廣岡次郎「否認シテ保釋取消ノ危險ニアフヨリ迎合スルコトニ申合セ」今村和作「動脈ヲ切ツテ自殺シヤウトシタガ果サズ使所ノ羽目板ニ頭ヲウチツケテ自滅シヤウトシタガ發見サレ」工藤要次郎審理の日赤尾辯護士「疑獄關係者行政留置一覽表」提出。江橋辯護士檢事に對し攻撃の鋒を納めず傍聽席から喚聲が上つたが檢事は黙して答へず。成清國太郎「工藤ヲ迎ヘニ行キ拷問サレタ事ヲ聞キマシタ」篠智友喜知拷問地獄繪巻を擡げ傍聽席をわかせ被告席を泣かせ法廷を昂奮の渦に捲き込み約十二時間の陳述記録を作る。西野平次郎「社會秩序ヲ亂スモノハ刑事デアアル此等ヲ摘發出來ヌノハ裏面ニ事情ガ伏在スルト思フ」と威武高になつて怒號するや竹上檢事サツと色をなし「今ノ個所ハ稍釋當ヲ缺ク」とし滿延一時氣味悪い空氣が漂ふ。關根博「檢事ハ假想ノ筋書ヲ基本トシ事實アリトノ前提ノ下ニ取調ヲ行フ」

次に公務員とすれば高藤龍吉「己ガ舌禍ニヨリ固固ニ繋ガレタ人々ノ身ヲ考ヘ良心ノ呵責ニ耐ヘズ自殺ノ覺悟ヲ固メタガ」と涙の述懐傍聽席の大岡元助役や永田前局長を貫ひ泣きさせる。橋知秋「事件ハ全ク空中樓閣」とさながら辯護人の如く堂々三時間半に亘り冤罪を主張。内山福之輔「商品切手ハ突返シタ」峰彌太郎「檢事ノ主張ハ無産黨ト同シ」上原一夫「後顧ノ患ヒガ絶エテ初メテ否認」高田巧一郎「工事ノ都度贈賄アリトノ前提ノ下ニ跳メラレルトスレバ檢察當局カラ目付テモ付ケテ貰ハネバ安心シテ一日モ職務ハ遂行サレナイ」岡田和厚「法律上ノ權力ヲ持ツ者ハ如何ナル非違テモ行ヘル」百千度雲は蔽へど出る月の光は永久に消ゆることなし」無イコトヲ認ムル心理ハ拷問ヤ未決ノ懊惱ノ體驗ヲ持タヌ人ニハ到底判ラヌ」永田兵三郎「コノ事件ハ司法部ノ二・二六事件デアアル。二・二六事件ハ機關銃ヲ以テ重臣ヲ襲撃シタガコレハ國法ト云フ機關銃ヲモツテ無辜ノ者ヲ血祭ニアゲタモノデアアル」三宅秀

太「如何ニ正シクトモ極悪非道ノ者ニカ、レバコナ愛目ヲ見ルニ至ルモノテアル事ガ判ツタ」田邊良忠「土木事業ニ關係シタ者ハ皆
取賄シタモノトスル、全ク安心シテテラレナイ」小泉賢次郎検事を怒嗟し再三裁判長より注意。大同大三取賄事實を微笑して否認、
物靜かに答へ、ハツキリ述べる「獨リテモ死ナリテ正義ヲ護リマス」肅然とした面持で検事にまなざしを送り云々。
證人調に於ては工藤要次郎の次男工藤虎雄「父ノ拷問ノ傷ヲ實際ニ見マシタ」と當時を追想して泣き出したので満廷亦涙を吞む。秋
澤武警部拷問事實を否定「ソナコトテヨク警部ガ勤マツタナ」と皮肉られ殺氣漲る。さすがの秋澤警部散々脂を絞られる。頗る不
得要領な證言に満場は嘲笑、コヅキ廻され、遂に證人臺に立往生。佐藤圭治巡査部長「存ジマセヌ」とか「覺ヘテキマセン」と逃げ
を打つ。遂に被告に對質を許し、法廷は險惡な爆發的空氣が満ち、約四時間に亘り、滿身創痍。清水嘉一元刑事、窪田被告「私チナ
ニ此ノ野郎ト殴リツケタノハ確ニコレテス間違ヒアリマセン」と聲を震はせ口惜しさうにぢり寄り「男ラシク證言シタラドウダ」と
滿面朱を注いでつめ寄る。刑事を罷める信念を赤尾老に認められた點につき追究、赤尾辯護士宅での談話を裏書する如き答辯あり、
豫断を以て取調を進めたことを言外に漏し遂に尻尾を出す。須藤一郎刑事、徹頭徹尾「知りマセン」記憶ガナイ」の連發に「忘れ
コトノ上手ナダ」と皮肉られる。「一年モタ、ヌノニ忘レツボイ可哀サウナ方ダ」と棄てぜりふを残す。「偽證ナリ」と大喝一聲新た
な偽證告發の暗雲をたゞよはせ、長時間の訊問で證人も疲勞その極に達したので一先づ打切る云々。

(三) 水道局事件

自昭和十一年十一月十六日至昭和十二年五月二十一日六十六回開廷、其他に實地檢證あり。
開廷前代未聞の裁判長と被告群の公判打合せ會見が爲され司法警察官の人権蹂躪の審理も終了その處分を待つばかり
であるから公判を延期されたいと希望したが許可されず。

清水存「先輩ノ小原ヨリ否認スルト引張ラレト忠告サレ即日釋放ノ交換條件テ捜査官ニ迎合」森脇重四郎「既ニ生野氏ガ中村房次
郎氏ヲ通シ各一萬圓宛ヲ大西市長村山助役ニ贈賄シタコトヲ自供シタト聞カサレ是非ナク自分モ認メルニ至ツタ、然ルニ竹上檢事ハ

低聲テアノ調書ハ都合上破毀シタ誰ニモ言フナト固ク口止メサレ」驚くべき檢察當局のからくりを暴露。阿部梧一、未決中自殺を
企て神經衰弱の名目で突然保釋を許される等一舉一動常に波瀾を伴つたもの。伊藤虎雄「望月檢事ハ桑原ノ自白手記ダト稱スルモノ
ヲ見セテ自白ヲ強要サレタ爲メコレニ迎合シタ」塚崎辯護士は憤然顔色を變へて立ち上り自白手記なるものを提出せよと立會竹上檢
事に迫り法廷は極度に緊張する。

岩元秀「川原檢事ハ頭チ殴リ付ケタ富澤檢事ハ拳固テ胸チ突キ堀檢事ハ肩チ殴リ立會ノ竹上檢事ハ頭チコゾイタ」と各檢事の武勇傳
を披露し興奮と疲勞から軽い腦貧血を起す。田邊良忠「事件摘發ニ采配ヲ揮ツタ竹上檢事が永久ニ當法廷ニ現ハレナイト思ヘバ感慨
無量、非違ヲタダスベキ檢事ハオロカ豫審判事スラ何等真相ヲ糺明シナカツタノハ非常識不謹慎モ極リナイ、切腹シテ天下ニ陳謝ス
ベキテアル、自分モ死ナリテ正義ヲ通サウト決心シテ居ル」と痛論しかくて五時間に亘る聲涙ともに下る悲壯な口調に泣いて身の潔
白を陳述、滿場寂として聲なく未曾有の劇的シーンを展開した。代つた立會の檢事は迷惑さうに氣乗薄の態云々。

昭和十二年二月二十二日竹上檢事に送れる菊池檢事法廷に人権蹂躪事實のあることを公式に認むるに至り横濱事件の一
大轉機を劃す。

(四) 縣 事 件

自昭和十二年五月二十八日至同年八月九日、四十一回開廷、其他に實地檢證あり。

大野和「獨房内掃除中ニブリキ製塵取りテ指チ切り遺書ヲ血書風呂場テ縮死チ企テタガ發見サレ革手錠チカケラレタ」と聲涙下る悲
壯な陳述に滿場寂として聲なし。田邊良忠「陛下ノ忠良ナル臣民ハアラレモナイ無實ノ罪ニ問ハレテ天ニ哭シ地ニ嘆イテ居リマス。私
ハ殿トシテ存スル神聖ナル裁判ニ信頼致シマスガ爲メニ希望ヲ將來ニ繋ギ今日ノ生命ヲ大切ニ守ツテ居ルモノテアル、一方檢事局ハ
論告前ニ良心ニ問ヒ實シテ貰ヒタイ」。

田邊良忠實弟田邊平學證言、川原檢事が「鹿を逐ふ獵師山を見ず」と漏らした點更に野村檢事が「横濱疑獄は摘發に無理があつたか

ら必ず公判で覆へる」と述べた例など意外な暴露證言を爲し滿廷は晒然とし法廷は美しい兄弟愛に泣かされた。

(五) 電氣局事件

自昭和十二年九月六日至同年十二月二十一日、七十二回開廷、其他實地檢證あり。

渡邊一俊、竹上前檢事に遭ひたる時の一問一答を暴露して滿廷騒然。灰塚傳「井出檢事ノ取調中苦慮ノ餘リ同署二階調室カラ飛降り自殺ヲ企テタ」矢野充「暴戾ナ支那ハ正義日本ノ爲メ磨滅サレテ居ルガ橫暴ナ司法權ハ既ニ民心ヲ離レテ居ル」稻葉文毅「摘發當局ハ醜吏ノ巢窟ト痛罵サレタガコレハ構成サレタ空中樓閣」永田兵三郎「檢事ハ事實ヲ糺明スルコトヲ忘レテ犯罪ヲ作りアゲルコトノミニ汲々、有利ナ反證ハ之ヲ伏セ公判ニナツテ冤罪ナス、グ證據トナスガ寧ロ利口ナ方法ダト痛感、事件ヲ熟知シテキナガラ御都合主義一點張ノ論告ヲシ白々シイ嘘言ヲツイテキル」とこき卸す。

前横濱市長大西一耶氏證言「私ハ今日デモ私ノ信賴ヲ裏切ツタモノハナイト固ク信ジテキル。事件ガ腑ニ落テズ事實トハ全ク正反對ノ進展ヲシテ居ル。差入レノ着物カラ拷問ノ行ハレタコトヲ知り慄然トシタ。カ、ル不當ナ警官ガ不問ニ付セラレ或ハ輕イ行政處分テスンダノニ反シ私ノ舊部下ガ刑事被告人トシテ當法廷ニアル矛盾ニツイテ私ハ懷疑主義者タラザルヲ得ナクナリ警察ニ引カレタ殺人犯人ニ對シテモ何か捜査ニ思違ヒガアツタノデハナイカトサヘ考ヘサセラレル、何レニセヨ事件以來失職ヲ餘儀ナクサレタ部下ハソノ家族ト共ニ世間カラ白眼視サレテキル、今日斯様ナコトニナツタノハ重大ナル社會問題デアリ官憲ハ法律上責任ヲ免レテモ反省ノ念ニ堪ヘ切レヌモノガアラウ。國家トシテハ私情ヲ除キ將來前轍ヲ踏マヌコトヲ國民トシテ希望シテ已マヌ」云々。

(六) 總括

昭和十三年二月七日横濱事件五部門一括判決あり。次いで同年二月二十一日病氣の爲め分離中なりし坂田前電氣局會計課長及び事變應召の渡邊東京電燈社員に對する公判開廷、同年二月二十三日右に對する判決あつて完全に結了した。依て

公判開廷は實に

昭和十年十二月二十日

一回

川崎市事件

二十五回

土木局事件

四十二回

水道局事件

六十六回

縣事件

四十一回

電氣局事件

七十二回

昭和十三年二月中判決其他

三回

合計

二百五十回

に及び、日子は二ケ年以上を費した。

五部門被告百三十八名辯護士百九十四名を算するからこの回数に必ずしも多いとは謂へないかも知れぬが、裁判史上帝人事件に匹敵する長記録と稱せられた。昭和九年に始まつた横濱事件はかくて足かけ五年振に第一審が終つた。

中島裁判長は被告の言はんとする處を能く聽かれたから審理は滑かに進行した。公判の前半事件の真相が判らない頃には激越な言葉を使つたものに對し之をたしなめられたこともあつたが、後半に至り立會檢事まで更迭するやうになつてからは陳述を制止されたこともなく、事件全體に通曉すること裁判長に敵ふものはないから、往々取違へたことを言ふものがあると却つて注意を與へられる位であつた。被告は元より待望の公判であるから血涙をしばつて眞剣に訴へる。其の表現の巧拙は別として眞實の叫びは偉大なる力を持つ。たゞ理窟を弄してゐればいゝのとは異ふから聽くものを動かすのである。或ものは言々火を吐き凄慘の氣充つと稱されるまでに憤り怨み呪ひ、或ものは嗚咽號泣遂に言を爲さざるまでに啞

ち嘆き悲しむ。しかも一面極めて冷静に且つ緻密に嫌疑の理由なきことを書證人證等によりて確實に立證するのであつた。

帝人事件の或る被告は自分の痛烈なる非難も検事の取調中に於ける罵詈に比すればその九牛一毛にも足らずと言つたさうであるが、それは横濱事件でも同じである。その冤を訴ふるは獨り一身一家を思ふが故のみに止まらずして、生を樂しみ業に安んずる無辜の民を卒然として拘禁し人權を蹂躪し法に問ふに至るの不安を、邦家の爲めに憂へざるはない。横濱事件に於ける被告の態度言動は裁判長の指導によつて終始嚴肅を極め秩序と禮節とを尙んだものであるが、その正義觀は有無眞偽を明瞭に區分して善惡共に包まない所に發露してゐる。

横濱疑獄では夢想もしない收賄嫌疑を突如として受けたものが、拷問からして無より有が生じたことに氣付かないと、檢察當局が盲動するとは思はないから、中間横領があつてそれを轉嫁されてゐるのだと想像したものである。若しそんな事情の伏在するものがこの事件で多かつたら、公判に於てまで悉く轉嫁されたまゝになつてゐたかも知れぬ。何となればその場合證據として最も有力なる金は現實に動いた痕跡を残してゐるのであるから、空しく一方が否認したとて通らず、横領者とすれば收賄の嫌疑を受けてゐるものと正面衝突をしても、檢察當局の見た通り贈賄肯定を續ける方が横領罪に問はれぬことになる。こうなると贈收双方の利害は相反しその醜い論争となるべき場合が想像されるだけでなく、結果に於て善人が負けて悪人が勝つ危険が十分にあると謂へるのである。ところが横濱事件でたつた一つ横領費消をして之を贈賄に嫁してゐた一人の被告はそれをすら公判では正直に陳述して、横領罪を以て問はるゝとも贈收賄では無い旨を斷言したのである。如何に被告が眞面目に眞實を述べたかゞ分るであらう。

更に又贈收賄の事實あるものが他の多くに倣ひ無差別に公判で否認しさへすればいゝといふことになつてゐたら、之が正當に否認してゐるものに累を及ぼし被告の陳述なるものゝ信憑力を總體的に失ふところ少くなかつたかも知れぬ。然る

に少しでも左様の事實があつたものは有と無と無として謝るべきは謝り争ふべきは争つてゐるのである。被告の採れる態度は此等に依ても知られる。

尤も角田検事をして「精神力ノ鞏固ナルニ至リテハ多ク他ノ被告事件ニ其ノ類ヲ見ザル程」と言はしめた被告ではあるが、初期には勇氣を喪ひ爲す所を知らぬものでもないではなかつた。併し大勢は人權蹂躪の告訴をするものが出で公判廷に徹底的の抗争をするまでに至らしめたので、さう行かなかつたならば正しい歸結は求められなかつたかも知れぬ。本件は事實の有無を争ひ眞實を明かにすればいゝのであるが、事實は神明と共に本人のみが眞實を知る。或る行爲に對する罪の有無や其の是非に就て法理を闡はすのであつたら、經驗なき素人の能くする所でなく練達の辯護人に委せねばならぬが、身の潔白は他に倚る前に自ら之を證する手段を講ずべきである。事件内容の検討の如き人に一任したのでは徹底しない。宜しく當面最も事情に通曉する自分が進んで研究し、其の缺陷を指摘して辯護資料を提供するの努力を爲すべきである。こう云ふ主張の下に身を以て範を垂れ、検討の順序方法を示すその實例が出て來るに及んで、それが一般を刺激啓發せる所は少くない。かくて多數のものが夫々全力を盡すことになつたから、自己のことのみ兎角捉はれ勝ちになり、聯合軍として連絡のない缺陷は免れないが、その努力の總和によつてどうやらこれだけに組成せられた事件を打破ることが出來たのである。

無實のことを言ひ出して飛んでもない災難を冠せてきた當の相手に對する怨恨憤怒も、それが拷問などの已むを得ざる原因に基くにせよ、激發するのが人情であつて、純眞にして崩れざりしものほどその鬱憤は深い。併し徒に感情に奔つてゐては終局の目的を達する上に百害あつて一利無いから、それをしも抑へてたゞ一筋に進むことにしなければならぬ。此の如く思想も立場も違ふ元々融合しない多數の歩調を描へることは各種の困難が横はるが、戦ひは他に委して自然に放任したのでは必敗である。

土木界の先進井上秀二氏は特別辯護に代ゆる證人として公判廷に立ち、數被告の爲めに至れり盡せりの證言をされたのであるが、田邊良忠氏著「闘之回顧」に序文を寄せられたその一節に曰く。

夫れ戰場に於て白刃を揮つて敵陣に突撃するのは固より懦夫の能くするところでは無い。然れども思はざる汚名の下に縲纆の辱を受け心身共に異常なる打撃を被り五箇年の長年月に亘り社會知人も亦白眼を以て之を誅め、四圍の事物も皆自身と逆行するが如き感を深うする境遇に在りて毅然として志操を枉げず、幾多の脅威壓迫を忍び自己の心情を堂々と主張し、終始一貫闘争を持続し大丈夫の本領を遺憾なく發揮するが如きは眞の勇者に非れば到底爲し得るものではない。(略)戰場の勇者は戦死を覺悟し突撃を敢行し得るのである。然るに田邊君の場合は討死を許されないのである。善戦奮闘して完全に相手を討取りしかも身に掠り疵たりとも負うてはならないのである。實に至難の仕事であつたのである。同君が完全に是難事を仕遂げた努力と意氣に對しては滿腔の敬意を表するものである。

誠にその言の通りで、この場合徒に無謀の突撃をして自ら傷いたのでは、相手を斃すことを得ても何にもならない。これは死の闘ひである。しかも掠り疵一つ負うてはいけない闘ひなのであつた。

二、論告求刑

検事の論告求刑は左の如き順序で試みられた。

件名	論告日	検事名	求刑大要
川崎市事件	一二年七月一〇日	竹上検事	收賄全員並ニ贈賄淺野セメントノ迹見高桑二名ニ實刑、他ハ罰金刑
土木局事件	一二年一〇月二一日	竹上検事	收賄全員並ニ贈賄日本鋪道ノ關根、西野及ビ久良木組ノ藤智ノ三名ニ對シ實刑、他ハ罰金刑

水道局事件	一二年五月五日	角田検事	收賄全員並ニ贈賄日本鑄鐵ノ木村、中村、小田原、宮澤、桑原及ビ横濱船渠ノ阿部、森脇ノ七名ニ實刑、他ハ罰金刑、分離セル横濱船渠ノ谷田部ニハ一、二、二、二、二論告アリ罰金刑
縣事事件	一二年七月二六日	角田検事	收賄全員並ニ贈賄淺野造船ノ賀田、伊藤ノ二名ニ實刑、他ハ罰金刑
電氣局事件	一二年一月二六日	大石検事	翌二十七日求刑アリ收賄全員並ニ贈賄東京電燈ノ新井、佐藤、一杉、福島及ビセネラルモーターノ森田、服部、田邊、中村ノ八名ニ實刑、他ハ罰金刑、分離セル收賄坂田、贈賄東京電燈ノ渡邊ニ對シテハ一、三、二、二、二、無罪ノ論告ヲ爲ス

神奈川県自動車事件が崩壊して検事上告が出来ず、人權蹂躪の事實が確認せられて司法處分並に行政處分を受くるものが續出し、集團放火事件に大量の豫審免訴が出て来るなど當時起されたる多くの事件が悉く失敗を裏書されることになつては、横濱事件に於ける被告の公判廷に爵勃として叫べる處が如實に證明されたもので、假りに竹上主任検事が踏留まつて孤軍奮闘するとも、却つて窮境に押し詰められたであらうことは、此等の實情に徴して想像に難くない。竹上検事退いて菊池検事之に迭ると雖も、先任者の否認せる所を裏切り人權蹂躪の事實あるを公然法廷で認むるの外なきに至つて立會を辭し、角田、楠田の二検事立會制となつたが、これ亦續かず、更に大石検事となり漸く公判の結審を見るに至つた。此等は既に詳説した通りであつて各検事の論告亦前各章に引用したから、此所には再説しない。要するに最後まで公訴を維持されたゞけのことであるが、この點竹上検事に比し新しい検事は事件の経過を審にせず引つかゝりの責任はない。

求刑は五事件を通じて權衡を失はぬやうに比例をとられてゐる。今村辯護人は求刑に就て言ふ。

検事ハ論告ノ終ニ夫々懲役罰金ノ求刑ヲ爲シ是ガ全國ノ新聞ニ報道セラレタノデアリマス。之ヲ讀ンダモノハ検事ガ自信ナキ無責任ノ求刑ヲシタトハ思ヒマセヌカラ夫等ノ人々ハ破廉恥ノ收賄漢ナリト信ズル(略)多數被告ハ申ス迄モナク其ノ眷族ニ與ヘタル深酷ナル苦痛ト損害ニ對シ如何ニシテ其罪ヲ謝セントセラル、ノデアリマセウカ。

結果に於て検事控訴一つすることすら出来なかつたほど問題にならない事件に對し、檢察當局の最後まで試みた論告求

刑の態度は判決の結果を試みに睹けて見たやうなもので、冤罪者にとつては誠に迷惑なものであつたと謂はねばならぬ。

三、辯論

被告の死闘と検事のかゝる論告を承けてされた辯護人の辯論は擔當事件の防禦もさることながら本件發生の根元に向つて攻撃する論調となるは免れざる所である。又被告として言ひ能はざる所扱ひ得ざる所を在野法曹として正しく強く垂示實現されてこそその存在の尊嚴さが輝く。されば辯論は擔當の被告のことに止まらず多く事件全般のことに亘つてゐる。東京横濱其他より参加せられた辯護人は百九十四名に及ぶ。孰れも公憤を感じ正義を護らんとせらるゝだけに各部門毎に其の辯論は痛烈を極める。中には數日十數時間數萬言を費された方も少くない。此等の辯論は到底轉載は出來ぬから前各章に引用せず、重複しないものをこゝには一二示しておくに止める。稿案、若くは速記の有無により選定が一方に偏してゐるがそれは正確を期し重複を避ける意味で割愛したのであることをお断りしておく。

有馬(忠三郎)辯護人

近來特ニ喧傳セラル、人權蹂躪問題ノ跡ヲ絶チ眞ニ司法ノ尊嚴ヲ維持スル爲メニハ差當リ被告人拷問ノ疑アル場合ニハ一切自白ヲ指信セズトノ判例ヲ作ルベキテアル、コレ實ニ裁判官檢察當局ヲ戒ムルモノデアツテ刑事訴訟法ノ精神ヲ徹底セシムル所以デアルト信ズル(略)豫審ノ供述ヨリモ公判ノ供述ヲ重ンズベシ、ソレガ眞ナラズトスルナラバ之ヲ論證スベク公判否認ニ對シ其ノ理田無シトスル根據ヲ示サザルベカラズ、日本ノ刑事裁判ニハ惡キ傾向アリテ豫審ノ方ガ通ル、本件ノ如キハ公判中心主義ノ上ヨリ公判ノ供述ヲ最モ重ンズベキモノナリトス。

有馬辯護人は不逞思想に就て論ぜられ、今村辯護人は赤旗事件、幸徳事件、難波事件を引いて危險思想の動機に就て戒めらるゝ所あり、夫々大所高所より論ぜられたが、それは長くなるから省略する。

今村(力三郎)辯護人

元來刑事訴訟法ニ於テハ、原告官ガ有罪ノ證據ヲ舉グベキ義務ガアリマシテ、被告ヨリ進ンテ無罪ヲ證明スル義務ハナイノデアリマス、然ルニ本件ハ拷問ニヨル虚偽ノ供述ガアリマシテ形ノ上ニ於テハ一應被告ノ不利益トナツテ居ル(略)拷問ニ因ル供述ノ如キハ固ヨリ裁判上ノ證據力ハナキモノデアリマスカラ本件ハソレダケテモ無罪タルベキモノデアリマスガ更ニ進ンテ有力ナル書證ト人證トニ依テ無罪ノ證據ガ完全ニ立證セラレタノデアリマス(略)犯セル罪ナクシテ縲維ノ辱ヲ受ケタノデアリマス、若シ此ノ殘虐ナル行爲ガ國家權力ニ依テ行ハレタルニアラズシテ私人ノ力ニ依テ行ハレタリトシタナラバ各被告ハ勿論之ニ同情スル多數ノ人々ハ猛然トシテ起ツテ之ニ反抗スルデアリマセウ、然ルニ各被告ガ自己ノ冤罪ニ苦シミナガラモ泣テ忍耐シテ靜ニ法ノ審キヲ待ツ所以ノモノハ自己ニ加ヘラレタ殘虐ガ國家ノ權力ノ名ニヨルカラデアリマス。假令誤ツテ居ルニシテモ國家ノ權力ノ行使ナルガ故ニ國民トシテハ之ニ服從セザルヲ得ナイカラデアリマス。然レドモ此ノ服從ハ決シテ盲從デアリマセン、今現ニ自分ハ國家權力ノ誤レル行使ニ依テ無限ノ苦シミヲ受ケテ居ルケレドモ他日公明正大ナル裁判ヲ受クルコトガ出來ルトノ希望ヲ有スルカラノ服從デアリマス。司法權ハ 天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フトノ明文ガ國民ノ腦裏ニ深く刻ミ込マレテアルタメデアリマス(略)裁判所ガ國民ノ信賴ヲ失ヘバ其ノ國ハ亡ビルノデアリマス。

山内(確三郎)辯護人

此ノ事件ニ於テ被告等ヲ有罪ト爲スカ否ヤノ争點ハ豫審ニ於ケル此等ノ被告ノ供述記載ガ眞實ノ告白ヲ現シテ居ルモノナリヤ否ヤ此ノ一點ノミニ繫ル(略)實情ヲドウ論ジテモ豫審廷ニ於ケル陳述ガ眞ダソレヲ探ルトノ裁判所ニ考ヘガアレバ免レツコハナイ。

島田(武夫)辯護人

日本ノ刑事裁判ハ正義ト人道ヲ驅逐シテ暴力ト壓制トニ味方スルモノニアラザルコトヲ證明スル爲メニ而シテ殘忍凌虐ノ妖雲ヲ擺脫シテ正義ノ光ヲ迎フル爲メニ裁判所ノ英斷ヲ要求シテ已マヌモノデアリマス。

一松(定吉)辯護人

形式證據トイフモノニ重キヲ置クハ危險(略)豫審ニ於テ自白シタコトハ公判ニ於テ否認シテモ豫審ノ供述ガ眞ナリ、斯ウ云フ様ニ書面審理的ノ考ヲ以テ刑事事件ヲ處理スル傾キガナキニシモアラズ(略)常議ニ合ハヌ様ナコト普通ノ人ノヤラス様ナコトヲヤツタトイフヤウナ無理ナ見方ナシテ見タリ常議ニ合ハナイ様ナ判断ナシテ見ルトイフ様ナコトハ之ハ刑事裁判ノ上ニ於テ最モ注意シナクレバナラス所デアアル(略)常議ニ即シタル事實ノ真相ナ此ノ複雑シタル事實ノ中カラ擷ミ出シテ戴キタイ(略)自分等ノ至誠天ニ通ゼズシテ處罰ヲ受ケル様ナコトガアツタナラバ裁判ト云フモノハ全ク當テニハナラナイモノデアアル、我々ハ神聖ナル法廷ニ於テ尊キ天皇ノ御名ニ於テ御裁キヲ受ケサウシテ公明正大ナル御判決ヲ期待シテ居ツタニ拘ハラズ檢事御認定ノ如キ檢事御求刑ノ如キ結果ヲ見ルコトガアツタナラバモウ此ノ世ノ中ニハ一日モ存在スルコトハ許サナイト云フ位ニマテ彼等ハ全ク精神ノ興奮状態ヲ抑ヘルコトガ出来ナイ有様ニ置カレテ居ルノデアリマス。

江橋(活郎)辯護人

本件ノ記録ソノモノハ流血ニ依テ購ハレタル所ノ一ノ慘虐史ノ外何モノデモナイト言フコトヲ妨ゲマセヌ(略)檢事ハ自白ヲ強調サレテ事實ヲ斷ジ自供ヲ捉ヘテ直ニ事實ヲ認定スルニ充分ナリト主張サレテ居ル(略)豫斷ヲ基礎トシ流血ノ苛虐ニ依テ織リナサレタル所ノ刑事冒瀆史デアアル、此ノ職權濫用ノ冒瀆ハ最後マテ拭フベカラズ。

帝人事件の三土忠造氏著幽囚徒然草の一節に左の意味のことがある。

「ガリレオ」地動説を改めず終に宗教裁判所の監視の下に永眠したが、併しながら爾來地球は動いて已まず亦永久に動くであらう。信念は權力で奪ひ去ることは出来ぬ。眞理は人爲に依て曲げられぬものである。

舌端火を吐くと雖も眞理が存せざれば眞の力はない。正氣のほとばしる所金鐵をも熔かすのである。

四、判 決

昭和十三年二月七日遂に判決は下つた。同年二月二十三日分離されてゐた二名に下つた判決を併せて被告百三十八名に對し

無 罪 百二十名
有 罪 十五名
公訴棄却 三名

の宣告であつた。この數字だけで横濱事件がどんなものであつたかを充分に語る。第一章に於て多くの表を添へ多くの頁を費して説明しなければならなかつた複雑多岐な横濱事件は僅に數件だけが無罪にならずその大部分は霧の如く消えてしまつたのである。茲に至つて口に筆に冤罪を絶叫し泰山鳴動鼠一匹の感ありとせることが決して虚偽ならざるを完全に證せられた。之に對して世の中を騒がした事件であるだけに檢事局としては相當に研究されたやうに傳へられたが、結局檢事控訴もされず大量無罪が悉く第一審限りでそのまゝ確定したのである。之を第十九表として表示する。

第十九表 判決結果

川 崎 市	件 名	種 別	區 分		公 訴 棄 却	合 計	有 罪 内 譯		備 考
			無 罪	有 罪			控 訴 中	服 罪	
	公務員		六	三	一	九	二	一	公務員ノ一名服罪ハ瀆職ガ無罪トナリ公務執行妨害 教唆ガ問ハレ執行猶豫ヲ附サレタルニ因ル。 商人ノ一名服罪ハソノ共謀者トセラレタルモノ控訴 セルニ服罪セルモノトス 公訴棄却二名ハ病死ノ爲
	會社商人		七	二	二	一	一		
計			一三	五	二	二〇	三	二	

合 計	神奈川縣土木部		市		濱		横		
	計	公務員	計	公務員	水道局 (含ム岐阜縣ナ)		電氣局		
					計	公務員	計	公務員	
計	會社商人	公務員	計	會社商人	公務員	計	會社商人	公務員	
一二〇	六九	五一	二五	一〇	一五	一八	一二	六	
一五	八	七	五	三	二	一	一	一	
三	三	一	一	一	一	一	一	一	
一三八	八〇	五八	三〇	一三	一七	一九	一三	六	
一二	六	六	四	二	二	一	一	一	
三	二	一	一	一	一	一	一	一	
				公務員控訴二名ノ内一名ハ控訴後自殺ス其ノ相手方商人ハ控訴中		會社商人ノ一名有罪ハ岐阜縣關係ニシテ水道局關係ハ全員無罪トス		會社商人ノ公訴棄却一名ハ應召ノ爲ナルモ其ノ關係者ハ凡テ無罪トナリタレバ應召ナクバ無罪トナルモノトス 電氣局關係ハ全員無罪トス	
				土木局關係ノ有罪トナルモノハ全部控訴ス					

摘 要

川崎市 前助役横山公務執行妨害教唆懲役四月執行猶豫二年服罪

地主小原贈賄病死公訴棄却「市會議員清水收賄一件四〇〇圓(第一表)懲役三月控訴中但シ相手方ハ病死建築請負小島村木商加瀬共謀贈賄小島罰金三十圓服罪」加瀬罰金六十圓控訴中「技手成富收賄一件一〇〇圓(第一表)懲役二月控訴中但シ相手方共謀者中ノ一名ハ服罪

土木局

川崎市事件公訴收賄金額合計三、六五〇圓ノ内第一審有罪トナル金額五〇〇圓
砂利石村商加藤嘉一贈賄起訴猶豫「書記橋收賄一件七〇圓(第二表)懲役二月控訴中但シ相手方ハ起訴猶豫日本鋪道關根、西野共謀贈賄兩人共ニ罰金五十圓控訴中」技手内山收賄一件五〇圓(第四表)懲役二月控訴中
土木局事件公訴收賄金額合計一、四六五圓ノ内第一審有罪トナル金額一、二〇圓

電氣局

全員無罪公訴收賄金額合計二、七四〇圓全部消滅
岐阜縣事件トシテ横濱船渠谷田部贈賄一件四、〇〇〇圓罰金二百圓控訴中、但シ相手方前岐阜縣技師北原(第十一表)ハ起訴前自殺

水道局

土木局、水道局、電氣局、三局公訴收賄金額總計六七、〇〇〇圓ノ内第一審有罪トナル金額ハ土木局ノ一、二〇圓ノミ横濱市役所關係トスレバ此ノ如キ比率ニ了レリ

縣

土木請負相澤贈賄一件一五〇圓罰金八十圓控訴中、但シ相手方技手前原控訴後自殺(第四表)
金融仲介和田贈賄一件三、〇〇〇圓罰金百五十圓控訴中、但シ相手方經理課長橋坂ハ自殺公訴棄却(第四表)
止水栓幽高山贈賄罰金五十圓服罪、主事飯塚收賄一件一五〇圓(第十二表)懲役三月控訴中、但シ相手方ハ服罪
縣事件公訴收賄金額合計三、二一〇圓ノ内第一審有罪トナル金額三、三〇〇圓
五件公訴收賄金額總計一〇六、七六〇圓ノ内第一審有罪トナル金額七、九二〇圓

總括

自第一表至第十五表ハ右ニ記セルガ如ク簡單トナルモノニシテ有罪トナルモノモ或ル一件ガ有罪トセラレ他ハ消滅セルナリ之ヲ以テ横濱事件ノ全貌ヲ見ルベシ

無罪になつたものは最後まで絶対否認を續けたものも初めからスラ／＼自白したものも區分なく包含され、後述の如く

一様に刑事補償までされたのである。判決理由亦極めて簡單明快で

公訴事實ハ孰レモ犯罪ノ證明ナシ

と斷定された。證憑不充分と謂ふが如き曖昧な點の残つてゐる事件でないと言ふことがハッキリしてゐる。こゝに至つて五ヶ年前を回想する時、多くの無辜が抑も何の爲めに囹圄の人となつたかを怪しむほどであるが、併しながらこの結末を見たるは單り一身一家の悦びに止まらざる限りなき明朗さを覺へしめる。

元より正しいものが最後の榮冠を得たわけで當然のことではあるが、その此處に到達せるまでの永い間、中島裁判長並に佐瀬、石田陪席判事のたゆまざる眞實發見の爲めにせられたる魂をうちこんだ丁寧な取調と、その結果公正なる明斷を垂れて司法の威信を確立されたことは永く銘記されねばならぬ。正義未だ地に墜ちず、此の如き判官の裁判を受けたことは、初めに受けた災禍が深刻であつたのに對照して、その幸運を思はざるを得ない。

有罪の宣告を受けたものゝ内一名は潰職が消へ公務執行妨害教唆のみが罪に問はれ執行猶豫がついたので控訴を放棄した。他に軽い罰金刑に服したものが二名ある。即ち第一審の判決に服せずして控訴せるもの十二名であるが、その内縣の前原元技手は割腹自殺したのであつて、遂に本件はこの最後になつてまで悲惨なる犠牲者を出したのである。洵に暗然たらざるを得ぬ。されば第二審に行くもの結局十一名。夫等の人々の運命は今後にかゝり神のみが之を知る。繫屬中のものに關してはこれ以上こゝに觸るゝを許されぬ。

判決直後の各新聞神奈川版紙上は諸家の感想で賑つてゐる。讀賣本紙の「よみうり直言」は寸鐵人を刺す。曰く

「拷問神奈川」に無罪の大量製産「被告を見たら無罪と思へ」時代である。

鳴物入りで大騒ぎをした事件が何にも無かつたのだと云ふことになつて社會に衝動を與へない筈はない。就中言論機關は愕然として事件を改めて見直してゐる。こゝには中央の反響を一二載せておく。

判決翌日昭和十三年二月八日讀賣本紙社説。

檢事に對する不滿の感情が生じたことは司法制度全體の上から見て誠に由々しいことであつて事件擔當の檢事に對する單なる攻撃などではなく深くその禍根を突込めて根本的に改革する方法を講じなければならぬ(略)第一に檢事の職務上に於ける責任制度その教育及び昇進に關する制度を検討し故に社會的名聲を博せんとするが如き傾向を阻止する必要がある、第二に被告人に對する補償乃至は地位回復に關する制度を立つべきであると思ふ(略)無罪となつたものに對する國家の救済策は根本から考へ直す必要がある。被告が官吏の場合には後に復職の途もあるが民間人の場合には遂に一生を葬られ終る例が少くない。今日の刑事補償法などで不十分なことは勿論である。

東京朝日新聞亦同日

これらの事件に拷問が伴ひ不法なる人權蹂躪が行はれてゐるといふのみではなく現在の司法警察の組織、檢察權の發動によつては合法的に人權蹂躪の實が行はれ得るのではないかといふ懸念である、帝人事件の三名が無實の罪がはれて復職し拘禁一日に付五圓の割で八百餘圓の國家賠償を請求したとしてもその働き盛りの數年を苦惱の裡に空費したことは個人的にも國家的にも償ひ得ない損害であるが刑事被告人になつたその人でなくともかういふ事件が連續頻發することを眼に視耳に聞く一般國民は果して憲法法律の下に安穩に生活する氣がしてゐるであらうか。

と論じ漸く同情を表する所あると同時に不安に戰くに至つたのである。

同年三月一日の衆議院本會議では此等のことに就て盛に論ぜられた後遂に左の決議案が總員起立裡に可決された。

檢察權行使ニ當リ非違ノ處置妙カラズ近時屢々無辜ノ良民ヲ斷罪ノ對象トナスコトアルハ憲政ノ恨事、聖代ノ一大不祥事ニシテ吾人ノ頗ル遺憾トスルトコロナリ、政府ハ速カニ反省シテコノ弊弊ヲ一掃シソノ責任ヲ明カニスルト共ニ根本的ニ檢察制度ノ革新ヲ斷行スベシ、右決議ス。

五、青天白日

無罪の宣告に續くものは名譽回復である。その手段の一つに先づ刑事補償の問題がある。本件に於て無罪となれるもの百二十名中、刑事補償法による補償の請求をなせるは七十七名である。

第二十表 補償請求人員

種別	無罪	補償請求
公務員	五一人	四九人
會社商人	六九	二八
計	一一〇	七七

即ち公務員は殆んど全員であるが會社商人は六割まで放棄してゐる。それは勾留されないものを含むからであるが、肯定自供してゐるといふので諦めたもの又遠隔の地に在つてその手續に及ばなかつたもの、或は遠慮して斷念したものもあると謂はる。

昭和十三年七月八日請求せる七十七名は全部補償せらるゝことに決定された。其の補償金額總計三萬四千八百六圓、刑事補償法初まつて以來の記録と稱せられる。この内一貫否認せるものは當然補償せらるゝものと何人も認めてゐたのであるが、他も凡て漏れなくこの決定を見たのであるから、以て「勾留並被告事件ノ起訴及公判ニ付スル處分が請求人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ニ原由スルモノ」でないことが明かにされ、事件の無理が完全に證據立てられたものとすることが出来る。

誤つて災難を受けたものは名譽を全く毀損せられたことは別にし、既に永く自由を拘束され且つ大なる出費を負擔せしめられたのであるから、罪有るものが獄舎につながら罰金を科されたのと實質に於て少しも變らない。延いては繋る家族親戚の痛苦迷惑も容易ならぬものがあり、この點は無罪になつた所で取返しはつかぬ。しかもその一生の運命は根底から顛覆され將來再び職に就くことが出来ない事情になつたものもないとは謂へない。少くとも完全なる原狀回復の困難であることは確かである。これは深刻なる社會問題であつて、事件以來の精神的物質的の損害は、元より何程にも達しないこの現行の補償の如きに依て到底償はるべくもない。長い間事件に没頭し心身を勞しその裁判に關する失費だけでも大變であるが、併しながらこの補償は重大なる意義を持つ國家の恩典である。その精神に沿ふものに充てゝ記念すべきであらう。之より曩き神奈川縣城ヶ島放火事件の豫審免訴者に對する刑事補償は昭和十三年五月十七日決定したが當時の新聞記事に據ると或者は

非常に有難いことですが長い間痛めつけられたことを考へると喜びどころかその頃の苦痛が思ひ出されて怒りたくなります。祖先の名を辱しめ泣いたことを思ふと當然のことです、唯これにより私達の無罪が明になり潔白が知れることが嬉しいだけです。と言ひ、或者は

喜びなんてとんでもない、金を返してもよいからこんなことをした者達を存分懲つてやりたいやうだ。と言ふ。又拷問にさへ屈せず頑張つた者は、

虚偽の申立をした者は早く刑務所に收容されたため日数が多く補償も多いが終ひまで否認した者は收容されたのが遅いために補償金が逆に少く反對の結果になつてゐる、虚偽の申立をした者を見るにつけ無念でなりません。

と言つてゐる。災難を受けたものとすれば、冤罪を絶滅するに役立つ方法があるならば、補償金を提供してもよいと思はぬものは恐らくないかも知れぬ。殊に前記最後の叫びの如きは現行法上何ともならぬのではあらうが、眞實を尙び不實を

排する上に示唆するものがある。専門家の攻究を煩したのである。

刑事補償の決定に次ぐものに刑事補償裁判公告官報掲載の申立がある。申立てた者は無罪の旨が官報に掲載された。神奈川縣並に内務省横濱土木出張所關係の官吏並に縣吏員は全部復官復職した。横濱市役所關係吏員亦其の希望なき者を除き大部分復活した。自治體にありては官吏の如く定員と豫算に餘裕と融通を廣く求むることが出來ず其處に困難なる事情が横はるから復活が實現しない特殊の人があるのは誠に氣の毒なことである。川崎市役所關係亦規模が小さいだけに名譽回復の措置に缺くる所がないでもない。會社商人側は公務員側と異なり多くは復活復業してゐるが、中には營業が出來なくなり勤続されないことになつて、新天地を求めて他に移つたものがあり、或は又隱遁して消息を明にせざるに至つたものがある。

雪冤會は夫々の關係から盛大に開催され、その範圍は全國各地に亘つた。此所にはその先驅とも謂ふべき關係者自身達で催した雪冤會のことだけを記すに止める。それは昭和十三年二月十八日開港記念横濱會館で開かれたが、其處は無罪を言渡された裁判所に向ひ合つてゐて検事局も眼下に見え色々の意味に於て想ひ出多き場所を選ばれたのであつた。他を交へず、辯護人の方々を招いたゞけで、先づ犠牲者の慰靈祭に始まつた。雪冤會に移るや皇居を遙拜し、陛下の萬歳を三唱し君ケ代を合唱して極めて嚴肅に舉行せられた所に意義深きものあるを覺へた。大岡氏司會の下に塚崎、赤尾二先生の熱烈なる御話があり、重立つたものが夫々傾聴すべき感想を述べ、五ヶ年間の苦勞を語り合つたのであつた。雪冤會の内で大阪で催されたものに今村先生の出席に換へて寄せられた言葉がある。

その冒頭に

横濱事件ト帝人事件トハ昭和ノ司法史上ニ大罪惡トシテ永ク其ノ醜骸ヲ千載ニ傳ヘルデアリマセウ(略)
と書き出され

五年間刑事被告人ト云フ解剖臺ニ載セラレ肉ナ剝ガレ骨ナ削ラレ心臓マテ抉リ出サレテ殆ンド將ニ生命サヘモ絶タレントスル絶體絶命ノ境遇ニ追ヒ詰メラレタ後漸ク肉體ニモ精神ニモ一抹ノ惡イ所ハナイカラ歸シテヤルト申渡サレタノデアアル。今日ハ無罪トナツタト云ツテ世ヲ擧ゲテ同情セヌモノハアリマセウガコレ迄ノ死ノ惡戰苦闘ハ言語ニ絶シタモノデアリマス。(略)

と被告たりしものゝ爲めに同情し、結論としては
人生ノ不幸冤罪ニ過ケルモノハアリマセン、然リ而シテコノ冤罪ヲ捏造シタノハ我々國民ノ安寧幸福ヲ擁護スル爲メ公益ノ代表者トシテ國家ヨリ殊遇ヲ受ケテ居ル檢察官ソノ人デアルカラ順逆顛倒ト申シマセウカ暗黒世界ト申シマセウカ形容スベキ言葉ヲ知ラナイ。(略)我々ハ敢然トシテ立ツテ臣民ノ權利ヲ擁護致サナケレバナラス。コレガ國基ヲ鞏固ニスル所以デアリ又民生ノ幸福ヲ増進スル所以デアアル。(略)問題ガ諸君ニ關係ガアルト否トナ問ハズ(略)人權擁護ハ國民ノ義務デアリ常識デアルトシテ夢寢ニモ之ヲ御忘レナキコトナ切望スルノデアリマス。
と言はれてゐる。大方の一讀を乞ふ爲めに掲げたのである。

六、脚下照顧

帝人事件全被告の無罪が確定した時鹽野法相の爲せる聲明中の被告も検事も判事も反省すべきであるとの一語は大分物議を起したものであるが反省しなければならぬのはそのみに止まらない。殊に検事の心證は今尙動かすとの故を以て責任無しとする議論は不當では無いであらうが、事件が空中樓閣であつたことを社會では何人も疑はざるに至つて、これほどの騒動を惹起した責任が何處にも無いといふのは、何としても割切れないものが残された氣がする。局にあつた人は外部から云爲されるまでもなく心に問ふて道義上深く自省さるべきであらう。横濱事件にありては當面の責任者だけに兎も角も一應の處分が行はれたのであるから、中には免れてゐる向もないではないが、今にして尙ほ鞭たんとするのはな

い。たゞ併しその周囲にあつて庇護の手を延さんとするものは本人達が心から責任観の自覺を持つた後に於てすべきで、思ひ上れるものに單に新しい職場を與へ恩惠を垂れるやうなことがあつては世道人心を奈何せんやである。本人達も亦贖罪の意味に於て今後更生し社會に貢獻されたいものである。

司法制度の改善に就てはこゝに説くべく餘りに問題が大きく、各方面に於て色々論ぜられ、當局亦省みる所あり既に司法制度調査會も出來てゐるから、切に委員になられてゐる方々の眞摯なる攻究を祈つておくに止める。特に帝人事件や横濱事件に關係された理解と緣故ある人々には期待する所が多い。貴族院議員奥田剛郎氏の如きは檢事として横濱事件を扱はれた人であるから定めし檢察當局より見た徹底的改善意見があるものと想像する。

横濱事件が喧しくなつた後に横濱の土地で手近に出來ることは各方面共漸次改善を實現されてゐるので、この點は大なる犠牲を拂つたことが丸々徒爾では無かつたことを示し、聊か心やりである。例へば昭和十二年四月二十三日の讀賣、

檢事局では投書によつて摘發の端緒を握つたことも相當あつたが投書密告による檢舉は弊害多く益すること薄弱(略)擧る投書密告人に對し嚴重取調を行ひ虚構の事實が判明すれば假借なく誣告處分云々。

同年七月二十五日東朝

拷問の苦杯を喫した横濱檢事局は違反摘發の全責任をとり被疑者の取調は總て檢事自身が之を行ひ且つ本人の自供を第二義的のものとなし傍證固めに専念した、め違反被告數は激減を見たとは雖も(略)捜査は全く理想的に行はれたともいへやう。

同年十二月十五日同上

警察部内に起つた廓清運動の最大機軸は留置人の待遇改善で留置人の沐浴、洗面所の施設、適宜の運動を與へる事等(略)更に刑事警察官の捜査内規の改訂も意圖され拷問事件の成行きとは別個に進められてゐる、この警察部内刷新の動向は頗る注目するものといへやう。

等の記事が現はれてゐる。又集團放火事件で多數の豫審免訴が出たことは曩に述べたが、昔日の横濱にあつて苦しい思ひをしたものからすれば凡て隔世の感がある。

是等は孰れも反響の現はれと見るべきで、弊害あらば捉はるゝ所なく直に改善されてゆくのは邦家の爲め慶祝しなければならぬ。又事實法を護る職にあるものが正しく法を行ひその精神にそひさへすれば現行法に何の缺點もないのである。之を睨まれたが最後不思議に罪狀を認めしかも忽ち世の中から抹殺されてしまふ所謂肅清工作の恐怖政治が行はるる何處かの國と較べたら天地霄壤の差である。併し捜査檢察の方面が強壓手段に馴れて一步を進めると、それがその實運用に當る限られたる人の所爲に過ぎないにも係はらず全般的に累することゝなつて其の極國家を殆くすることなしとせぬから、此等の上司は深く顧みられなくてはならぬし、當局の威信も國民の信頼も其處にかゝると思ふ。

冤罪の絶滅といふ理想は畢竟人の世では達成されぬことも知れぬ。いくら正しくとも疑はれる時がないとは言へないが、その場合何人でも望むであらう所の人事を盡して深切丁寧に調べられた上の斷罪であればそれは天命である。冤罪を明にして無辜を救ふを使命の第一義とする」と云ひ「罪あるもの十人逃れんとも冤罪に泣くもの一人あらしむる勿れ」と謂ふは以て他山の石と爲すべきである。かくて他の爲せる所を自ら考へて見ても無理はないとすることが出来るやうであつたら、不満を言ふ餘地なく、不幸を運命と諦観する境地に入ることを得るであらう。

永田兵三郎氏著爾靈錄の一節に言ふ。

辯護士、嘗て判檢事たりし人、名士、現に社會の上層に活動してゐる人(略)是等の人々は悉く既往の私を信認せられ、事件を不慮の災難であると慰め、深甚なる同情を賜つたのである。さてこの事件が如何に成り行くかと云ふ點になると全く異口同音に「御氣の毒であるが第一審では到底駄目です、第二審に行けば何とか光明を見ることが出来るであらう」と云ふのであつた。云ふ迄もなく事實は一つである。白か、黒かである。然るに第一は黒だ。第二審に行けば白になると云ふやうな事は、私には其意味が何んとして

も諒解が出来ない。更に追及して見ると「夫れは今日の刑事裁判に對する國民の常識である。又それが事實である」と云はれる。然らば其理由は何れにあるかと問ひ詰めると、其の言葉は區々となり濁つて来る（略）苟も裁判は 天皇の御名に依つて行はれる神聖至上のものであることは言ふ迄もない。それが白になつたり黒になつたりする。（略）
公判が半ば進行した頃、關係辯護士數名の方に其感想を聞いて見た。「先づ無罪は三十名位は出るであらう、それ以上多くを望むことは無理である」と云ふのであつた。電氣局關係事件の公判も進行して全事件の事實審理が終つた際、重ねて其感想を聞いて見た。成程事件は全部空中樓閣であることが充分判明した、全く無實の捏造であることが判つた。此上は裁判長の腹一つだ、百名以上の無罪を出し得るか、唯裁判長の断にある」と云ふのである。私は此言も亦諒解が出来なかつた。既に事實無根であり、空中樓閣であると云ふことを充分認識せられた人々が、尙且其裁判に對し、断だの不断たのと云ふ不安を持つてゐる。事實無根だと認識せられたがら、何故無罪だと言ひ切る事が出来ぬのであらうか（略）既往の事實か慣習か、何ものかは知らぬが、こゝ迄裁判に對する國民的常識を不安に導いてゐると云ふことは、我國司法に對する絶大なる恥辱である。

嘗て小原法相は統計に依て起訴せられたる事件の豫審免訴となる割合の少いことを示し、當局の事件に臨む慎重の態度を貴院で辯じてゐる。（昭和十年一月二十四日）又事實確證ありとして有罪の確信を持つて起されたる事件が第一審に於て無罪となり檢事控訴もなくそのまゝ確定した例は多くないかも知れぬ。併しそれと同時に第二審以後に無罪となり或は亦刑の執行を受けてゐるものゝ冤罪が判つた例も、神奈川縣の最近の事實として現にある。従つて一旦嫌疑を受けると白くとも黒く見られることは充分有り得るのである。殊に徹底的に争ふ氣持も資力も時間もないものは尙更である。勿論神聖なる裁判所が公正なる判断をしながら敢て審判に躊躇する譯もなく法文の末節に拘泥して冤罪を罰する理由もないが大多數が豫審で肯定してゐる事件では決して樂觀を許さないから、蓋をあけるまでは之を保證し得るものがないのであらう。

賞罰は如何なる場合にも明かにすることを要する。従つて世人が認めて名判決名判官と稱ゆるに至れるものに對しては報ゆる所がなければならぬ。然るに部内では外で思ふほど重く用ゐられず却つて正義硬骨が容れられないといふことになつたら順應追隨を明哲保身の要訣とし身を以て非違の是正に當らんとする者なきに至らんことを虞れる。悪いことは罰せられると思ひながら尙ほ竊かに罪を犯すには何等か酌量すべき情狀ある場合もないとは謂へないが、専ら法を行ふの任にあるものに法に違ふことあらば宜しく之を糺し進んで責任の歸趨を明かにするの範を示すべきで、かくて遵法週間の如きを立てて世人を指導することが出来る。由來司法部が世俗に超然として國民の信頼厚きは其の基く所あるを知らねばならぬが、尙ほ賞罰を正しく功罪を明かにし、その光輝を一層増したいものである。

横濱事件に對し終始認識を誤つた東京朝日新聞の當時の横濱支局は正義指導の使命に發するのではあらうが神奈川版紙上執拗に筆誅を加へられたものである。それが間違つてゐることは冤罪を受けてゐるものから見れば明瞭であるから當事者としては、極めて不愉快であつて、天下の大新聞の記事であるだけに小さな不平を持たざるを得なかつた。併し現在の横濱支局は事件の判決もあり市政の實情にも通曉されるからその論調は一變し、特に横濱市に於ける雪冤會の後には左の記事を載せられるに至つた。

疑獄が起つた當時は協調市會の妥協の裏に何事か伏在するのではないかと疑ひ（略）市の長老たちに對してまで種々の疑惑をかけてデマを放ち又それ等のデマを信じて非難の聲をあげたものもあつたが、疑獄事件が跡方もなき無實のことであり、しかもこの日の熱誠溢る、情景を見るに及んではこれまで種々の立場にあつたものにも多大の感動を與へ大横濱再建のため市政長老や有力者の助言と指導に俟つもの少からぬことを痛感云々。

かういふことになつて何をか言ふべきことの残らう。各方面に誤解が是正されてゆくのは何物にもまさる喜びである。被告各自のことに就ても徒に他をのみ咎むるに急で反省すべき所無しとするのではない。元より本件に關する限り冤罪

に依て災禍を與へられたのであるから確かに「刑事被害者」たらざるなく、現に刑事補償を與へられて非のないことは明にされたが、當局の過を重ぬるに至れる間の道程に於て、若し多少でも道義上の責任があるとしたら深く顧みる所がなくはならぬ。人に累せられたるは誠に同情に値するが自らも亦他を累したのでは憚かる所無しとするを得ない。なるほど死を賭して拷問に耐ゆるは不可能であり、又永い勾留は耐え難い苦痛に相違ないがさうした原因から出来たにせよ多くの肯定が相寄り相集つて間違つた豫斷に拍車を加へ心證を悪くし重大なる結果を齎すことになつたと謂へないことはない。必ずしも直接の關係でなくとも間接に迷惑を及ぼしてゐることが往々あり、本人は夢にも氣付かないことで事件に色々の影響を投げかけ知らぬ間に他の責道具にされてゐる場合がある。されば冤罪である限り自他の爲めに公判で最善を盡すべきは道義の上から當然であつて、誠意を披瀝することに依て初めて其等一切の経緯から解放される。

横濱事件では多數のものゝ涙ぐましい精進に依て遂に眞實が明かにされたが、若し本件が或る部門の小範圍で打切られてゐたらそれだけの力は無かつたかも知れぬ。尤も専心没頭して解決に當られた人々や終始全力を擧げた會社の功を没すべきでないが、中には努力が目に見えない爲めに相手方を焦慮せしめたものや前代の出来事である爲めに多く關心を持たない會社がないでもなかつた。結果に於て幸に他に依て僅に事無きを得たが間違つて有罪になつても罰金位は苦痛と思はず服罪してゐるといふやうなことであつたら世道人心の爲めに憂ふべきである。さうなつては相手方は耐つたものではないから寛大な態度ばかり採つてはゐられなかつたであらう。之を思ふと慄然たらざるを得ぬのである。

こゝに於てかゝる災厄に遭遇せる場合に採るべき道は結論として第一に正義を死守する信念を飽くまで持たねばならぬといふことである。第二はそれが不可抗力のことに依て敗れたとしたら次には眞實を明かにすることに徹底して誠意を以て自他の爲めに盡さなければならぬ。そして事が済んだならば第三にこれまでの行きがゝりを棄てることにし悲惨なる冤罪の絶滅を冀望する意味に於て惨苦を共にせるものが協力を惜まず世に貢獻する所があつてほしいといふことになる。本

人の勤めてゐた役所、又は會社としても晏如としてゐないで此の如き事件の經過に鑑みて、深く將來に向つて善處する所がなくはならぬ。

判決の日を永く記念せんが爲めに期せずして結成された二七會で「難船の話」が出た。それは難船の原因が自然的でない人爲的のものがあつたところ、或は又當面の措置を誤つたものがあつたところ、兎も角も一つの運命に翻弄される仲間になつたからには、力を協せて先づ沈没から免れ命を助ける方策を講じることが第一である。同舟の義務を忘れ他が死力を盡して助かる工夫をこらしてゐる時に呑氣に傍觀してゐるものゝ如きは論外であるが、誠意を以て爲し能ふ最善の努力を傾注したものは一應恕さるべく、それで罪業滅せり義務了れりとは必ずしも謂へないが、尙ほ之を咎むるは酷である。船が漸く安全の所に着いて命が助かつたことが何よりも幸運であつて、その時安心すると同時に今更與へられたる損害を思ふのは人情の常とは謂ひながら實は之を償ふ適切なる方法が容易に發見し難い。船に残されてまだ善後策に従つてゐるものさへある。それに較べると難船を過去の思ひ出して楽しい上陸をしたもの達は速かにわだかまりを解く方法を講じ心から朗らかになり、そして自己の經驗を生かして少しでも世を益することにしたいものであると謂ふのである。二七會の集りに多くを期待するは無理かも知れぬが忘れ難き語り草だけはいつまでも盡きぬことであらう。

不祥なる横濱事件を無意義に終らしめたくない爲めにその眞相を傳へ、これを記念せんとして長く述べ來つたが、若し少しでも讀者の注意を喚起するものがあつたならば、望外の幸福である。

附 錄

橫濱事件日表

昭和年 月 日
 九・九・一 川崎市ニ起レル疑獄達ニ横濱市ニ及ビコレコリ公務員
 會社商人交互ニ檢舉サン盡クル所ヲ知ラズ
 九・一〇・三 大西川崎市土木課長獄中ヨリ堀檢事ヲ人權蹂躪ニテ告
 訴ス
 九・一〇・三 川崎市事件一部(建築關係)豫審終結決定
 九・二・一〇 堀江水道、稻葉電氣、永田土木ノ三局長ノ外ニ途ニ大
 岡助役ニ及ブ、松井檢事正ノ聲明ハ當局ノ認識ト事件
 ノ取扱振ヲ知ルニ足ルモノアリ
 九・二・一三 大西横濱市長辭表提出、市會承認セズ
 九・二・一三 東朝横濱支局「横濱市政座談會」開催、丹波支局長、
 篠田、青木ニ記者ヲ中心トス、諸家ノ意見連載サル
 九・二・二五 横濱船渠ノ岐阜縣事件ニヨリ連行サレタル島根縣土木
 課長北原嶮氏獄中ニ縊死ス、本件第一ノ犠牲者ナリ、
 自殺未遂ノモノ、コト亦報道サル
 九・二・三〇 貴族院ニ岩田宙造氏人權蹂躪問題糺彈

九・三・五 衆議院ニ名川侃市氏同上
 九・三・二 田邊神奈川縣土木部長(勅任待遇)連座、號外前日ニ
 早クモ出ヅ
 九・三・二九 川崎市事件一部(燒却場關係)豫審終結決定
 九・三・三〇 貴族院豫算總會ニ鷗澤聰明氏小原法相ト人權問題論争
 九・三・二六 「死なう團」ノ人權蹂躪告訴不起訴ト決シ抗告、裏面
 ニ複雑ナル経緯アリト報セラレ
 九・三・二七 帝人事件豫審終結決定、世論轟々タリ
 一〇・一・五 永井次席檢事並ニ堀檢事大西川崎市土木課長ノ堀檢事
 告訴問題ニ就テ語ル
 一〇・一・二 川崎市事件殘部豫審終結決定、横濱事件ニ關係アル贈
 賄事實カ片面的ニ認定サレオリ
 一〇・一・二五 神奈川縣知事横山助成氏東京府知事ニ轉シ神社局長石
 田馨氏ソノ後任トナル
 一〇・一・二六 議會ニ於ケル論難ニ對シ横濱檢事局ハ拷問事實ノ有無

ニ關シ小原法相ニ報告セリト傳ヘラル、此ノ報告書ノ記載ト其後明瞭トナレル事實ト對比再檢ヲ要ス
10.1.17 松井檢事正檢舉打切聲明「殘黨狩リ」「不淨分子清掃」等ノ語アリ

10.1.23 貴族院ニ美濃部達吉氏人權問題ヲ論ズ
10.1.24 橫濱裁判所ガ豫審廢止ヲ答申セリト傳ヘラル
東朝社說「人權擁護の宣言」ヲ掲グ

10.1.29 山室周作氏選舉違反事件判決、
貴族院ニ岩田宙造氏人權問題追及、小原法相統計ニヨリ辯明

10.2.1 衆議院豫算總會ニ名川侃市氏人權問題ヲ論ズ
10.2.4 橫濱市政廳清ヲ叫ビ來レル檢察當局市會摘發ノ意思ナシト否定市政刷新ノ如キハ闕知スルコトニアラズトス

10.2.13 橫濱辯護士會送ニ人權問題ノ調査ヲ始ム
10.2.17 靜岡縣土木部長木村憲七郎氏逝去、橫濱事件ニ關聯シテ召喚ノ豫定ナルシト傳ヘラル

10.2.19 東朝大西市長再選ニ關シ「私政太平記」ヲ連載ス
10.2.20 貴族院豫算總會ニ鶴澤聰明氏人權問題ヲ論ジ橫濱事件ニ及ブ

10.2.23 中村房次郎氏貿易新報紙上ニ「東京朝日神奈川版ノ妄

ナ辯ズ」ト題シテ堂々所信ヲ聲明
10.2.25 川崎市市長中屋重治氏辭表提出
10.2.26 東朝「橫濱私政」第三者批判連載、松井檢事正其他諸家ノ感想アリ
10.3.25 刑事訴訟法中勾留期間ノ更新ニケ月トアルヲ一ケ月トスルノ改正案衆議院委員會ヲ通過シ政府亦同意ス
10.3.26 川崎市市長中屋重治氏退職
10.4.24 中村房次郎氏檢事局ニ召喚サレシモ事無シ
10.4.25 中屋重治氏同上
10.4.28 東朝「橫濱市大疑獄の解剖」ヲ連載「龍頭蛇尾ナリ」トス
10.4.29 橫濱事件ニ重大ナル關係アリシ次席檢事永井太三郎氏上席檢事奥田剛郎氏同時ニ轉任發令
10.5.3 岡田内閣最初ノ地方長官會議ニ小原法相司法警察官吏ノ人權問題ヲ説ク
10.5.17 元縣土木部經理課長橋坂武運三氏保釋出所中自殺、第二ノ犠牲者トス
10.5.20 鬼頭橫濱地方裁判所長轉任
10.5.24 元橫濱船渠常務生野鼎氏保釋出所中自殺、第三ノ犠牲者トス

10.5.29 橫濱刑務所長小橋川昭慶氏轉任
10.5.30 山室派選舉違反事件上告却下原審確定、人權蹂躪ノ作ヘル事件ナリシモ告訴ハ遂ニ取上ケラレズ後ニ至リ警察官行政處分ヲ受ク
川崎市水道部事件第一審判決（橫濱事件ニ關係ナシ）
10.6.20 大西橫濱市長辭表提出、ソノ感想中ニ「疑獄連座ノ人々ノ潔白ヲ信ズ」トス、村山助役亦殉ズ
10.6.23 帝人事件公判開始、第一回ヨリ波瀾萬丈
10.6.24 司法省內檢察事務調査會ノ檢察刷新大綱原案成ル
10.6.26 橫濱事件電氣局關係豫審終結決定
10.7.1 縣關係同上
10.7.8 同 土木局關係同上
10.7.10 同 水道局關係同上
10.7.16 光行檢事總長檢察事務審查會ヲ設ク
10.7.26 前記橫濱事件豫審終結決定發表、松井檢事正ハ綱紀肅正ヲ説キ被告巨頭ハ公判ノ展開ニ見ルベシトス
10.8.29 橫濱事件裁判長中島民治判事ニ決定
10.10.1 神奈川縣自動車事件第一審判決
10.10.11 豫審判事田邊高三郎氏逝去
長岡橫濱地方裁判所長退職、後任赤羽瀧氏

留岡警察部長部内異動發令、橫濱事件ヲ摘發セルモノ
拔擢昇進
10.10.20 東日社說「司直の權威」出ヅ
10.11.9 橫濱事件公務員側ノモノガ擔當辯護士ト開港記念橫濱會館ニ會合セルヲ目シテ「被告會議」トシ松井檢事正之ヲ「言語道斷」トス
10.11.30 橫須賀放火事件陪審裁判ニ於テ再度「然ラズ」ト答申サレ被告ニ出監命令出ヅ
10.12.20 橫濱事件公判第一回開廷、五部門全員出廷ノ爲メ陪審法廷モ狹隘ヲ告ケ二回ニ分タル
10.12.23 松田町集團放火事件ニ獄中自殺者出ヅ
10.12.26 二・二六事件起ル
10.12.29 川口派選舉違反事件ノ主要人物高木勝太郎氏三階豫審控室ヨリ飛降自殺、遺族遺骸引取拒絶問題トナリ、三崎署留置場ニ於ケル加藤崎村議ノ眼ヲ突キテ自殺ヲ圖レル悲惨事ナドモアリ、宮川浦賀警察署長以下ニ對スル人權蹂躪告發ニ進ム
10.12.29 橫濱事件人權蹂躪告發、提起者十七名
10.12.29 橫濱事件公判近ク各方面緊張、東朝ニ裁判長、主任檢事、法曹界三方面ノ感想掲載、竹上檢事ハ「同疑獄ガ

- 空中樓閣ニアラザルコト立證サルベシトシ、赤尾辯護士ハ「空中樓閣タルコト立證サルベシ」トス
- 二・四・二〇 横濱事件第一部門川崎市事件公判始マル
- 二・五・二六 衆議院豫算分科會ニ於テ司法豫算警告の附帶決議ヲ附セラレテ可決サル
- 二・六・一 裁判長健康ヲ害シ休延中ナリシ川崎市事件公判再開
- 二・六・六 川口派選舉違反事件關係ノ三刑事起訴前強制處分、記事掲載禁止
- 二・六・八 司法長官會同ニ林法相部内革新訓示
- 二・六・九 東朝社説ニ於テ國法ヲ守ルヲ本務トスル司法官ニ訓示ナスルノモ異ナモノトス
- 二・六・三 潮内相、湯澤次官、荳場警保局長等人權蹂躪ノ事實ヲ確認スト傳ヘラル
- 二・六・六 司法長官會同ニ於テ司法部革新策大綱決ス
- 二・六・二 三刑事正式起訴、休職發令
- 二・六・三 加藤道雄刑事課長重大事件ノ責任ヲ負ヒ辭任スト傳ヘラル
- 二・七・二〇 川崎市事件竹上檢事論告求刑
- 二・七・二三 川崎市事件辯論ヲ了リ結審
- 二・八・一 松田町集團放火事件ニ亦獄中自殺者出ヅ、該事件第二

- ノ犠牲者ナリ
- 二・八・二〇 横濱事件第二部門土木局事件公判始マル
- 二・八・二五 荒木警察部長警察部ノ人權問題ニ絡ム志氣沈滞ヲ打破スト稱シ大異動ヲ行ヒ刑事課ノ總轉出ヲ爲セルハ可ナルモ横濱事件ニ關係アルモノノ榮進若クハ刑事課返咲等アリ
- 二・八・二六 神奈川縣自動車事件控訴審ニ於テ元保安課長石原武二氏以下ニ無罪ノ判決アリ、昭和八年五月摘發セラレタル事件ニシテ横濱事件ト内容酷似ス、判決理由ハ事理ヲ盡セルモノナリ、
- 二・九・二 宮川元浦賀警察署長召喚即日起訴、依願免官
- 二・九・二 自動車事件檢事ノ上告期間満了シ無罪確定石原氏ハ直ニ官界ニ復活ス
- 二・九・二 河野派選舉違反事件公判續開人權問題ニツキ特別辯護人砂田重政代議士ハ補充訊問シ檢事ノ暴行ガ法廷ニ問題トナル
- 二・九・九 國鐵前代未聞ノ珍本「疑獄豫防讀本」ヲ作成、檢察不信認ノ表現トモ見ラルル部分ヲ含ムト傳ヘラル
- 二・九・九 東朝鐵筆欄ニ「人權の尊重」ノ寄書アリ
- 二・九・二〇 讀賣一日一題欄「疑獄を豫防する」出ヅ

- 二・一〇・三 土木局事件竹上檢事論告求刑
- 二・一〇・六 土木局事件辯論ヲ了リ結審
- 二・一一・三 元浦賀警察署長宮川靜摩警部ヲ含ム四警官人權蹂躪事件豫審終結決定、記事解禁「拷問神奈川」ノ名忽チ天下ニ響ク、松井檢事正ハ「拷問ニヨリ眞實ヲ陳述セル例多シ」ト語ル
- 二・一二・五 神奈川縣ノ拷問ニ對シ各紙一齊ニ社説ニ於テ之ヲ非難シソノ責任ヲ糾ス
- 二・一二・六 横濱事件第三部門水道局事件公判始マル
- 二・一二・五 横濱辯護士會警官ノ非違糾彈ノ決議ヲナス
- 二・一二・六 横濱事件ニ於テ證人トシテ喚バル、警察官ニ對シ拷問ヲ叫ブ被告ノ態度ヲ以テ卑劣ナル法廷戰術ナリトシ加藤圓治刑事課長「誣告の反訴をも辭ぜず」トス
- 二・一二・三〇 神奈川縣會開期ヲ通シ殆ンド全員痛烈ニ人權蹂躪ヲ非難ス
- 二・一二・三七 光行檢事總長退職泉二檢事總長トナル
- 二・一二・三三 帝人事件公判ニ於テ三土忠造氏心境ヲ述ブ

- 二・一二・三四 松井檢事正京都ニ轉ズ、責任ヲ負フト自ラ語ル
- 二・一二・二 四警官拷問事件公判始マル
- 二・一二・三 加藤道雄前刑事課長（現警視廳寺島署長）突如退官、曰ク「自分ハ退クベキ時ト感シ」云々、留置警務部長亦「責任ヲ問ヘルニアラズ」トス
- 二・一二・五 四警官拷問事件公判ニ證人トシテ右ノ加藤元警視出廷證言ニ於テ其ノ懷抱スル社會認識ヲ暴露ス
- 二・一二・六 横濱疑獄摘發主任竹上檢事カカル大事件ノ公判立會中ナルニモ拘ハラズ引責退職、同事件ノ取調ニ當レル檢事ハ全部轉出、堀檢事ノ如キハ遠ク旭川ニ左遷サル、往年京都豚箱事件以上ノコト、謂ハル
- 二・一二・七 拷問警察官處分ノ懲戒委員會ニ先チ警部淺田信義警部補中西利重辭表提出
- 二・一二・七 松井檢事正ノ責任司法部内ニ問題トナルト傳ヘラル、松井檢事正ハ「左遷サレテ既ニ責任ヲ負ヘリ檢事自身ガ不都合ノ取調ヲシタト云フコトハ聞カヌ」ト京都ニ於テ語ル
- 二・一二・八 横濱檢事局動搖、縣市疑獄摘發副司令トシテ勇名ヲ馳セタ貴族院議員男爵奥田剛郎前上席檢事來演云々（東朝）檢事局へ頻々投書……苟モ司法檢察官ニ對シ侮蔑

的擲論シタ投書ノ舞込ダコトハ未曾有ノコトダケニ
檢事連ハ大腐リテ内心憤慨云々(讀覽)

三・二・九 公判立會ニ菊池圭作檢事ヲ起用セントシタガ同檢事ハ
不健康ノ理由デキツバリ拒絶三各檢事共ニ同疑獄公判
擔任ヲ喜バズ檢事局幹部モソノ後任ニ苦慮云々(東朝)

三・二・一〇 竹上牛三郎檢事退職發令
拷問警察官行政處分發表第一回、依願免官、減俸、譴
責、訓告、轉勤等

三・二・一二 東朝「拷問問題を語る」ヲ連載「要するに縣市疑獄公
判だけでも社會に對する司法部の威信を保持し公訴事
實の眞實性を高唱せねばなるまい」トス

三・二・一三 東日社説貴族院ニ於ケル小久保喜七氏衆議院ニ於ケル
濱野徹太郎氏ノ演説ヲ引用シテ殘虐ナル人權蹂躪ヲ論
シ横濱事件ニ於ケル檢事ノ異動ニ及ビ國民ノ疑惑ガ現
實ノ驚駭トナレリ網紀地ニ際ツトス

三・二・一四 衆議院豫算總會ニ於テ牧野良三氏人權蹂躪ヲ論シテ檢
事ヲ非難シ平川松太郎氏神奈川縣ノ拷問ヲ論シテ相川
警察部長ノ責任ヲ問フ

水道局事件公判ニ於テ首腦部ノ意ヲ體シタ菊池檢事ハ
横濱事件ニ人權蹂躪事實ガアツタコトヲ確認潔ク兜テ

ヌイダ、カクテ病氣ヲ理由トシテ立會ヲ再三辭退シタ
菊池檢事選リ角田俊次郎、楠野荒喜二檢事立會制トナ
ル

三・二・一五 東京控訴院檢事長金山季逸氏大阪へ轉ズ

三・三・一五 各紙横濱事件人權問題ヲ取扱フ

三・三・一六 東朝鐵等欄ニ屢々人權問題出ヅ此日亦之ヲ冷罵スル寄
書アリ、

三・三・一四 衆議院ニ於テ人權蹂躪根絶ノ決議案成立ス、コ、ニ於
テ各紙亦一齊ニ之ヲ論ズ

三・四・一 四警官拷問事件結審

三・四・二 同上第一審判決、執レモ禁錮刑

三・四・三 横濱檢事局投書ノ弊ヲ悟リ虚偽ノ場合誣告處分トスベ
シト戒シム

三・五・五 水道局事件角田檢事論告求刑、分離セラレタル濱橫船
渠ノ谷田部被告ニ對シテハ別ニ十二月二十一日論告求
刑アリ

三・五・六 神奈川縣集團放火事件記事解禁、コレヨリ其ノ全貌漸
次明瞭トナル

三・五・三 水道局事件辯論ヲ了リ結審

三・五・三 四警官拷問事件ヲ派成セル川口派選舉違反事件横濱裁

列所ヲ忌避シテ公判延期

三・五・一六 横濱事件第四部門縣土木部事件公判始マル

三・六・九 司法長官會同ニ於テ池田大審院長ノ演述並ニ泉二檢事
總長ノ訓示アリ時弊ニ觸ル、所多シ

三・六・一〇 川口派選舉違反事件裁判長忌避ノ申立ヲナス、一方裁
判長ハ移管問題決定マテ公判ヲ停止ス

三・七・六 相川朝鮮總督府外事課長ガ宮崎縣知事ニ榮轉ノ内定ヲ
傳ヘラル、ヤソノ神奈川縣在職當時拷問ノトツブチ切
リ縣市疑獄ニ集團放火事件ニ部下ヲ指揮監督セル責任
ヲ追及サルベキナリトノ聲起ル

三・七・一〇 集團放火事件豫審終結決定ノ結果被告總數百八十三名
中豫審免訴九十名自殺ノ爲メ公訴棄却二名公判ニ附セ
ラレシ者九十一名、豫審ノ權威ガ發揮サレシト同時ニ
檢察ニ對スル世論沸騰ス

三・七・一三 集團放火事件ノ爲メニ必要トナレル陪審法改正案ノ樞
密院ニ於ケル審査委員會ニ人權問題論セラル

三・七・一四 川口派選舉違反事件ノ管轄移轉請求ハ東京控訴院ニヨ
リ却下サル

三・七・一六 縣事件角田檢事論告求刑
三・七・一〇 拷問警察官行政處分發表第二回、島田警察部長ニ依テ

行ハル

三・七・三 衆議院ニ於テ平川松太郎氏河野一郎氏「拷問神奈川」
ヲ糾彈ス

三・八・三 衆議院委員會ニ於テ平川松太郎氏拷問警察官ノ不起訴
處分ヲ非難ス

三・八・六 帝人事件論告始マル

三・八・七 人權蹂躪問題ノ爲メ陪審法改正案ニ限り本議會ニ流産
ト決定

三・八・九 縣事件辯論ヲ了リ結審

三・八・二 帝人事件求刑全員實刑

三・九・六 横濱事件第五部門電氣局事件公判始マル

三・一〇・一 選法週開始マル「當局有司の方面亦自ら反省を加へ其
の精神の徹底に努むべし」ト論セラル

三・一〇・五 神奈川縣警察部明期警察ノ建設ヲ期シ先ヅ留置人ノ待
遇改善ヲ圖リ尙ホ捜査内規ノ改訂モ意圖スト傳ヘラル

三・一〇・六 電氣局事件立會三度選レル大石檢事論告
三・一〇・七 同上求刑
三・一〇・八 帝人事件判決、全部無罪、世論大ニ起ル
三・一〇・九 電氣局事件辯論ヲ了リ結審、コレニテ横濱事件五部門
ヲ了ル

- 一三・二・三 檢事正松井和義氏遂ニ退職、神谷檢事正ハ同氏ガ「全責任ヲ甘受サレタリ」ト横濱ニテ語ル、松井氏ハ「後進ニ道ヲ譲レリ」ト京都ニテ語ル
- 一三・二・四 帝人事件ニ關シ岩村大審院檢事次長進退何提出
- 一三・二・五 帝人事件檢事控訴ナク無罪確定、コレヨリ復官、雪冤、保留中ノ叙勳等アリ
- 一三・二・六 携問警官行政處分發表第三回、三回ニ亘レル行政處分ニハ重復セルモノアリ、實人員合計四十二名此外ニ病氣ノ爲メ未處分ノモノ及ビ處分前警察界ヲ去レルモノアリ
- 一三・二・七 神奈川縣警察部犯罪捜査ヲ合理化シ自白偏重ノ風ヲ排シ明期警察ヲ再建セントスト傳ヘラル
- 一三・二・八 横濱事件判決ハ二月初旬ノ豫定、檢事局ハ檢事一體ノ原則ヨリ飽クマテ公訴ヲ支持スベシトシ東京控訴院檢事局ヨリノ來援檢事控訴ノ理由發見ニ最後ノ努力開始カク事前ニ數カレタ決死的防禦ハ蓋シ未曾有ノコトナリト報ゼラル
- 一三・二・九 議會ニ於テ司法部ノ責任糾彈サレ當局ニ司法制度改善調査機關設置ノ議アリ
- 一三・二・一〇 横濱事件判決、犯罪ノ證明ナシトシテ無罪實二百十九

- 一三・二・一一 名、死亡ノ爲メ公訴棄却二名、有罪僅二十五名
- 一三・二・一二 檢事控訴ナク無罪確定、有罪十五名中瀆職ハ消滅シ公務執行妨害教唆ノミガ罪ニ問ハレ執行猶豫ヲ附セラレタル横山元川崎市助役外罰金刑二名ハ服罪、他ノ十二名ハ控訴ス
- 一三・二・一三 控訴セル元縣技手前原源次郎氏割腹自殺ス本件ヲ最後マテ血塗レルモノニシテ第四ノ犠牲者トス
- 一三・二・一四 病氣ノ爲メ分離中ノ電氣局事件坂田元會計課長及ビ事變應召中ノ渡邊東電社員ノ公判開廷檢事モ遂ニ無罪ノ論告ヲ爲スニ至ル
- 一三・二・一五 貴衆兩院ニ於テ檢察刷新ノ論議喧シ
- 一三・二・一六 前記坂田氏ニ無罪、渡邊氏ニ公訴棄却ノ判決アリ、依テ横濱事件被告百三十八名中無罪百二十名公訴棄却三名而シテ有罪十五名ノ結果トナル、公判開廷實二百五十回ニ及ベリ
- 一三・二・一七 衆議院ニ於テ檢察廳獨立決議案成立シ、言論界亦之ニ就テ論ズ
- 一三・二・一八 鐵道疑獄公判始マル
- 一三・二・一九 城ヶ島集團放火事件豫審免訴ノモノニ對スル刑事補償決定

人權問題世論

(横濱事件繫屬中新聞切抜)

- 九・二・一〇 貴族院ニ岩田宙造氏人權蹂躪糾彈
- 九・二・一一 衆議院ニ名川侃市氏同上
- 九・二・一二 貴族院豫算總會ニ鶴澤聰明氏小原法相ト人權問題論爭
- 九・二・一三 議會ニ於ケル論難ニ對シ横濱檢事局ハ「携問事實の有無ニ關シ各種資料を蒐集研究して小原法相に報告し檢察權誹謗の策謀を排撃する意圖」ト傳ヘラル
- 九・二・一四 貴族院ニ美濃部達吉氏人權問題ヲ論ズ
- 九・二・一五 東朝社説「人權擁護の宣言」美濃部氏ノ所論尊重
- 九・二・一六 貴族院 岩田宙造氏人權問題追及、小原法相統計ニヨリ辯明
- 一〇・二・一 衆議院豫算總會ニ名川侃市氏論ズ
- 一〇・二・二 貴族院豫算總會ニ鶴澤聰明氏論シ横濱事件ニ及ブ
- 一〇・二・三 地方長官會議ニ小原法相「司法警察の威信を傷めるのみならず延いては國家權力を呪咀し詭激なる思想を醸

- 一〇・三・一 成せしむる原因となる」ト訓示ス
- 一〇・三・二 光行檢事總長檢察事務審査會ヲ設ク
- 一〇・三・三 東日社説「司直の權威」ノ一節「第一審において死刑の宣告をうけた被告が第二審において無罪の判決をうけ檢事局が之に對する上告權を放棄したといふ事實は少からず世の視聽をそばた、しめた(略)少くとも一般人をして一種奇異の感を抱かしめずには置かぬ」
- 一〇・三・四 衆議院豫算分科會ニ於テ司法警察官ノ吏道振肅非違絶滅並ニ檢察事務ニ對スル民衆怨嗟弊風一掃ノ附帶決議ヲ附セラレテ豫算可決
- 一〇・三・五 司法長官會同ニ林法相部内革新訓示
- 一〇・三・六 東朝社説ニ於テ「國法を守るを本務とする司法官に訓示をするのも異なるものであり(略)訓示だけで刷新が出來ようとは思へない」トス

七十七名ニ對シ一齊ニ補償サル、コトニ決定サル

二・六・三 潮内相、湯澤次官、萱場警保局長等人權蹂躪ノ事實ヲ

確認シ斷手嚴戒セントスト傳ヘラル

司法長官會同ニ於テ司法部革新策大綱決ス

二・九・九 東朝鐵筆欄「人權の尊重」ニ「自己の過誤に就て馬耳東風の體をなすあらば國家の風教上に及ぼす影響は甚大」トス

二・九・一〇 讀賣一日一題欄「疑獄を豫防する」ニ「斯うにでもせなければ人は四六時中疑獄に引つ掛る虞れがあることほど左様に恐るべき可能性に満つ、各員は常に戦々兢兢として神經衰弱に陥らなければならぬ、よう云はんわである」トアリ

二・二・二五 四警官拷問事件豫審終結決定ニツキ東朝社説「當然その上司たる知事警察部長の行政的責任は重く問はるべきで(略)いづれ事件終結の上一括その責を明かにすべき時期あるを期する」東日社説「官僚獨善主義の排斥と法官テロの非難(略)機構改革はまづこの方面から讀賣社説「國家權力行使の任にあたる官僚の最近の態度は(略)甚しく常軌を逸脱する傾向にある」トス
二・二・三〇 神奈川縣會ニ縣民怨嗟ノ聲ヲ反映シ人權蹂躪ヲ論ゼザルモノ殆ンドナシ、シカモ其ノ態度ノ強硬ナルハ縣會

トシテ未曾有ノコトナリ

三・二・三 東日社説、貴族院ニ於ケル小久保喜七氏衆議院ニ於ケル濱野徹太郎氏ノ演說ヲ引イテ殘虐ナル拷問ヲ論ジ横濱事件ニ於ケル檢事ノ異動ニ及ビ「國民の疑惑は全く現實の驚駭となつた」トシ「法に對する國民の輕侮は已むを得ないところで綱紀は即ち地に墜ちわが文化はこの一點において泥土に委せられるのだその一般國民の法に對する觀念の動搖は頗る大きいが直接禍害を受け人格を蹂躪せられた人々の精神に對する影響も恐ろしいものがある」トス

三・二・三 衆議院豫算總會ニ於テ牧野良三氏人權問題ヲ論ジ「司法當局の人員が少いたためでは斷じてない(略)その結果無罪であつても世間に對し感情的に不自然たるを得ない、竹上檢事は辭任に際し思想犯人ニ拷問を許すといふことが人權蹂躪の問題を惹起したのだと云つてゐるが實に由々しいことで警察官の暴虐なる拷問を檢事が見て見ぬ振をしてゐるのである」ト、平川松太郎氏亦「死なう團事件が勃發した當時の相川警察部長は盟主江川櫻堂に謝罪文を送り一名の警官を免職したに過ぎぬ、これより以後人權蹂躪相次いで起つたのである」

トス

三・三・五 各紙横濱事件人權問題ヲ取扱フ「いづれ拷問警察官も今頃拷問されてゐるに違ひない、今までどんな人でも嫌疑を蒙むつて警察の門をくゞらされ、ばさばさ悪人といふ極印を押された(略)人民が人權蹂躪に泣寢入らず不正な壓迫に對抗する意識をもつことが人權蹂躪を少くする方法である」(東日)「縣市疑獄事件取調にからむ神奈川縣警察官吏の瀆職事件は近頃大掛りな人權蹂躪問題として今期議會にも論議(讀賣)」

三・三・六 東朝鐵筆欄「何時もその場限りの處置でウヤムヤに終つてゐる(略)醜い功名心が拷問を敢てせしめ無理無體な虚構な自白を強要しそして視杯となる」

三・三・三四 衆議院ニ於テ人權蹂躪根絶ノ決議案成立シ各紙亦一齊ニ論ズ「殊に神奈川縣に於ける事件の責任を負うて退いた一檢事が云つた様に思想犯絶滅に手段を選ばざりし結果司法警察官の間に拷問沙汰が馴れつこになつたこと」(東朝)「舊式の非科學的な方法で自狀を強要する(略)文化人になるほど拷問に對する抵抗力がない神經質の人は尙更だ、それだから拷問の危険が多いといふことになる」(東日)「神奈川縣で目下裁判中の事

件のやうに養の子だの棍棒だのといふ中世紀的講談式のになると拷問といふ方がピツタリ来る(略)この種の問題に對する社會の無關心」云々(讀賣)

三・六・九 司法長官會同ニ於ケル池田大審院長ノ演述並ニ泉二檢事總長ノ訓示時弊ニ觸ル、所多シ

三・七・二 集團放火事件大量豫審免訴出テ各紙一齊ニ非難ス「審理中の縣市疑獄も被告百四十名。自殺した被告がある(略)「人權蹂躪魔といふものは何で退治する」(東日)「人を見たら犯人と思へ、これが神奈川縣の方針らしい」(讀賣)

三・七・三 集團放火事件ノ爲メニ必要トナレル陪審法改正案ノ編密院ニ於ケル審査委員會ニ人權問題論ゼラル

三・七・三 衆議院ニ於テ「拷問神奈川」糾彈サル、平川松太郎氏相川警察部長の下に加藤刑事課長があつて拷問事件が惹起して以來選舉違反といはず瀆職事件放火事件等相次いで拷問事件が起り縣民を戦慄せしめてゐる」河野一郎氏「神奈川縣に於ける人權蹂躪事件の元祖ともいふべき相川現宮崎縣知事を馬場内相は何の必要があつて朝鮮から榮轉させたのか、責任者處分と云へば必ず巡查警部等の下級官吏だけで課長知事は一人も處分し

- てゐない、特に當面の責任者であつた加藤刑事課長の如きを斡旋するものがあつて東京電氣で相當の高給を喰んでゐる、こんなことでは人權蹂躪は根絶せぬ」
- 一三・八・三 衆議院委員會ニ於テ平川松太郎氏拷問警察官ノ不起訴處分ヲ難詰ス「事實は認めるが輕微である故不起訴處分に付したと云ふのは首肯出来ない貧故に僅かの物を窃んで窃盜罪に問はれて嚴罰に處され凌虐暴行を加へ人權を蹂躪しても警察官なるが故に寛な處分で濟むと云ふ當局の方針は根本的に誤つてゐる」
- 一三・八・七 人權蹂躪問題ガ災ヒシ陪審法改正案ニ限り本議會ニ流産ト決定
- 一三・一〇・一 遵法週開始マル「當局有司の方面亦自ら反省を加へ其の精神の徹底に努むべし」ト論ゼラル
- 一三・一・二四 議會ニ於テ司法部ノ責任糺彈サレ當局ニ司法制度改善調査機關設置ノ議アリ
- 一三・二・三 貴衆兩院ニ於テ檢察刷新ノ論議喧シ
- 一三・三・一 衆議院ニ於テ檢察廳獨立決議案成立シ言論界亦之ニ就テ論ズ

391
456

昭和十四年二月三日印刷納本
昭和十四年二月七日發行

【非賣品】

著作兼發行者 竹下百馬
東京市向島區寺島町三丁目四十八番地

印刷者 山口堅作
東京市淺草區小島町一丁目六番地

印刷所 山口博盛堂
東京市淺草區小島町一丁目六番地
電話淺草四六一五三番

